

BUSINESS REPORT 2019

2018年度決算ジブラルタ生命の現状



保険に愛という本質を



はじめに

皆さまには、日頃よりジブラルタ生命を

ご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

ディスクロージャー誌「ジブラルタ生命の現状」では、

経営方針、事業概況、財務状況など、

当社の事業活動についてご説明しております。

本誌が、皆さまに当社をご理解いただくうえで、

少しでもお役に立つことができれば幸いです。

「安心」と「信頼」のシンボル
ジブラルタ・ロック、
その強さが社名の由来です。

ジブラルタ生命は、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として、2001年4月から営業を開始しました。その社名は、ジブラルタ海峡に位置する長さ4.8km、高さ400mにもおよぶ巨大な岩山“ジブラルタ・ロック”を由来としています。



Contents

	はじめに
■ P.2	ごあいさつ
■ P.3	経営理念
■ P.4	2018年度決算ハイライト
■ P.9	コーポレート・ガバナンス
■ P.18	お客さま本位の業務運営に関する方針
■ P.21	SDGsに関する取り組み
■ P.22	お客さま満足度向上への取り組み
■ P.26	適切な保険金等のお支払いのための取り組みについて
■ P.27	お客さまサービス
■ P.28	多様化推進への取り組み(ダイバーシティ&インクルージョン)
■ P.30	環境への取り組み
■ P.31	健康経営の取り組み
■ P.32	社会貢献活動
■ P.34	ライフプラン・コンサルタントについて
■ P.35	代理店チャンネルについて
■ P.36	プルデンシャル・ファイナンシャルについて
■ P.37	業績・データ編
■ P.119	生命保険協会統一開示基準項目一覧



当冊子は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

(2019年7月作成)



会社概要 (2019年3月31日現在)

社 名：ジブラルタ生命保険株式会社
英 文 名：The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.
営 業 開 始：2001年4月3日(平成13年4月3日)
資 本 金：755億円
総 資 産：11兆6,629億円
保険料等収入：1兆1,727億円
従 業 員 数：12,731名
本 社 所 在 地：東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
URL：www.gib-life.co.jp/

◀ ジブラルタ生命のあるプルデンシャルタワー(東京都千代田区)

ごあいさつ



平素より、ジブラルタ生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、2018年度の業績をはじめとする当社の現状をまとめた冊子を作成しましたので、本誌を通じて当社へのご理解を一層深めていただければ幸いです。

2018年度の経済環境を振り返りますと、海外においては、米国で景気のピークアウトが意識され始め、同時に通商面における保護主義的な動きの影響が、中国を中心に実体経済において顕在化し始めました。

国内においては、7月から9月にかけて自然災害の影響があったものの、雇用環境の改善、企業の設備投資の増加基調を維持し、内需の押し上げに寄与しました。しかしながら、予定される消費税率引き上げの影響等を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、依然として低金利の環境が続いています。また、生命保険業界においては、2018年4月に標準死亡率が改定されたことに伴い、一部

商品の保険料の見直しが行なわれました。

このような経済環境下においても、当社は「お客さまとそのご家族に経済的な保障と心の平和をお届けする」という揺らぐことのない使命のもと、主力のライフプラン・コンサルタント、および当社と企業理念を共有している一般代理店が、コンサルティングサービスを通じてお客さまに最適な保障を提供し、引き続き堅調な業績となりました。

当社は、「お客さま本位の業務運営に関する方針」のもと、お客さまのニーズにあった最適な保障をご提案すること、クオリティの高い商品・サービスをご提供すること、そしてその保障に込められた想いを保険金・給付金とともに確実にお届けすることに全社一丸となって取り組んでおります。

今後も、社員一人ひとりがお客さまに焦点をあわせ、「人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」という当社のビジョン(将来像)の実現を目指してまいります。

引き続き変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2019年7月
代表取締役社長 兼 CEO

添田 毅司

経営理念

We are the GIBRALTAR.

ジブラルタ生命の社員は、生命保険の持つ社会的役割を信じ、ひとりでも多くのお客さまに真の生命保険をお届けします。そして顧客のために努力を惜しまず、常にベストのサービスを提供し続ける会社となります。ジブラルタ生命の社員は、生命保険の正しい在り方を追求する信念、そして人間愛・家族愛の不朽の原理を伝える情熱があります。我々は、コアバリュー、ビジョン、ミッションを指針に永遠に時代を創造し続けます。

行動指針

Core Values

ジブラルタ生命の社員の行動指針は、全世界のプルデンシャル・ファイナンシャル共通の「コアバリュー」に基づいています。「コアバリュー」は次の4つで構成されています。



将来像と使命

Vision【将来像】

我々は、人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になります。

Mission【使命】

我々は、一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金を支払うまで誠実に生命保険サービスを続けることでお客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けします。

2018年度決算ハイライト

2018年度主要指標

(単位:百万円)

項目	2017年度(末)	2018年度(末)
個人保険新契約高	3,561,032	3,864,683 (前年度比 8.5%増↑)
個人保険新契約年換算保険料	71,658	71,775 (前年度比 0.2%増↑)
個人保険保有契約高	36,083,676	37,101,514 (前年度末比 2.8%増↑)
個人保険保有契約年換算保険料	927,608	939,174 (前年度末比 1.2%増↑)
総資産	11,425,524	11,662,953 (前年度末比 2.1%増↑)
保険料等収入	1,117,904	1,172,739 (前年度比 4.9%増↑)
基礎利益	148,718	134,948 (前年度比 9.3%減↓)
当期純利益	82,343	136,685 (前年度比 66.0%増↑)
実質純資産額	1,991,813	2,234,181 (前年度末比 12.2%増↑)
ソルベンシー・マージン比率	889.1%	852.6% (前年度末比 36.5ポイント減↓)
逆ざやの状況	逆ざやはありません	逆ざやはありません

*個人保険には個人年金保険を含みます。
*当社は転換制度を導入しておりません。

② 実質純資産額 (=実質資産負債差額) とは

有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質資産負債差額ともいいます。

業績指標

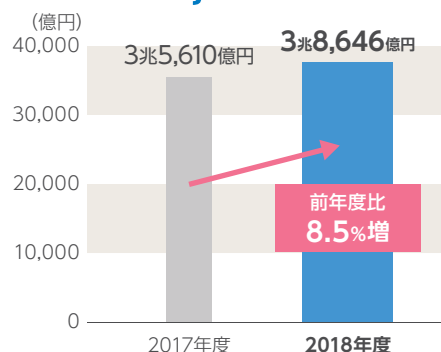
個人保険と個人年金保険の合計(以下、個人保険)の新契約高は、3兆8,646億円(前年度比8.5%増)、個人保険新契約年換算保険料は717億円(前年度比0.2%増)となりました。

② 新契約高とは

当年度に新たにお引き受けした保障金額の合計額です。1年間にどれくらいの生命保険を販売したのかを示す指標のひとつです。

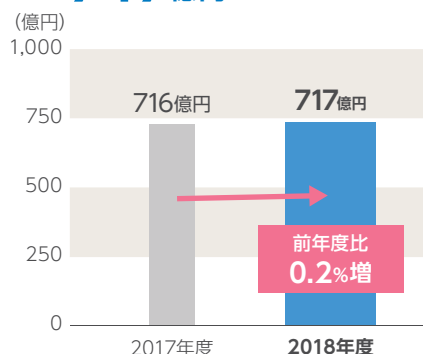
個人保険新契約高

3兆8,646億円



個人保険新契約年換算保険料

717億円



? 年換算保険料とは

保険料の払い方には月払い、年払い、一時払いなど様々な支払い方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。

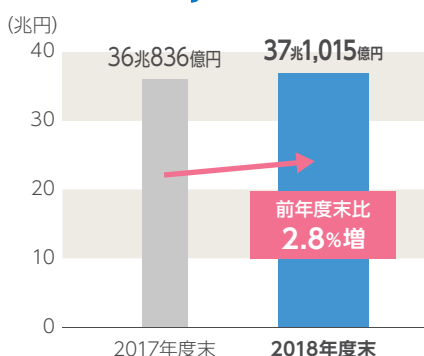
現在、生命保険会社が販売する商品は多様化し、死亡保障金額が小さい商品が多く販売されるため、契約高だけでは業績を判断するに適切ではない場合があり、それを補完する指標として使われています。

規模指標

個人保険保有契約高は**37兆1,015億円** (前年度末比2.8%増)、個人保険保有契約年換算保険料は**9,391億円** (前年度末比1.2%増)、**総資産は11兆6,629億円** (前年度末比2.1%増)となりました。

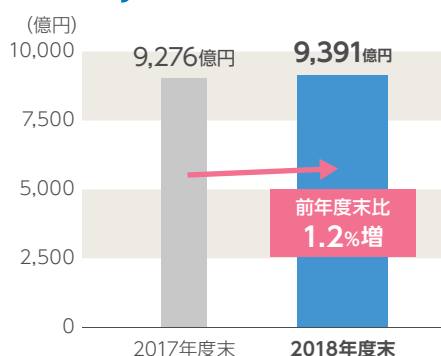
個人保険保有契約高

37兆1,015億円



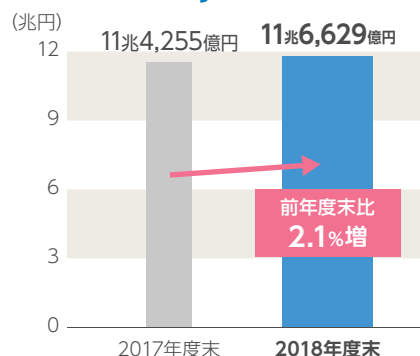
個人保険保有契約年換算保険料

9,391億円



総資産

11兆6,629億円



? 保有契約高とは

当年度末にお引き受けしている保障金額の合計額で、年度末時点にどれくらいの保険契約を保有しているのかを示す指標です。

? 総資産とは

現金及び預貯金、有価証券等の運用資産と未収金等の非運用資産の合計で、企業の事業規模を示す財務指標のひとつです。

収益指標

保険料等収入は外貨建て一時払商品の販売が好調だったこと等により、**1兆1,727億円** (前年度比4.9%増) となりました。**基礎利益**は、保険料等収入等は伸展したものの、PC・ソフトウェアの更新時期により事業費が増加したことなどにより**1,349億円** (前年度比9.3%減) となりました。

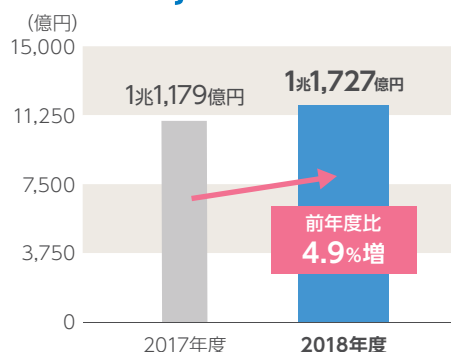
当期純利益は前年度比66.0%増の**1,366億円**となりました。

? 保険料等収入とは

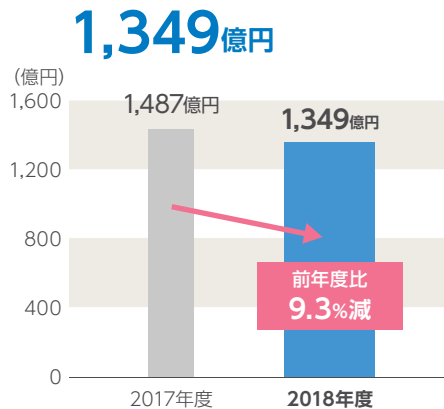
ご契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

保険料等収入

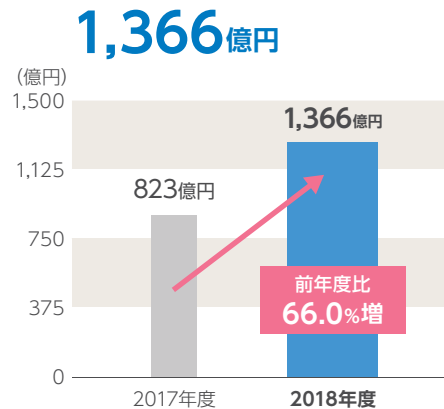
1兆1,727億円



基礎利益



当期純利益



❓ 基礎利益とは

保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる損益で、一般事業会社の営業利益に近いものです。保険本業における収益力を示す指標のひとつです。

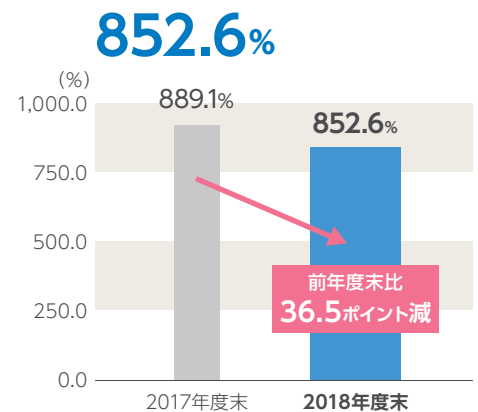
❓ 当期純利益とは

税引前当期純利益から、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

健全性指標

経営の健全性を示す指標のひとつであるソルベンシー・マージン比率は、**852.6%** (前年度末比36.5ポイント減) と減少しましたが、引き続き十分な支払余力を確保しています。

ソルベンシー・マージン比率



❓ ソルベンシー・マージン比率とは

環境の変化などにより通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計 (ソルベンシー・マージン総額) を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して算出します。

ご参考

ソルベンシー・マージン比率の算出式

ソルベンシー・マージン比率は次の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

● ソルベンシー・マージン総額 (= 下記の合計額)

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、(その他有価証券評価差額金 (税効果控除前)・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)) × 90%*、土地の含み損益 × 85%*、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額、持込資本金等、控除項目、その他

*マイナスの場合100%

$$\bullet \text{ リスクの合計額} = \sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$$

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

- 保険リスク相当額 (R₁)
大災害の発生などにより、保険金などの支払いが急増するリスク相当額
- 第三分野保険の保険リスク相当額 (R₈)
医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野保険について給付金等の支払いが急増するリスク相当額
- 予定利率リスク相当額 (R₂)
運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
- 最低保証リスク相当額 (R₇)
変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額
- 資産運用リスク相当額 (R₃)
株価暴落、為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
- 経営管理リスク相当額 (R₄)
業務の運営上、通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額

※詳細につきましては、業績・データ編P.65をご覧ください。

資産運用(一般勘定資産)

当社の資産運用は、ALM(資産負債総合管理)の観点から、原則的に保険負債の特性に合致する運用資産への投資を行っています。具体的には、安定したキャッシュフローが得られる国債や信用度の高い発行体による確定利付資産を運用の中心に置いています。また、信用度の若干劣る確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除き、外貨建公社債等につきましては、原則として為替ヘッジを行っています。

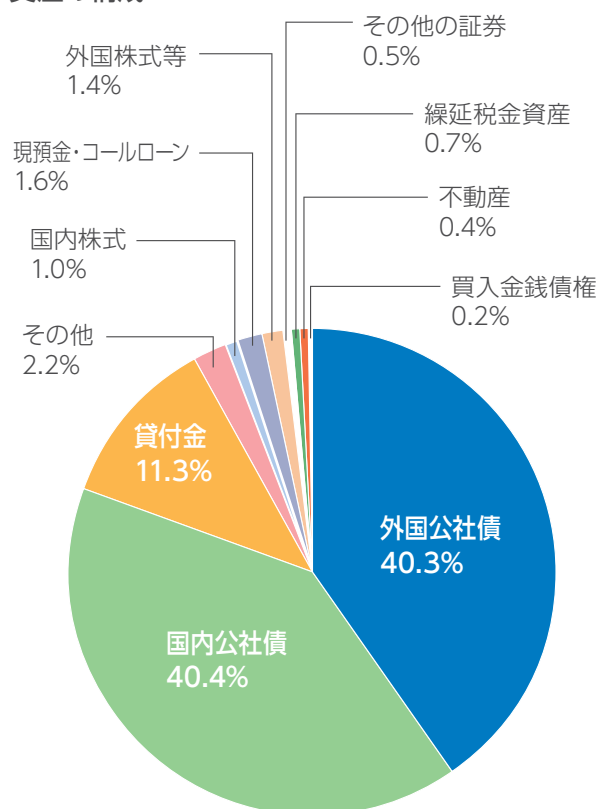
2018年度末の一般勘定資産残高は11兆6,503億円となりました。資産運用については、引き続き安定的な収益を確保できる国内外公社債を運用の中核に据えました。なお、主な資産の運用状況は以下のとおりです。

国内公社債につきましては、負債特性を勘案し、国債ならびに高格付け社債への投資を行いました。外国証券については、外貨建保険対応として負債側の状況等を勘案しながら外貨建公社債へ投資を行いました。加えて、外貨建保険負債対応外で為替ヘッジを付した外貨建公社債等への

投資も行いました。貸付金については、国内外の案件に投資を実施しました。

この結果、2018年度末の主な資産構成は、**公社債40.4%、外国証券41.7%、貸付金11.3%**となりました。

資産の構成



*外国証券には、外国公社債、外国株式等を含みます。
*資産の構成には、貸倒引当金(△0.0%)を含みます。

? ALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)とは

資産と負債を総合的に把握し、管理することです。生命保険会社の負債は、契約時に固定された予定利率により積み立てられる責任準備金(きわめて長期の負債)が大部分を占めます。ALM手法の一環として、長期固定金利の負債の金利変動リスクを相殺するため、長期の債券を保有しています。

? 責任準備金とは

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金のことです。

利差(順ざや/逆ざや)

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただいた保険料の一部を将来の保険金等のお支払いに備えて責任準備金として積み立てていますが、この責任準備金は、一定の利率により毎年運用されることを前提としております。(この利率のことを「予定利率(責任準備金計算用)」といいます)

予定利率により見込んでいた運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。

当社の基礎利益上の運用収支等の利回りは、平均予定利率を上回っており、「順ざや」となっています。

ご参考

順ざや/逆ざや額は、次の方法で算出しています。

$$\text{順ざや/逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{\ast 1} - \text{平均予定利率}^{\ast 2}) \times \text{一般勘定責任準備金}^{\ast 3}$$

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1/2$$

格付け

格付けは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。

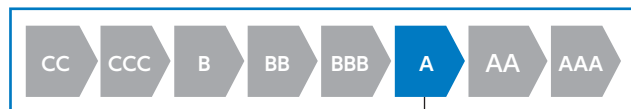
格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などにもとづいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。当社の格付取得状況は以下の通りです。

■ スタンダード&プアーズ 保険財務力格付け

A+

※2019年6月末現在

※スタンダード&プアーズ社は、金融商品取引法に定められている信用格付業者です。



保険会社が保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つ(AAA, AA)の格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

*「AA」から「CCC」までの格付けには、プラス記号またはマイナス記号が付されることがあり、それぞれ、各格付けカテゴリーの中での相対的な強さを表します。

保険契約継続率

契約が有効に継続している割合を示した数値です。当社は営業開始以来、お客さまに焦点を合わせることを重視した

経営を行っており、お客さま満足度の証となる継続率を重視しています。

■ 13月目継続率… **94.1%** 13月目継続率対象契約: 契約日2017年1月1日～2017年12月31日

■ 25月目継続率… **87.3%** 25月目継続率対象契約: 契約日2016年1月1日～2016年12月31日

コーポレート・ガバナンス

経営管理体制

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、お客さまと株主の利益最大化のための適切な経営を形作る社内外の仕組みであると考え、その充実、改善に取り組んでいます。

当社は、監督・統制機能の強化と意思決定のスピード向上を両立しうるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、お客さまの声を真摯にお聴きして積極的にサービスに反映させると同時に、経営の透明性や健全性の確保と向上を図っています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は取締役会、監査役会設置会社です。

取締役会は経営上の重要事項の意思決定を行います。お客さまの視点に立った経営を行い、適正な業務執行を実現するために、取締役間の相互監視体制を敷いています。

さらに、社外取締役の任用等を通じて経営監督機能の強化を図るとともに、業務執行機能の強化を目的として「執行役員制度」を導入し、取締役会の業務執行に係る意思決定権限の一部を執行役員会へ委譲しています。

監査役は、取締役会などの重要会議へ出席し、独立した立場から取締役の業務執行を監査するとともに、取締役会や執行役員会に対して意見表明を行っています。

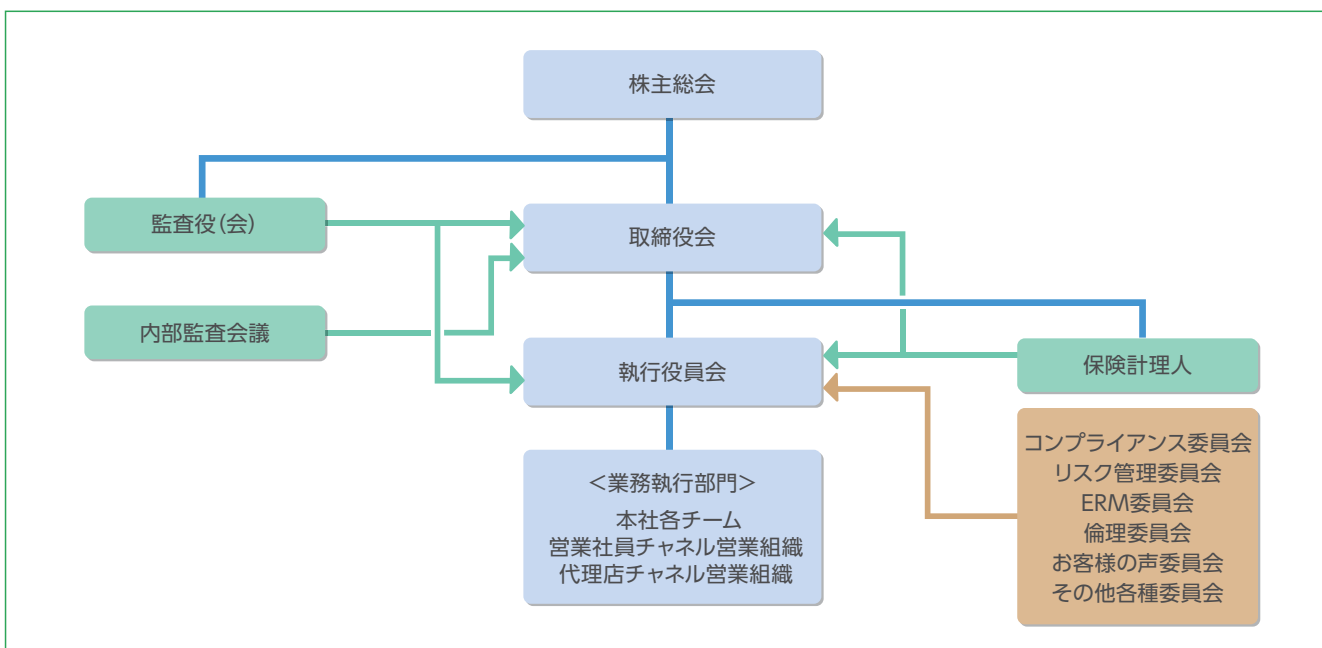
内部統制の強化

内部統制の基本的な考え方

当社は、「お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」ことをビジョンに掲げ、「お客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けする」ことをミッションとしています。その中核をなす考え方は、保険金をお支払いすることが我々の義務であるという全社員の認識です。質の高いサービスとケアをご提供しつづけるために、法令遵守、適切なリスク管理はもとより、効率的な業務執行を追求し、内部統制システムを構築し向上させています。

内部統制の状況

- 業務の適切性確保のための体制整備を目的とした「内部統制に関する基本方針」を取締役会で制定のうえ、経営環境の変化や不祥事件の発生状況等に応じて不断の見直し、改善を行い、実効性ある内部統制システムの整備と適切な運用を推進しています。
- 3 Lines of Defenseの考え方に基づき、保険販売管理を含む法令等遵守態勢の整備・強化に取り組んでおります。
- 業務執行部門(1stライン)の自主自律的な品質管理、コンプライアンス部門等の本社管理部門(2ndライン)による1stラインの確認および牽制機能の発揮を通じて、法令等遵守の徹底を図ります。
- さらに内部監査部門(3rdライン)を充実させ、経営諸活動の遂行状況が公正かつ独立の立場で検討・評価されることを通じて、業務の健全性と適切性の確保に努めます。



ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)の推進

当社では、長期の事業目標であるビジョン実現及びミッション遂行に向けた健全な経営の維持と持続的な成長を目指し、収益・資本及びリスクをそれぞれの相関関係を踏まえて統合的に管理することを、ERMと定義しています。

ERMにおける基本方針

資本の十分性を確保する範囲内で適切なリスク管理を前提としたリスクテイクを行い、リスクテイクに見合った収益性を確保することで資本を効率的に活用した収益を上げ、それにより、お客さまをはじめとするステークホルダーに更なる価値を提供することをERMにおける基本方針としています。

推進体制

当社はリスクテイクを行うにあたり、収益・資本及びリスクの状況や経営環境を踏まえて、受け入れる(または受け入れない)リスクに対する姿勢や程度を示したリスク・アペタイトを定め、経営計画策定にあたっての指針としています。

また、ERM委員会を設置し、収益・資本及びリスクの状況を統合的に把握し、会社の業務運営がリスク・アペタイトに適合しているかどうかを定期的に検証したうえで、商品・資産運用等に関する各種対応策の検討を行っています。

ORSA(リスクとソルベンシーの自己評価)

当社は、ERM態勢の適切性、及び資本の十分性について自己評価する「リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)」を定期的に実施し、ERMの更なる高度化への取り組みを継続していきます。

リスク管理態勢

基本方針

経営を取り巻く社会・経済環境等が変化するなか、当社では、適切な事業運営を確保し、長期にわたるお客さまへの保障責任を確実に果たすため、様々な要因から発生するリスクを的確に把握・分析し、適切なリスク管理を行うことを経営上の最も重要な課題の一つと認識し、リスク管理態勢の整備・高度化に努めています。

リスク管理に関する規程等

取締役会は、「リスク管理基本方針」を制定し、リスク管理の基本方針、管理対象リスクの定義と各部署の役割等を含めたリスク管理態勢を定めています。更に、この基本方針で定義した各リスク(保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、労務・人事リスク、風評リスク、有形資産リスク、子会社リスク、モデルリスク)について、執行役員会は、その管理方法・体制等を明確にしたリスク種類毎の管理規程及び各リスクを横断的に管理する「統合的リスク管理規程」を定めています。

また、通常のリスク管理では対処できない事象を危機と定義し、「災害対応計画」の整備等を含む「危機管理規程」を定めています。

リスク管理体制

業務運営を通じて発生する各種リスクについては、業務執行部門がリスク種類毎の管理規程に基づき一次的なリスク管理を行っています。また、業務執行部門から独立したリスク管理統括部門が、リスク管理状況の実態把握、統合的なリスク管理の実施、リスク管理を徹底させるための諸施策の策定など、二次的なリスク管理を行うとともにリスク管理態勢の整備・高度化に取り組んでいます。更に、リスク管理基本方針に基づき、リスク管理に係わる事項に関し、厳正な管理を行うため、業務執行部門とは独立した機関として、リスク管理委員会並びにその下部組織であるオペレーショナルリスク管理専門部会及び投融資審査専門部会を設置しています。

なお、日常のリスク管理体制だけでは対応が困難な大規模災害等に備えた体制も、あわせて整備しています。

■ 牽制機能の発揮

当社が認識しているリスクは、リスク種類毎の管理規程に基づき、業務執行部門により管理されていますが、同時にリスク管理統括部門がリスクのモニタリング、分析等の管理を行うことにより、牽制機能を発揮しています。

■ 管理・監督機能の発揮

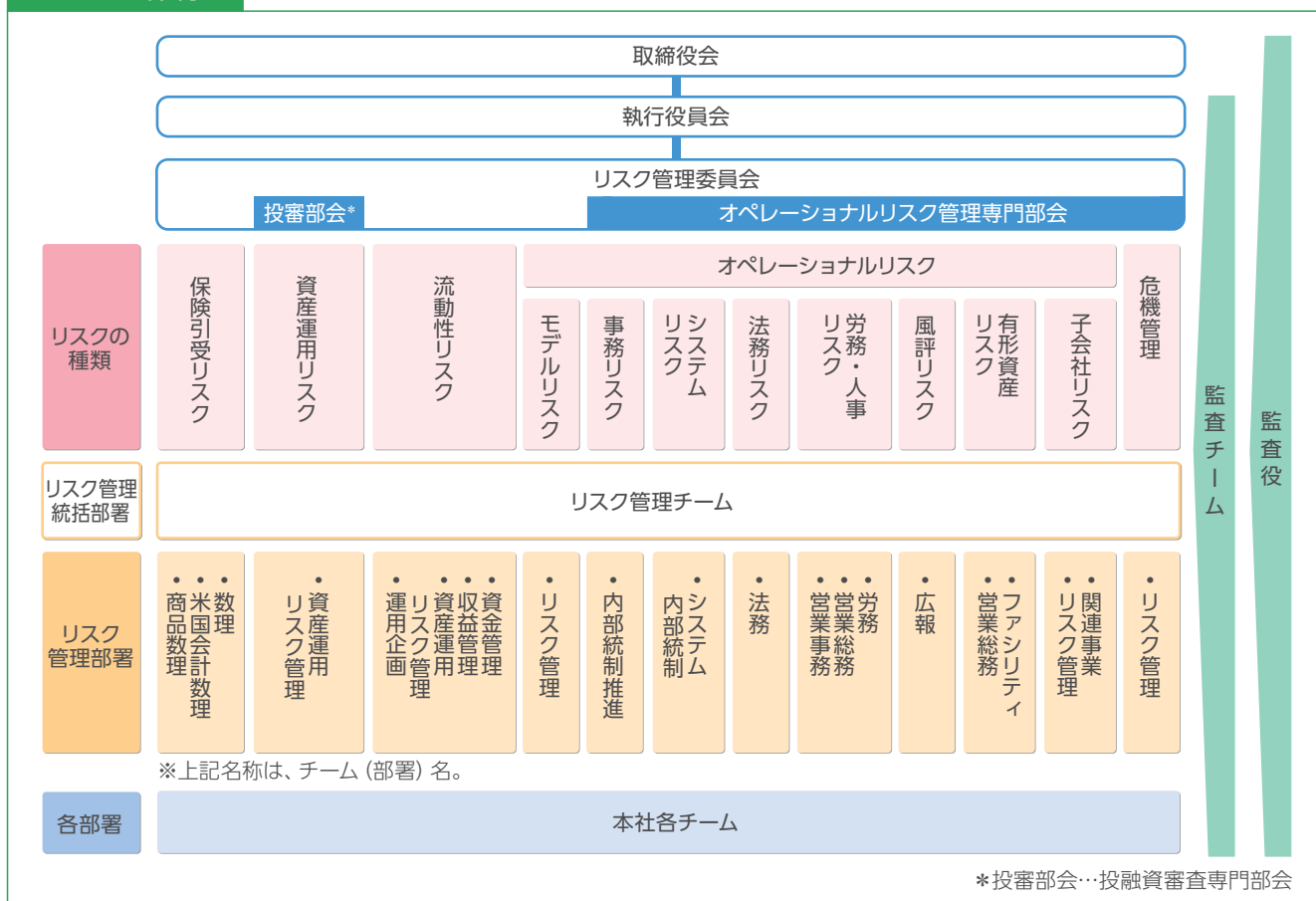
定期的開催するリスク管理委員会並びにその下部組織であるオペレーショナルリスク管理専門部会及び投融資審査専門部会において、リスクの適正な管理に関する事項の審議・検討を行っています。

また、リスク管理委員会は、各リスク管理状況を執行役員会及び取締役会へ報告しています。

■ 有効性の確認

監査部門による内部監査、会計監査人による外部監査及び監査役による監査により、リスク管理機能の有効性を確認しています。

リスク管理体制図



統合的リスク管理の取組み

リスクの管理にあたっては、リスク種類毎に、それぞれのリスク特性に応じた管理を適切に行っていますが、生命保険会社を取り巻くリスクが複雑化、多様化する中、将来にわたり財務の健全性を確保するためには、全てのリスクを統合的に管理する態勢を整備することが必要不可欠と認識しています。

当社では、統合的にリスク管理を行うため「統合的リスク管理規程」を定め、「全社的なリスク管理」、「資産と負債の総合管理」、「自己資本十分性管理」によるリスク管理を行うことにより、事業戦略と一体で全てのリスクを統合的に管理しています。

全社的なリスク管理

当社では、会社が直面している、または将来直面するであろうリスクを、毎年、網羅的・能動的に把握、特定し、それらのリスクに対するコントロール施策を各部門の業務計画に織り込むことで対応しています。

各リスクの管理については、主要リスク管理指標を定め、定期的に評価・分析を実施しています。また、保険商品の開発及び新規業務の取扱いを担当する部門は、企画・準備の段階でリスク評価を実施し、リスク管理統括部門はその評価結果のレビューを行い、リスクの低減に努めています。

資産と負債の総合管理

当社では、負債特性を分析・評価したうえで金利リスクに

関するターゲットを定め、通貨別のポートフォリオデュレーションを妥当な範囲内に収めるようにして、資産と負債の金利感応度を適切に管理する「資産と負債の総合管理(ALM)」を行っています。

自己資本十分性管理

当社では、「自己資本十分性管理」において、「リスク許容量管理」、「ストレステスト」、並びに「経済価値に基づく自己資本十分性の検証」を実施しています。

■ リスク許容量管理の実施

当社では、会社全体のリスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)等の手法により計量化し、法定会計上の広義の自己資本の範囲内に収まるようにリスク許容量を設定し、会社全体のリスク量のコントロールを行っています。

■ ストレステストの実施

当社では、上記の統計的なリスク許容量管理を補完するために、金融市場の大幅な変動や大規模災害等による保険金支払いの増加といったシナリオを想定し、ストレステストを実施し財務の健全性に与える影響を検証しています。ストレステストの結果は、リスク管理委員会や、執行役員会、取締役会に報告され、必要に応じて財務基盤の強化等の検討に役立てることとしています。

■ 経済価値に基づく自己資本十分性の検証

当社では、資産と負債の現在価値から経済価値の自己資本を把握し、リスク量と比較することによって、経済価値に基づく自己資本の十分性を検証しています。

各リスク特性に応じた管理

保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、生命保険契約の長期性や保険事故発生率等の不確実性を十分に認識し、実効性のあるリスク管理を行うことで、会社の健全性維持と支払能力の確保を図っています。保険料が将来の保険金等のお支払いを確実に履行できる価格設定となっていることや、ご契約時の危険選択や保険金等の支払査定等の基準がご契約者間の公平性に留意しつつ保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていること等を確認しています。

また、保険料設定時の予測に反して、保険事故発生率の悪化等リスクに変化があると認められる場合には、必要に応じて「[受基準の見直し]」、「保険商品の販売方針の変更」、「追加責任準備金の積み立て」等の措置を講じて対応しています。

■ 再保険について

再保険とは、保険会社がお引受けした保険契約上の責任の一部または全部を国内外の他の保険会社に移転することにより、リスクの分散・平準化を行うことです。

当社では、自己の保有する保険責任の一部または全部を他の保険会社に移転する出再保険について、リスク保有状況を十分に分析したうえで出再先の信用力・財務状況を考慮し取引を行っています。

また、他の保険会社の保有する保険責任の一部または全部を引き受ける受再保険については、リスクの種類・特性及び収益性を評価し引受の可否を決定しています。

資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、資産運用に係る市場変化、与信先の信用状況の変化等により、保有資産の価値が変動することに伴い損失を被るリスクです。当社では、資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」「不動産投資リスク」に分類し、以下のように管理を行っています。

■ 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクです。

当社では、こうした市場リスクを過度に内包することを避けるために、「資産と負債の総合管理（ALM）」を行い、金利変動リスクの抑制に努めています。具体的には負債特性を分析・評価したうえで金利リスクに関するターゲットを定め、通貨別のポートフォリオオデュレーションを妥当な範囲内に収めるようにして、資産と負債の金利感応度を適切に管理しています。同時に、投資適格未満の債券・貸付金や株式などのリスク性資産については投資限度規程において運用資産全体に対する保有限度（リミット）を設定して管理しています。また、金利や為替、株値などの金融市場動向について継続的にモニタリングを実施し、保有資産については、定期的に資産配分、時価、金利感応度などを把握し、VaR（バリュー・アット・リスク）等の計量的な手法なども用いて市場リスク量を計算するなど、市場リスクを適切に管理しています。

■ 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクです。また、海外向け信用供与においては、与信先の属

する国の通貨事情や政治・経済情勢等により損失を被るカントリーリスクも含まれます。

当社では、同一与信先や格付別、業種別、国別など多様な角度から保有限度（リミット）の設定を行い、信用リスクの集中や分散に留意して管理しています。また、定期的に与信先の信用分析を実施し、VaR（バリュー・アット・リスク）等の計量的な手法なども用いて信用リスク量を計算するなど、信用リスクを適切に管理しています。

■ 不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として、不動産に係る収益が減少するリスク、及び不動産市況の変化、地震災害等によって不動産価格が下落し損失を被るリスクです。

当社では、不動産は流動性が低いという特性を認識したうえで、不動産関連資産への保有限度（リミット）や同一物件への投資制限等を設定して管理しています。また、入居率、含み損益、採算の低い物件の投資利回り等をモニタリングすることにより、不動産投資リスクを適切に管理しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

当社では、資金繰りリスクについては、日々の入出金だけでなく、将来のキャッシュフローを予測したうえで管理しています。また、資金繰り逼迫度を平常時・懸念時・危機時・巨大災害時に区分し、それぞれの状況下で迅速かつ適切な対応が実施できるように、流動性資産保有最低基準を含む管理方法をあらかじめ定めています。市場流動性リスクについては、資金化の難易度や市場の変動特性に応じて流動性資産の選別・評価の基準を定めたとうえで管理しています。

モデルリスク管理

モデルリスクとは、経営の意思決定や財務諸表作成において、計算式等から成るモデルの誤使用あるいはモデルそのものの誤り等に起因し、経済的損失や風評による損害を被るリスクです。

当社では、利用しているモデルの洗い出しを行うとともに、モデルから導き出された結果の正確性とその用法の適切性を保つため、モデルのリスク評価、文書化、テストの実施、継続的にモデルを利用することの妥当性のレビューと承認、管理状況のモニタリングなどの態勢を整備することにより、モデルリスクの顕在化の未然防止に努めています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役員・社員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客さまに不利益を与える、または会社が損失を被るリスクです。

当社では、正確な事務手続きを遂行するため、事務諸規程

の整備や事務教育、指導を実施するとともに、事故・不正等を未然に防ぐため、内部監査や各種点検等を行うなど、事務リスクの軽減に努めています。

なお、誤処理等により事務ミスが発生した場合、適切な対応及び再発防止を実施しています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備やシステムの不正使用により損失を被るリスクです。

当社では、システムの不正使用を防止し、安定した稼働を維持するため、セキュリティ対策の強化に努めています。また、システム監査を始めとする定期的なモニタリング活動の実施により、システムリスクの評価並びにその改善活動を行うなど、システムリスクが顕在化することのないよう、継続的な取り組みを行っています。

更には、不正アクセスやサイバー攻撃などの異常事態発生時に即座に対応できる体制を構築するとともに、災害などの不測時に備え、バックアップセンターの設置並びに非常時の対応体制を整備することで、リスクの極小化に努めています。

法務リスク管理

法務リスクとは、会社の業務遂行が法令等に抵触すること等により、会社が法的利益を享受できない、または会社が損失を被るリスク、会社が訴訟等を提起されることにより会社が損失を被るリスクです。

当社では、法務リスク管理部署が本社各部署からの依頼に対して法的助言や法的支援を行い、また法令改正情報の収集・提供及び訴訟等の管理を行うこと等により、法務リスクの適切な管理に努めています。

労務・人事リスク管理

労務・人事リスクとは、雇用問題、労務管理上の問題、人材流出、人権問題等により会社が損失を被るリスクです。

当社では、労務・人事リスク管理部署が研修の実施、マニュアルの整備等を通じて労務・人事リスクの未然防止に努めています。

風評リスク管理

風評リスクとは、当社及びプルデンシャル・グループまたは生命保険業界に関する悪評や信用不安情報等の風評が、お客さま、マスコミ、その他社会一般に広がり、会社が損失を被るリスクです。なお、「風評」とは、事実と異なる情報や、事実の中で特定の部分だけが強調されることにより発生する誤解が広く社会に伝播することをいいます。

当社では、対外的に開示する情報の確認やメディア、インターネット上の書き込みサイトのチェック等による早期発見を通じて、風評リスクの未然防止に努めています。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害やその他の事象から生じる会社の有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクです。

当社では、有形資産管理責任者を定め、有形資産の毀損・損害などを合理的な範囲に抑えるようリスクを評価・分析しコントロールすることなどにより、有形資産リスクの適切な管理に努めています。

子会社リスク管理

子会社リスクとは、子会社の財務の健全性及び業務の適正性が損なわれ、株主資本やその他の資産の毀損を招き、会社の企業価値が損なわれるリスクです。

当社では、子会社に対して、報告を求める、事前に協議を行う等により、子会社の業務管理状況等を的確に把握し、子会社の財務の健全性及び業務の適正性の確保に努めています。

危機管理

大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故、並びに重大な風評被害等、通常のリスク管理では対処できない事象を危機と定義し、「危機管理規程」等において平時における危機の未然防止及び発生時の対応を定め、お客さまにご安心いただけるサービスが提供できる体制を整備しています。

特に自然災害・火災等の発生については、被災地別・被災規模別に「災害対応計画」を策定しています。また、新型インフルエンザの世界的大流行にも備えることができるよう同計画を策定しています。これらの緊急事態が発生した際は「災害対策本部」を設置し、対応に当たります。

また、緊急事態発生に備え、バックアップオフィスを設置するとともに、災害対応計画の実効性を確保するため、定期的に総合訓練・検証を実施し、緊急時においても保険金のお支払い等の業務が継続できる体制を整備しています。

法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

当社は、コンプライアンスの徹底をお客さま、社会からの信頼に応えるための重要な経営課題と考え、更なるコンプライアンス態勢の充実に向けて取り組んでおります。

法令等遵守に係る取り組み方針としての「コンプライアンス基本方針」、及び法令等遵守態勢を構成する各種組織や規程の位置づけ・役割を規定した「コンプライアンス基本規程」を定めております。

また、法令や社内規程等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布または電子的掲示により、全社員に周知しております。

コンプライアンス委員会の設置

全社的に法令等遵守態勢を監督・推進するための組織として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は社長を委員長とし、その他複数の執行役員により構成しております。

チーフ・コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス・リーダーの配置

全社的な法令等遵守態勢の推進責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー(法令等遵守担当執行役員)を配置しております。この制度はジブラルタ生命のみならず、世界中のプルデンシャル・グループで採用されている制度です。更に各部署における法令等遵守推進責任者として、営業拠点及び本社各部署にコンプライアンス・リーダーを配置しております。

プルデンシャル倫理行動規範と倫理委員会

プルデンシャル・グループ共通の「プルデンシャル倫理行動規範」を全社員の行動規範として採用し、全社員に配布して周知するとともに、本内容の実効性を確保するための組織

として倫理委員会を設置しております。倫理委員会はチーフ・ビジネス・エシックス・オフィサーを委員長とし、その他複数の執行役員により構成しております。

社内各委員会等の活用

懲罰委員会、リスク管理委員会、お客様の声委員会及び販売資料委員会等の社内委員会を通じて、諸活動のコンプライアンスについて常にチェックしております。

法令等遵守にむけた教育

社員の法令等遵守のため、「ウィークリーコンプライアンス」や「Eラーニングによるコンプライアンス研修」等、コンプライアンス強化ならびに倫理観向上に向けた教育を随時実施しております。

コンプライアンス・プログラムの策定と実施

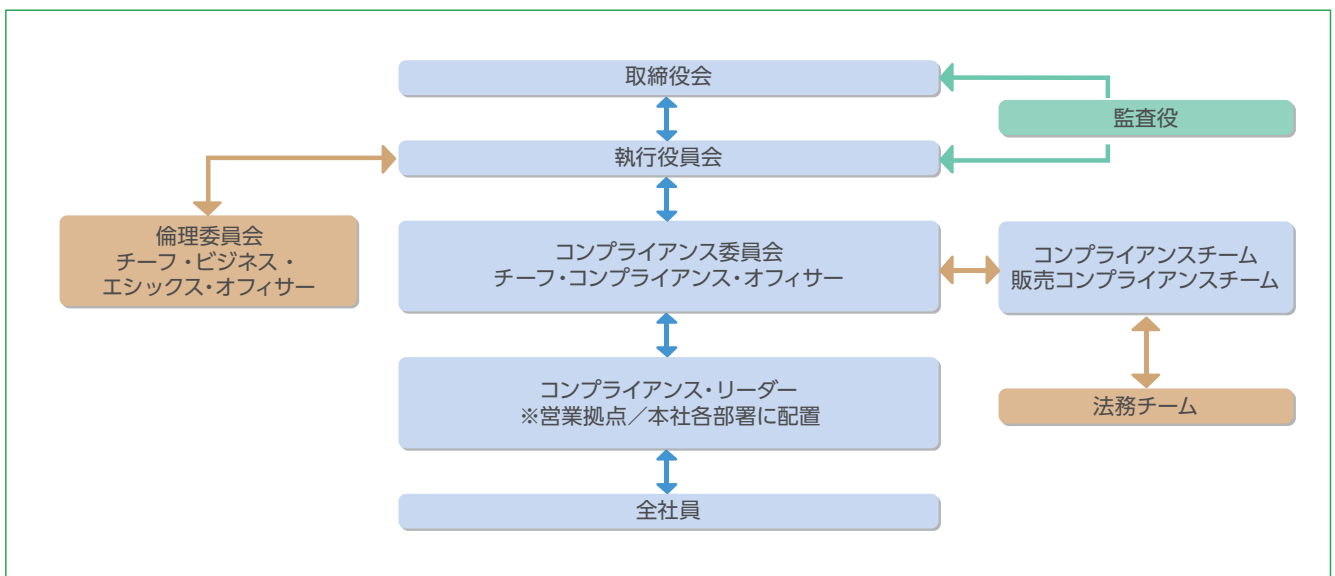
コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、毎年、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、社内に周知しております。

その進捗状況や達成状況は定期的に確認・フォローを行うとともに、新たな課題はコンプライアンス・プログラムに反映させることで、継続的な課題解決を図っております。

内部通報制度

当社の役員・社員(退職者も含む)に対しては、通報窓口を設置し、当社社内におけるコンプライアンス違反の早期発見と是正を図り、会社の自浄作用を促進する態勢を構築しております。

また、子会社、取引先の役員・社員およびその退職者からの通報窓口も設置しております。



保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

(1) 第三分野保険における責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

医療保険や介護保険などの第三分野保険の保険事故発生率は、医療政策、医療技術等の外的要因の影響を受けやすく、長期的な不確実性を有しています。

当社では、この不確実性に対応するため、法令及び社内規程等に基づき、ストレステスト、負債十分性テストを行い、責任準備金の積み立てが不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積み立て等の必要な措置を講じることとしています。

また、ストレステスト等の結果については、計算担当チームとは別の検証担当チームが確認することで内部牽制を図っています。

(2) 負債十分性テスト、ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

ストレステストにおける危険発生率は、法令及び社内規程に基づき、過去の支払実績から将来の保険事故発生率が変動するリスクの99%をカバーする水準としています。

(3) テストの結果

1 ストレステスト

毎決算期に、商品ごと予め設定した予定事故発生率のリスクカバーの十分性を確認するため、前述にて定めた危険発生率及び予定発生率をもとに将来給付額を算出し、各将来給付額にもとづき、過去のトレンドから予測可能なリスクに対応した危険準備金が必要かどうか判定しております。テストの結果、2018年度末においては386百万円を危険準備金として積み立てております。

2 負債十分性テスト

ストレステストの結果、予め設定した予定事故発生率では保険料積立金で対応すべき通常の予測の範囲内のリスクに対応できない恐れがある契約区分について、負債十分性テストによる検証を実施しております。テストの結果、責任準備金の積立水準が不足していると判断し、2018年度末においては、その不足の解消に必要な額として1,182百万円を保険料積立金として積み立てております。

指定生命保険業務紛争解決機関

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。

指定紛争解決機関である生命保険協会は、お客さまと生命保険会社との間の紛争を裁判ではなく、中立・公正な立場で柔軟な解決を図ります。

生命保険協会の「生命保険相談所」では、お客さまから生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。「生命保険相談所」が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡して解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、保険契約者等から「生命保険相談所」内の「裁定審査会」に申し立てることができます。

※裁定審査会は弁護士、消費生活相談員、生命保険相談所の職員からなる委員で構成されています。生命保険に関して高い専門性を有し、中立・公正な機関として行政から指定を受けております。

一般社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス

 www.seiho.or.jp/

個人情報保護について

当社では、お客さまからお預かりした個人情報の保護を重要な社会的責務として捉え、適正に利用するとともに、安全に管理するための様々な措置を講じています。

情報資産管理態勢の整備

個人情報を含む社内の情報資産について、漏えい防止等の観点から安全に管理するとともに、適正な利用を図る目的で、情報資産管理態勢を整備しています。具体的には、情報資産の保護を目的とした「情報資産管理方針」、「情報資産管理規程」を制定し、「情報資産管理委員会」を設置するとともに、本社の各部署および全国の各営業拠点にそれぞれ情報管理責任者を配置し、情報資産の適正な管理に取り組んでいます。

また、情報資産管理について、個人情報管理、システムセキュリティ、保存文書管理の各体制が相互に連携して継続的改善に取り組んでいます。

■ 個人情報管理

顧客情報の保護を目的とした「個人情報保護方針」（当社のホームページに掲載する等により公表しています）のもと、社内の個人情報保護の基本的なルールとして「個人情報保護に関する規程」を制定しています。この規程に基づき、チーフ・プライバシー・オフィサー（個人情報統括管理責任者）と、その活動を補佐するプライバシー・オ

フィサーを配置し、また各部署における情報管理責任者と連携することで、会社全体の個人情報管理を推進する体制を敷いています。

この体制のもと、顧客情報の適正な利用と安全な管理に向けて、個人情報の取得・利用・保存・移送・廃棄の各管理段階における諸対策を実施しています。一例として、顧客情報の利用と保存について帳票のペーパーレス化等を推進し、書類の紛失・誤廃棄等の防止を図っています。

■ システムセキュリティ

多層的な技術的セキュリティ対策、データセンターの入退館管理や必要最低限のアクセス権限を維持するための管理プロセス等、システムセキュリティ管理体制の適時適切な強化・構築を図っています。

■ 保存文書管理

「文書管理・保存細則」を定め、会社が業務上利用する文書の適切な保存と、利用が終わった文書の適切な廃棄に努めています。特に顧客情報を含む文書については厳正な取扱いを実施しています。

この細則に基づき、保存文書管理責任者が社内の保存文書管理を統括する体制をとっています。

社員教育

個人情報保護に関する意識向上と適切な管理を促進するため、全社員に対して各種マニュアルや教材による教育を継続的に行っています。

個人情報のお取扱いについて

個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。

なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法が定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者をご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

お問い合わせ先・ホームページのURL

通話料
無料



一般のお客さま

0120-37-2269

職員のみなさま

0120-37-9419

ご高齢のお客さま

0120-16-7895



ホームページ

www.gib-life.co.jp/

※個人情報保護方針、個人情報の取扱等については、ホームページに詳細を記載しております。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力への対応について

当社では、適切かつ健全な生命保険業務等を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、一切の関係を遮断することとしています。

反社会的勢力への対応にかかる基本方針(各項目)

1 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、役員、社員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力とは、取引関係(他社(信販会社等)との提携によって融資取引等を実施する場合も含む)を含めて一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶します。

2 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

3 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

4 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

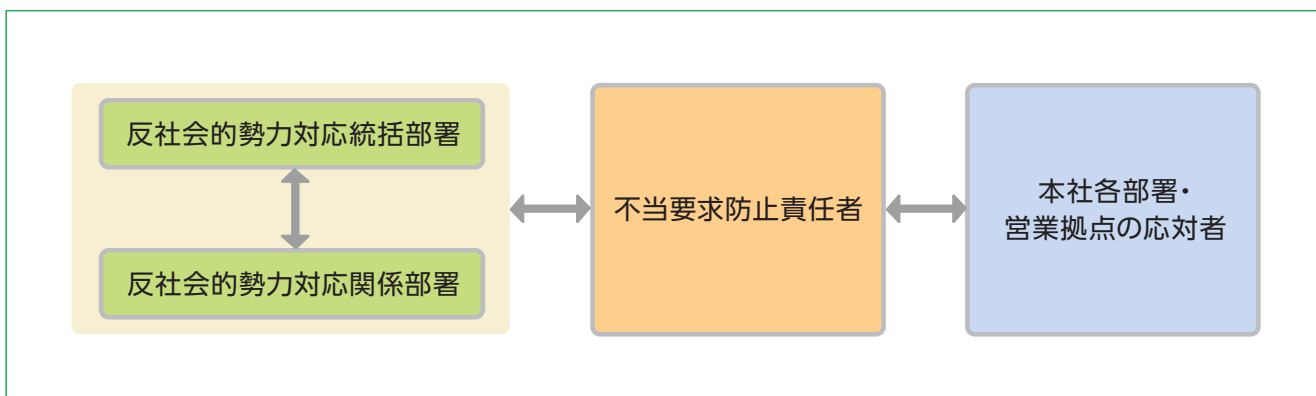
5 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

反社会的勢力への対応態勢

当社では、反社会的勢力への対応態勢構築を目的とし、「反社会的勢力対応規程」を定めております。当規程において、①反社会的勢力対応態勢の整備、②反社会的勢力への個別対応における横断的協力体制の構築および対応統括を担う「反社会的勢力対応統括部署」、実務的な役割を担う「反社会的勢力対応関係部署」を定めています。さらに、本社各部署・営業拠点に不当要求防止責任者を設置し、それぞれが連携することで反社会的勢力からの不当要求や関係遮断の取組み等に対し適切に対応する態勢を構築しています。

なお、保険約款に、個人保険は2012年4月から、団体保険・団体年金は2012年10月から、保険契約関係者が反社会的勢力と認められた場合に将来に向かって保険契約を解除できる条項を導入しています。



お客さま本位の業務運営に関する方針

当社は「人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」ことをビジョン(将来像)としております。その実現に向けて、保険商品・サービスの提供によりお客さまとそこにご家族それぞれの目的に合う価値(最善の利益)を享受いただけるよう、お客さま本位の業務運営を推進するべく「お客さま本位の業務運営に関する方針」(以下、本方針)を定めています。本方針に基づく2018年度の取組状況および、2019年6月に見直した方針は以下のとおりです。

方針1. お客さまの最善の利益を図るために

当社は、「一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金をお支払いするまで誠実に生命保険サービスを提供し続けることで、お客さまとそこにご家族に経済的な保障と心の平和をお届けする」ことをミッション(使命)としております。お客さまの最善の利益を図り、社員一人ひとりがその使命を果たすために、コバリューを行動指針とし、倫理行動規範に則り誠実に業務に取り組む企業文化の醸成と不祥事案の未然・再発防止の取り組みに努めてまいります。

【2018年度の主な取組状況】

■ 企業文化の醸成

・当社は、お客さまの最善の利益を図るため、社員一人ひとりがお客さまに焦点をあわせ、コバリューを行動指針とし、倫理行動規範に則り誠実に業務に取り組む企業文化の醸成を進めるため、継続的な教育・研修を行っております。企業理念および本方針浸透のための意識共有を図る取り組みを実施しました。

■ お客さまの声を経営に反映する取り組み

・当社の保険契約に加入されているお客さまを対象とした満足度調査を2019年2月に実施し、また、直近1年間に加入いただいたお客さまを対象とした満足度調査を2018年9月に実施いたしました。
・満足度調査結果やお客さまからコールセンター等にいただいたご意見等を業務改善やサービスの向上に活かすべく検討を行いました。改善例は、24ページを参照ください。

■ コンプライアンスの徹底

・当社は、お客さまの信頼をより確かなものとするため、コンプライアンス違反等の不祥事案の未然・再発防止に向けて全社一丸となって取り組んでまいりました。今後も、コンプライアンスの徹底に向けた態勢整備を、引き続き進めてまいります。

方針2. お客さまに最適な保険商品およびクオリティの高いサービスを提供するために

当社は、お客さまにとって真に役立つ保険商品およびお客さまの立場に立ったクオリティの高いサービスの提供に努めてまいります。また、保険商品を提案・推奨する際には「営業活動方針」に則り、お客さまの潜在的なニーズやご意向、ご加入の目的等を把握したうえで、お客さま一人ひとりにふさわしい保障をオーダーメイドで提供してまいります。

【2018年度の主な取組状況】

■ お客さまに最適な保険商品・サービスの提案

・2018年度の顧客満足度調査にて、「お客様が今後備えたい保障分野」に関するアンケートを実施し、お客さまのニーズや環境の変化を踏まえたくうえで、商品開発の検討に取り組みました。
・契約保全手続きの電子化(ペーパーレス化)等の導入により顧客サービス、効率性、品質の向上を目指す取り組みを進めました。
・すべてのご契約(担当者がいない契約を含む)に対して能動的なサービスを提供する体制の整備に取り組みしました。

■ ご高齢のお客さま等に配慮した取り組み

・ご高齢者への外貨建保険販売プロセスにおいては、取扱報告書と、販売担当者以外の第三者がお電話で聴取したお客さまの回答に相違がないかを確認し、相違がある場合には、契約が成立しない仕組みを強化しました。
・被保険者年齢が90歳以上のお客さまへの現況確認に併せ、当社からの連絡先としてご家族を指定いただく「ご家族登録制度」を、未登録者へご案内し登録を推進しました。
・耳や言葉の不自由なお客さまへ配慮した取り組みとしてテレビ電話による手話通訳・筆談サービスを開始しました。

■ 募集代理店への対応

・お客さまのご意向に沿った適切な保険商品のご提案、販売の浸透を目的とした保険代理店向けの研修や継続教育を実施しました。

方針3. お客さまにとって重要な情報を分かりやすく提供するために

当社は、お客さま一人ひとりにふさわしい保障と安心をお届けするため、保険商品を提案・推奨する際には「営業活動方針」に則り、保障内容をはじめ商品特性に応じて生じるリスクや諸費用など、お客さまが保険商品を選ぶ際に重要となる事項について正しく説明し、お客さまにとって分かりやすい内容の情報提供に努めてまいります。

【2018年度の主な取組状況】

■ 重要事項に関する適切な情報提供

・営業社員販売チャネルにおいては、「重要なお知らせ」の説明に関する教育の継続実施のほか、営業社員研修プログラムにおける「お客さまのご意向把握」や「ご高齢者への販売」などコンプライアンス関連の研修資料をリニューアルし、販売プロセスと関連づけたトレーニングを実施しました。
・募集代理店を担当する社員向け研修において、適合性の原則・外貨建商品販売、保険業法改正(意向把握、情報提供、体制整備)関連の研修プログラムを充実させました。

■ より分かりやすい内容の情報提供

- ・2019年1月の新商品から普通保険約款について平明化を実施し、より読みやすく・わかりやすい構成や内容にしました。
- ・外貨になじみの薄いお客さまへ外貨についてご理解を深める解説冊子『やさしい外貨のはなし』をよりわかりやすく、読みやすく改訂し、第三者評価として「実利用者ユニバーサルデザイン」認証を取得しました。
- ・米国ドル建介護保障付終身保険パンフレットを改訂し、お客さまからよくいただく質問としてQ&A形式の掲載を追加しました。
- ・年1回ご契約者に送付する「ご契約内容のお知らせ」を改訂し、「ユニバーサルデザインフォント」を使用し、文字サイズを大きくしたほか、「カラーユニバーサルデザイン」に配慮し、記載内容の区別がつくような配色を使用することで、読みやすさ、見やすさの向上を図りました。また、確認ポイントをまとめた解説を組み込み、ページ見開きで「ご契約の一覧」などが確認できるように改善しました。
- ・募集代理店における販売について、新契約申込書ペーパーレスシステムを導入し、お客さまの利便性を向上させました。

方針4. 保険金・給付金等を確実に支払うために

当社は、「適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確保に係る基本方針」に基づき、保険金・給付金等のお支払いが、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを十分に認識し、常にお客さまに焦点をあわせ、保険金・給付金等の支払業務を適切かつ迅速に行います。また、すべてのご契約（担当者がいない契約を含め）に対して能動的なサービスを提供する体制整備を行い、積極的に保険金・給付金等のご請求案内を行っていく等、お客さま保護・利便性の向上に向けたクオリティの確保・向上を図ってまいります。

【2018年度の主な取組状況】

■ 保険金・給付金等の確実なお支払い

- ・ご契約者がご高齢の場合等に、当社からの連絡先としてご家族を指定いただく「ご家族登録制度」の普及に取り組んでおり、導入した2016年12月からの登録件数は約81.4万件（2019年3月末まで）となっております。また、ご契約者向けインターネット・サービスで「ご家族登録制度」の登録手続きを可能にしました。
- ・お客さまに保険金をより迅速にお届けするために、保険金即日支払サービスを導入しております。お手続きをする際に担当者がご案内するなかで、2018年度においては合計518件ご利用いただいております。
- ・余命6ヶ月以内と判断される場合に保険金を前払いするリビング・ニーズ特約についても、担当者によるお客さま訪問時等にご案内をしており、2018年度は186件ご利用いただいております。
- ・保険金・給付金等を確実に支払うため、未請求・書類不備があるご契約について定期的な通知を発信し、支払可能性について継続的なご案内を実施しています。
- ・無事故給付金を受取人名義の登録口座へ自動送金するサービスを開始しました。
- ・終身年金期間中（保証期間経過後）の年金請求において、お客さまが生存されていることを確認するために提出いただいている住民票に代えて健康保険証（写し）の提出で年金のお支払いを可能としました。

方針5. 利益相反の適切な管理のために

当社は、社内外において競合・対立する複数の利益の存在による利益相反により、お客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反管理態勢を構築し、利益相反のおそれがある取引を適切に管理してまいります。

【2018年度の主な取組状況】

■ 利益相反の管理

- ・「利益相反管理方針」等の規程を定め、利益相反管理統括者・利益相反管理部署が利益相反のおそれのある取引を管理する利益相反管理態勢を整備しています。利益相反管理部署は定期的に社内関係部門に対してヒアリングを行い、利益相反のおそれのある取引の有無を把握・管理しています。
- ・利益相反管理に対する社員の意識向上を企図した教育を、全社員を対象に実施しています。

■ 募集代理店への手数料の設定

- ・2019年1月に「代理店手数料規程」を改定し、「基本手数料」に加えて、募集人のアフターフォローを含めた顧客へのコンサルティングの取り組み、および代理店の態勢整備状況等の評価を反映させた「カスタマーコンサルティング手数料」を支払う販売手数料体系への見直しを行っています。

方針6. お客さまの最善の利益を図るための業務運営を確かなものとするために

当社は、本方針に則りお客さまの最善の利益を図るための業務運営を確かなものとするため、保険商品販売および生命保険サービスの提供に対する社員の取り組みを、販売実績に偏重することなく適正に評価する報酬・評価体系の整備を進めてまいります。また、お客さまに質の高いコンサルティングおよび生命保険サービスの提供を行うため、社員に対する継続的な教育・研修に取り組んでまいります。

これらすべての方針・取り組みが実効性あるものとして運用されるための適切なガバナンス態勢を構築してまいります。

【2018年度の主な取組状況】

■ クオリティの高いサービス体制

- ・適正な販売活動を通じて、お客さまに最適な保険商品およびクオリティの高いサービスを提供するため、営業社員および募集代理店を担当する社員に対して、保険商品や金融関連知識およびコンサルティングスキル等に関する継続的な教育・研修を行っています。

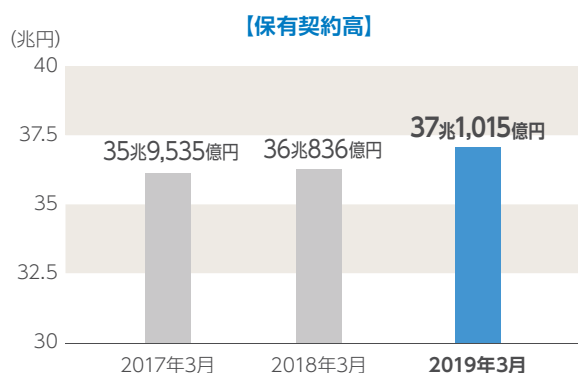
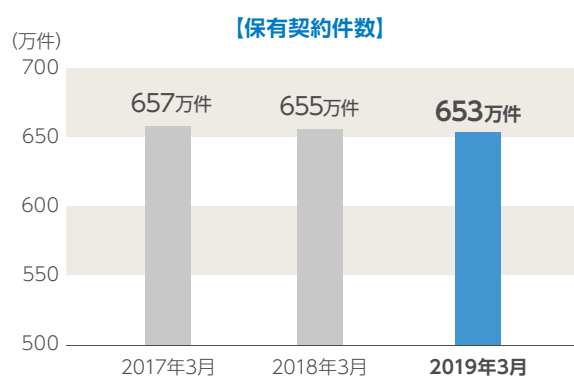
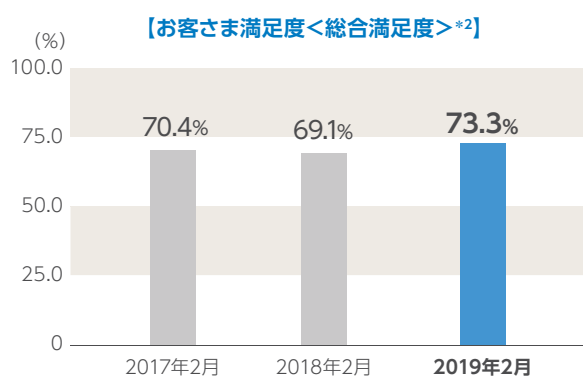
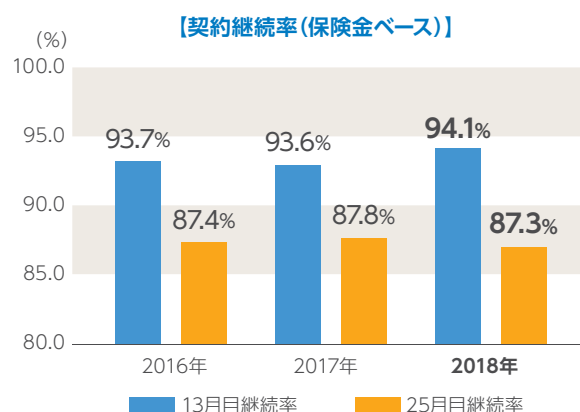
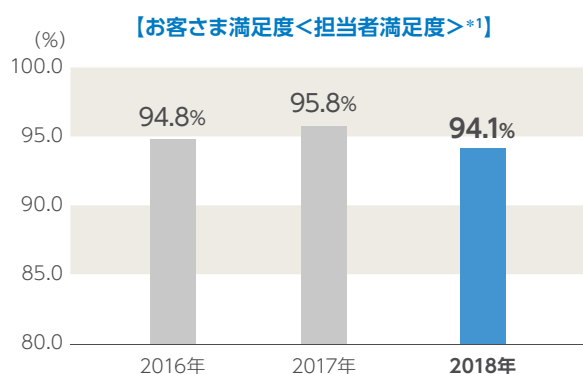
■ 取り組みの実効性確保

- ・当社は、本方針に基づく取り組みを実効性あるものとして推進するため、2018年度の取組状況を執行役員会および取締役会に報告し、その結果を本資料のとおり公表いたしました。また、取組状況を踏まえて本方針および本方針に基づく取り組みについても見直しを行いました。

以上

【お客さま本位の業務運営の定着状況】

本方針の定着状況を客観的に測る成果指標(KPI)として、お客さまへの保険商品の提案時において、お客さまに直接サービスを提供する営業社員・代理店募集人に対する「担当者満足度」と、お客さまのニーズに合った保障の提供およびクオリティの高いサービスの提供により、契約が長期にわたってご継続いただけているかという視点から「契約継続率」を設定しています。また、あらたに当社の持続的成長指標である「保有契約件数 ー多くのお客さまにー」、「保有契約高ー経済的保障と心の平和を提供しー」、「お客さま満足度(総合満足度)ー信頼される生命保険会社になるー」を追加設定しました。これらの指標により定着状況を定期的に確認して、お客さま本位の業務運営の更なる推進に取り組んでいます。



*1 【2018年実施概要】

- ・実施時期: 2018年9月
- ・調査対象: 新契約加入者
- ・有効回答数: 約3,500名
- ・質問内容: 加入経緯、営業社員/代理店の対応、加入商品内容理解度 等
- ・満足度は7段階で聴取(「とても満足」「満足」「だいたい満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」「とても不満」)

*2 【2019年実施概要】

- ・実施時期: 2019年2月
- ・調査対象: 既契約者
- ・有効回答数: 約8,000名
- ・質問内容: シブラルタ生命に全般的に満足していらっしゃいますか。
- ・満足度は7段階で聴取(「とても満足」「満足」「だいたい満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」「とても不満」)

SDGsに関する取り組み～持続可能な社会の実現に向けて～

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17の目標です。生命保険業界においては、(一社)生命保険協会が、生

命保険事業の特性などを踏まえ、生命保険業界におけるSDGs達成に向けた重点取組項目を取りまとめ、公表しています。当社においても、これらの重点取組項目や社会貢献活動などを通じて、SDGs達成に向けた取り組みを行っています。



生命保険業界における重点取組項目と概要	関連するSDGs	当社における主な取り組み
持続可能な社会保障制度の構築 公的保障を自助努力による私的保障で補完し、国民の生活の向上に向けた貢献を推進する。		・死亡保障や長生きリスクへの備えなど、多様なニーズに応える商品・サービスの提供 ・インターネット・サービスによるお客さまの利便性向上 (P.27) ・ご高齢のお客さま・お体の不自由なお客さまへのこれまでの取り組み (P.25) ・お客さま満足度向上への取り組み (P.22-25)
高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進 高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進を通じて、すべての人々に適切な生命保険商品・サービスを提供する。		・金融リテラシー向上を目的としたお客さま向けセミナーの開催 ・おこづかい教育出前教室 (P.33) ・お金ってなに? 出前教室
金融リテラシー教育の推進 自助努力で将来に備えることの重要性および保険の役割に関する教育を推進する。		・女性社員の活躍の場の拡大 (P.28) ・障がい者の雇用への取り組み (P.29) ・健康経営の取り組み (P.31)
女性活躍推進 女性がより一層活躍できる環境整備を促進する。		・健康寿命延伸に向けた取り組みを推進する。
人権に関する対応 人権尊重という価値観を基盤とした業界として、包摂的な社会の実現に貢献する。		・日本版ステewardシップコードの受け入れ ・国連責任投資原則 (PRI) に署名している運用会社への運用委託
健康寿命延伸に向けた取り組み 健康寿命延伸に係る取り組みを推進する。		・マネー・ローダリング及びテロ資金供与、反社会的勢力への対応
ESG投融資の推進 ESG投融資の取り組みのレベルアップを通じ、社会の持続的な発展に貢献する取り組みを推進する。	全てのSDGsに関連	・子どもたちを応援するプログラム (P.32-33) ・当社で使用したノートPCをリユース処理し、全国へき地教育研究連盟を通じて全国のへき地校等に寄贈 (2015年からの4年間で、のべ1,216校に1,444台を寄贈) ・国際ナショナル・ボランティア・デー (P.33)
マネー・ローダリング及びテロ資金供与、反社会的勢力への対応 健全かつ公正な生命保険制度の運営を確保することを通じて、暴力や組織犯罪等を根絶することに貢献する。		・(当社独自の社会貢献活動)
(当社独自の社会貢献活動)		・子どもたちを応援するプログラム (P.32-33) ・当社で使用したノートPCをリユース処理し、全国へき地教育研究連盟を通じて全国のへき地校等に寄贈 (2015年からの4年間で、のべ1,216校に1,444台を寄贈) ・国際ナショナル・ボランティア・デー (P.33)

お客さま満足度向上への取り組み



お客さまからのご意見を集約・分析し、お客さまにとってジブラルタ生命はどうあるべきかを真剣に考え、経営改善のたゆまぬ努力を行っています。

お客さま満足度調査の実施(毎年実施)

- 有効契約から抽出した個人のご契約者さまにアンケートを送付し、当社の様々なサービス等に対する評価・ご意見をいただいています。アンケート項目は、会社全般、営業社員(ライフプラン・コンサルタント)、代理店、サービス体制、保険契約等の各項目にわたっています。
- お客さまからいただいたご意見・ご要望・ご提案などは、業務の改善やサービスの向上に活用させていただいています。

サンキューレターの送付(新規ご契約者へのアンケート 毎月実施)

- 保険契約にご加入いただいたお客さまに対して、「保険証券」送付時に社長からの、「御礼のメッセージ」と「アンケートハガキ」を同封し、主にライフプラン・コンサルタントの契約時の対応に対する評価、ご意見を29,347名のお客さまからいただいています。
- フリーコメント欄では、10,571名のお客さまから契約時のお褒めの言葉、ご意見・ご提案、ご不満の声等をご記入いただいております。ライフプラン・コンサルタントにフィードバックするとともに業務改善に活用しています。

具体例

『保険のことに関して全く知識も興味もありませんでしたが、とても分かりやすい説明を受け安心して契約することができました。担当者にはとても感謝しています。』

『担当者が、会社に誇りを持ってお話ししてくれたことが心に響きました。人生に必要な保障額を提案していただき、私にピッタリの契約をすることができました。おかげで人生について考えるきっかけにもなりました。』

お客さまから寄せられた感謝・お褒めの声

- お客さまからの感謝・お褒めの声を7,931件いただいております。そのうちライフプラン・コンサルタント/代理店担当者に対する声が7,680件(96.8%)と非常に大きな割合を占めています。

お客さまの感謝・お褒めの声(例)

母が亡くなり、保険金の請求手続きを行いました。支払の迅速さと保険金額の大きさに、本当に感謝しています。年末の忙しい時期に担当者の方が一緒に手続きしてくださり、本当に助かりました。最初の電話申出時から営業所事務の方も親身になって対応してくださり、ありがとうございました。

長年お世話になっており、保険は時期により必要なもの(保障)が変化すると実感しています。的確にアドバイスしてもらい感謝しています。

現在の状況、将来的なことをふまえて保険のアドバイスをもらい、親身に对应してもらいました。自分達に合った保険に入れたと思います。担当者に心から感謝申し上げます。

保険の見直しのタイミングで担当者の方にはお世話になりました。丁寧なプランニングをしていただき、希望通りの保険に入り直すことができ満足しています。

担当者の方はいつもわからないことを親切丁寧に教えてください。退職に伴い保険の整理をした時も親切に対応してもらい、加入後も気に掛けてくれるとても良い人です。ジブラルタ生命の教育方針がとてもきめ細かいなと思います。このようにジブラルタの対応に喜んでる者がいることを伝えていただきたいです。

お客さまから寄せられたご不満の声

「ご不満の声」を広く受けとめています

当社では「お客さまへのサービス改善」「会社の経営改善」のために、数多く寄せられるお客さまの声の中から様々な手法で「お客さまのご不満の声」を広く受けとめるように努めています。

「お客さまの声」を広く受けとめる方法例

- コールセンターにお申し出いただいたお客さまの声は、ご不満を判定するキーワード検索も使い、漏れのないよう把握しています。
- また、お客さまから頂戴するアンケート等からもご不満の声を把握しています。
- お客様の声チームがお客さまの声を検証して、「お客さまのご不満の声」を把握する二重のチェック体制となっています。

「お客さまのご不満の声」の定義

お客さまから当社に対し、当社の販売活動、サービスの提供、商品、事務処理、制度・規程、当社社員の態度、マナーなどに対する不平・ご不満のお申し出があったもの全てを「ご不満の声」として集計しています。

お客さまから寄せられたご不満の声

■ 契約後のお手続き等に関するご不満の声 解約、各種お手続きに対するご不満等	16,469件
■ 保険料のお払い込み等に関するご不満の声 保険料の口座振替に対するご不満等	4,215件
■ 満期保険金・年金のお手続き等に関するご不満の声 満期保険金・年金のお手続きや、お受取時のご不満等	4,203件
■ 保険金・給付金のお手続き等に関するご不満の声 死亡保険金・入院給付金のお手続きや、お受取時のご不満等	3,993件
■ 保険契約へのご加入等に関するご不満の声 ご加入の際の説明が十分でなかったことへのご不満等	2,497件
■ その他のご不満の声 上記以外のご不満等	7,877件
	39,254件

カスタマー・サティスファクション・レターの送付

- ご不満の声をいただいたお客さまに対して、適宜カスタマー・サティスファクション・レターをお送りし、当社へお申し出をいただいてからの対応に対する評価、ご意見を伺っています。

具体例

『担当者で年金手続きをする約束をしていたが、その前に年金の請求手続きがされていないという通知が届いたので心配になって相談したところ、担当者が大変親切に対応していただきました。担当の方も素敵な方でした。ありがとうございました。』

『契約者変更の後の保険証券が届かないと申し出をしたところ、引越したため書留で送付された保険証券を受け取れなかったのが原因だったにもかかわらず、すぐに担当者が対応してくれて大変お世話になりました。』

「お客さまの声」を経営に反映する体制

お客さまからの様々なご質問、ご提言、ご不満の声等について、「お客さまの声」の収集から分析、改善を行う専門組織として「お客様の声委員会」を設置しています。「お客様の声委員会」では、「お客さまの声」をお客さま満足度の向上、経営リスクの軽減、商品・サービスの改善につなげるための重要課題について速やかに審議・意思決定を行い、各関連部署と連携して経営改善を図っています。

「お客さまの声」の管理

「お客様の声委員会」では、コールセンターや営業拠点などに寄せられる多くの「お客さまの声」の調査・分析を通して、具体的な経営改善につなげています。2008年1月からカスタマー・ボイス・システムを導入し、「お客さまの声」を集約して管理しています。これにより、一層のお客さまサービスの向上を図るとともに、「お客さまの声」を経営に反映する体制を強化しました。

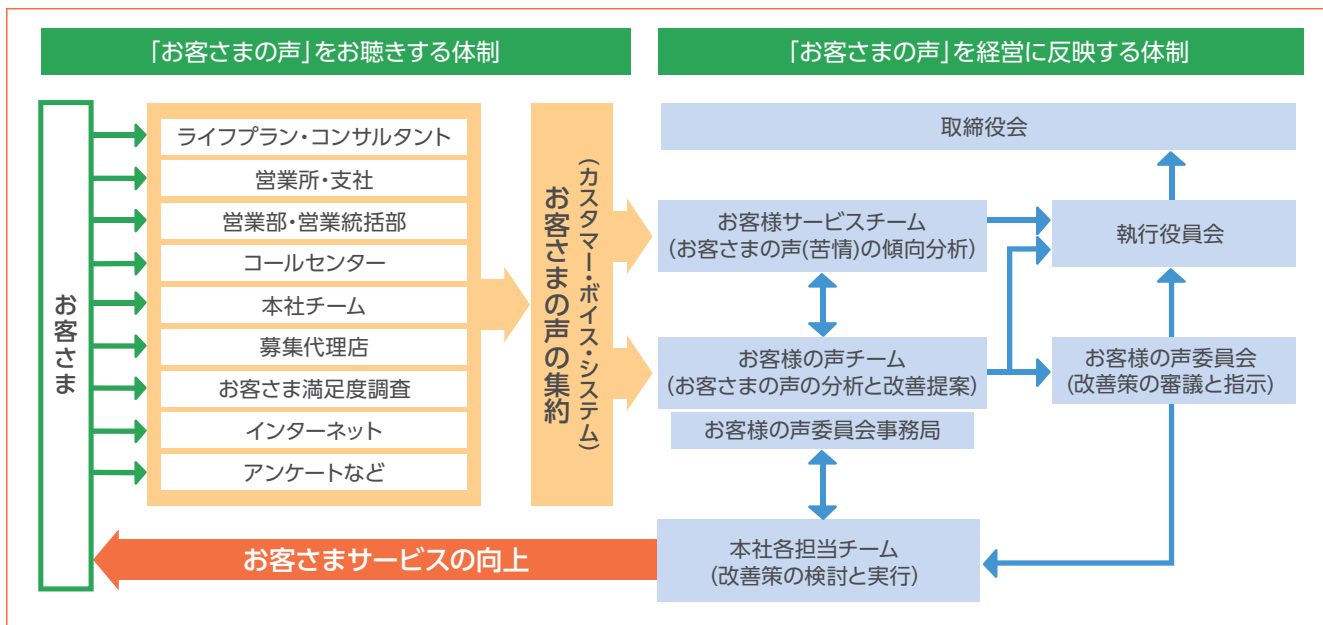
国際規格に適合した体制

当社は苦情対応マネジメントシステムの国際規格である“ISO10002”に適合し、2008年10月8日に自己適合宣言を行いました。

引き続き、適切な苦情対応プロセスを通じて得られたお客さまの声を経営に反映し、顧客サービスの品質をより一層向上することを目指して取り組んでいます。

*ISO (International Organization for Standardization): 国際標準化機構

*ISO10002とは、組織が効果的で効率的な苦情対応を実践するための基本原則や苦情対応プロセスの枠組み、運用に関するガイドラインを示したISO規格で、2004年に発行されました。



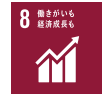
お客さまの声をふまえて、2018年度に改善を行った事例

「お客さまに感動のサービスと幸せをお届けしたい」

当社ではその思いひとつに、お客さまからいただいた数多くのご意見、ご要望、ご提言を分析し、様々な手続きやサービスの改善・向上につなげてきました。ここにその一例をご紹介します。

お客さまの声	改善内容
<p>外貨建商品の仕組みを理解しやすいように、わかりやすい表現のパンフレットを作ってほしいです。</p>	<p>外貨になじみの薄いお客さまのために、既存の冊子を改訂して「やさしい外貨のはなし」を作成しました。物価・金利・為替等の具体例や解説を充実させて、わかりやすく興味を持っていただける内容に改善しており、「実利用者ユニバーサルデザイン」認証*を取得しました。 ※「実利用者ユニバーサルデザイン」認証: 実際の利用者が使用する際の行動観察をもとに、内容を正しく理解できるように改善した製品・サービス等に対して、実利用者研究機構の審査を経て与えられる認証。</p>
<p>保険の知識がない人が約款を見ても不明確で読みにくい。</p>	<p>当社では、お客さまにとって重要な情報をわかりやすく提供したいとの想いから、「ご契約のしおり・約款」の約款部分(保険約款)を、読みやすく・わかりやすい構成や内容にしておくこと(約款の平明化)になりました。まず、2019年1月以降の新商品から平明化を反映した約款としていきます。現在販売中の商品についても、約款の平明化を順次実施予定です。</p>
<p>医療保険の見直しを行っていて、先進医療給付金ダイレクト支払サービスについて確認したい。先進医療給付金の額が100万円以上であることと記載されているが、100万円未満の先進医療については利用できないということか。</p>	<p>「先進医療給付金ダイレクト支払サービス」は、先進医療給付金を当社から病院に直接支払いするサービスです。同サービスの利便性をさらに向上させ、お客さまにより安心して先進医療にかかる治療に専念いただくために、以下の2つの取組みを実施しました。</p> <p><金額制限の撤廃> 従来までの100万円以上の利用制限を撤廃し、全ての先進医療がダイレクト支払サービスの対象となりました。</p> <p><特定病院との提携による利便性の向上> 特定の病院と先進医療(重粒子線・陽子線治療)の支払にかかる提携を行いました。新たな制度では、先進医療実施前の段階でのご請求が可能となり、先進医療実施予定日に合わせて医療機関へ直接支払することができますので、お客さまにより安心して先進医療による治療に専念いただけます。</p>

ご高齢のお客さま・お体の不自由なお客さまへのこれまでの取り組み



ご高齢のお客さまやお体の不自由なお客さまも安心してサービスをお受けになれるよう、当社は様々な取り組みを行ってきました。その取り組み内容をご紹介します。

サービス・お取扱い	内容
テレビ通話による 手話通訳・筆談サービス開始	<p>耳や言葉の不自由なお客さま向けに「手話・筆談サービス」を導入し、ご自宅や外出先から、スマートフォン等のテレビ通話を利用して、コールセンターへのお問い合わせが可能になりました。</p> <p>外部委託先の手話対応が可能なオペレーターがお客さまと手話や筆談で会話し、同時に当社コールセンターのオペレーターにその内容を通訳し、当社コールセンターのオペレーターは手話通訳者を通じてお客さまから問い合わせや手続きの申出を受付することができます。</p> <p><利用方法> 当社ホームページ(www.gib-life.co.jp/)にアクセスして、トップ画面のページ上の「ご契約者の皆さま」をクリック、もしくは同じくトップ画面のページ上の「お問い合わせ」をクリックし、遷移先のページの下方「耳や言葉、目のご不自由なお客さま」をクリックすると専用のお問い合わせページに移動します。</p>
ご家族登録制度	<p>あらかじめご家族を登録することで、ご家族がご契約者さまに代わって契約内容のお問い合わせ等を行うことができます。(2016年12月開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者さまの保険契約内容について、情報の提供を受けることができます。 ・当社へ、各種請求書類のご契約者さま宛の送付依頼をすることができます。
証券記載内容の 点字説明書の作成	<p>ご契約者さま/被保険者さま/受取人さまのいずれかが視覚障がいの場合、ご契約者さまから点字資料発行の希望がある場合、保険証券とは別に契約内容を点字で記載した資料を作成、交付するサービスを行っています。</p> <p>※一部のご契約では、被保険者さまが全盲のご契約については全点字での説明書を作成、送付しています。</p> <p>※既契約の場合も、ご希望によって保険証券の契約内容を点字で記載した資料を作成、送付しています。</p>
代理署名制度	<p>請求権者さま・ご契約者さまに意思能力があるにもかかわらず、体況上の問題を理由として署名が困難な場合、ライフプラン・コンサルタントの立ち会いのもとで、親族または一定の関係者(介護者または民生委員等)にご本人に代わってご署名いただける取扱いを実施しています。</p>
障がい者専用窓口	<p>当社ホームページに障がい者専用サイト「耳や言葉、目の不自由なお客さまへ」を設置しています。</p> <p>聴覚障がいのお客さまのお問い合わせ窓口として、インターネット・サービスやFAXフリーダイヤルを利用してのお問い合わせ方法を掲載しています。また、点字によるご契約内容の証明書についても掲載しています。</p>
年金サポートガイド	<p>年金開始となるお客さまに対して、以下の内容を記載した冊子「年金サポートガイド」を配布しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■年金開始手続きの流れ ■手続き書類 ■終身年金と確定年金の手続方法 ■年金の税務 ■よくあるご質問 ■FAXによる問い合わせ方法(高齢者や耳や言葉がご不自由なお客さま、電話が困難なお客さま向け) <p>※なお、一部のご契約につきましては対応していません。</p>
保証期間経過後の 年金請求における 電話での生存確認の実施	<p>年齢に関わらず、保証期間が経過した後に年金をお受け取りになる際に、所定の条件に該当する場合には、受取人さまに会社からの電話による確認にお答えいただくことで、年金請求書や住民票等一切の書類の提出を不要とするお取扱いを実施しています。(ただし、一定の年齢以上の方には数年ごとに、「年金請求書」「住民票」をご提出いただきます)</p> <p>※保険種類、契約状況によっては、お取扱いが異なる場合もあります。</p> <p>※「住民票」の代わりに「健康保険証の写し」のご提出で手続き可能となりました。なお、「健康保険証の写し」は有効期限の記載があり、かつ提出時点で有効なものに限ります。</p>
保険金・給付金・年金等 請求時における 代理請求基準	<p>高度障害保険金・入院給付金・年金等のご請求にあたり受取人さまが保険金等を請求できない事情があるときには、受取人さまの成年後見人からのご請求が原則となります。成年後見人が選任されていない場合、指定代理請求特約が付加されている契約については指定代理請求人からのご請求となりますが、所定の条件に該当する場合には、指定代理請求特約が付加されていない場合でも代理人による請求をご利用になれます。</p>
高齢者用 重要事項説明 サポート資料	<p>ご高齢のお客さまに重要事項の内容を十分にご理解いただくため、現行の「重要なお知らせ」とは別に、特にご照会が多い項目について大きな文字で読みやすくし記載内容もよりわかりやすく解説した、重要事項説明サポート資料を作成・説明・配布しています。</p>
高齢者専用ダイヤル	<p>上記の重要事項説明サポート資料の裏面に、お問い合わせ先として、専用フリーダイヤルを記載しています。当ダイヤルにお電話いただいた場合は、お客さまがご高齢であることを十分に認識した対応を心掛け、オペレーターがご照会に対してゆっくりと丁寧に対応を行います。</p> <p>高齢者専用ダイヤル:0120-16-7895</p>
「ご契約内容のお知らせ」 サイズ拡大	<p>通常はA4サイズでお送りしている「ご契約内容のお知らせ」について、ご高齢のお客さまには、文字を大きくしA3サイズで作成、お送りしています。</p>

※サービス・お取扱いの詳細につきましては、当社営業担当者、またはコールセンターにお問い合わせください。

適切な保険金等のお支払いのための取り組みについて

当社では、保険金等を適切にお支払いするための態勢強化に向けて、お客さまの視点に立った改善・強化に取り組み、お客さまサービスの更なる向上に努めてまいります。

保険金等を適切にお支払いするための態勢強化に向けた取り組み

I. お客さまへの情報提供の充実

- 1 ご加入時の情報提供の充実

	実施時期
① 「重要事項説明書(注意喚起情報)」の改訂	2007年 6月～
② 「ご契約のしおり・約款」の記載内容の充実	2008年 4月～
③ 「お客さまサポートガイド」の作成	2008年 5月～
④ 契約概要・注意喚起情報を読みやすくするためのレイアウト変更	2016年 4月～
⑤ 保険業法改正(情報提供義務や意向把握義務)への適切な対応	2016年 5月～
- 2 ご加入期間中の情報提供の充実

① ホームページでの情報提供の充実	2006年10月～
② 定期的な保障内容等の情報提供	2007年度～
③ 指定代理請求特約の中途付加の推進および受取人の確認	2010年 7月～
④ 満期保険金・年金等未請求契約に対する案内の充実	2010年 1月～
⑤ (死亡・満期)保険金・年金等の請求案内の強化・充実	2010年 4月～
⑥ 高齢者専用ダイヤルのホームページ掲載	2016年 9月～
⑦ ご家族登録制度の取扱開始	2016年12月～
- 3 ご請求時の情報提供の充実

① 「保険金給付金のご請求等のご案内」の作成	2006年10月～
② ご請求時における保障内容の説明充実	2007年 3月～
③ 年金サポートガイドの作成	2009年 7月～
- 4 お支払後の情報提供の充実

① 「お支払明細書」への給付金の請求を促す注意喚起文言の追記	2007年 3月～
② 退院後通院の可能性のあるお客さまへの案内の送付	2008年 1月～

II. 社内態勢の強化

- ① 「請求勧奨基準」の策定
 2007年10月～ |
- ② 診断書取得費用相当額の会社負担
 2008年 1月～ |
- ③ 「死亡保険金即日支払サービス」の受付時間の延長・上限金額の拡大
 2014年10月～ |
- ④ 保険金/給付金のお手続きに関する高齢者へのフォローコールの開始
 2017年 6月～ |
- ⑤ 担当者不在契約について給付金等請求書類の本社直送の対応
 2018年 3月～ |

III. ガバナンス・内部監査態勢の整備・強化

- ① 保険金等支払状況等についての経営陣への報告態勢の強化
 2006年 1月～ |
- ② 「適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確保に係る基本方針」の制定
 2006年 9月～ 2009年11月改定 2012年 1月改定 |
- ③ 保険金等支払管理態勢に対する監査態勢の整備
 2006年12月～ |

IV. 組織インフラ等の整備

- ① 支払検証部門の設置による保険金・給付金の検証の実施
 2006年 6月～ |
- ② システムによるチェック機能の追加、拡充
 2006年10月～ |
- ③ 個人保険と団体保険間のチェックシステムの開発
 2007年 4月～ |
- ④ 受取人変更手続き、指定代理請求特約・リビング・ニーズ特約の中途付加手続きの簡便化
 2010年 7月～ |
- ⑤ 自己申告による入院給付金請求手続きの対象範囲の拡大
 2010年 7月～ |
- ⑥ 「先進医療給付金」の病院直接支払プロセス「ダイレクト支払サービス」の導入
 2012年 1月～ |
- ⑦ 診断書コピーによる代用取扱の導入
 2014年10月～ |

V. 人材育成態勢

- ① 「生命保険支払専門士」の資格取得推進
 2007年10月～ |

VI. 保険金支払に関しての苦情処理を含めた、顧客対応態勢

- ① 不払い等の苦情専用窓口の設置
 2006年 7月～ |
- ② 支払審査会の設置
 2007年 1月～ |

VII. 商品開発関連

- ① 商品ラインアップの見直し
 2008年 1月～ |
- ② 約款の明確化・簡素化
 2009年 3月～ |
- ③ 約款の平明化
 2019年 1月～ |

VIII. 失効契約に係る解約返戻金の請求勧奨態勢

- ① 失効契約に対する案内の充実
 2008年 7月～ |
- ② 解約返戻金未支払事案に対する自動返金制度の導入
 2009年 3月～ |

支払審査会による審査

保険金・給付金等のお支払いに関して不服のお申し出があった場合、当初の支払い・不払いを決定した部門とは別の部署で再査定を行っています。その結果にもご納得いただけない場合は、お客さまのご希望により「支払審査会」での審査をご請求いただくことができます。

「支払審査会」は、会社とは全く利害関係のない社外の委員(弁護士・医師・大学教授・消費者問題の専門家)のみで構成され、中立的

な視点で支払査定結果等の妥当性を審査いたします。支払審査会は2007年1月に設置され、審査のご請求に応じて、毎月開催を予定しております。

<支払審査会審査状況>

2018年4月から2019年3月までの「支払審査会」のご利用は1件で、審査内容は以下のとおりでした。

項目	内容	合計
手術給付金	約款に定める手術給付金の支払い事由に該当しないため、手術給付金支払い非該当との決定に対するお申し出。	1件

インターネット・サービス www.gib-life.co.jp/

スマートフォン・タブレットからもご利用いただけます。
ぜひ、インターネット・サービスにご登録ください。



以下のようなサービスがご利用いただけます。

契約内容の照会	契約者貸付の請求
「ご家族登録制度」への登録・変更	外貨建商品専用のサービス 円換算保険料口座振替額のメール通知、 解約返戻金試算、払込保険料の累計額の確認
各種お手続きの依頼 住所・電話番号の変更、控除証明書の再発行 保険料振替口座変更、名義変更など	重要情報お知らせメールサービス



※ご契約者が「法人」「未成年」「成年後見制度を利用されている方」の場合はご登録できません。あらかじめご了承ください。

ご家族登録制度*

ご契約者があらかじめご家族を当社に登録することにより、その登録されたご家族が、以下の事項を実施できる制度です。

- 保険契約内容の照会
- 各種請求書類の契約者宛の送付依頼

死亡保険金即日支払サービス*

お客さまが亡くなられたときに、葬儀費用などの支払いに充てるため、簡易な手続きで最高500万円までの死亡保険金を即日お支払いするサービスです。

骨髄・末梢血ドナー給付(ドナー・ニーズ・ベネフィット)*

手術保障のあるご契約をいただいているお客さまを対象に、骨髄ドナー登録者等が骨髄・末梢血移植を目的とした「骨髄幹細胞採取手術」または「末梢血幹細胞採取手術」を受けた場合に手術給付金等をお支払いします。

*各サービスのお取り扱いには、所定の条件があります。詳しくは担当ライフプラン・コンサルタントまたはコールセンターへお問い合わせください。

お客さまをサポートするコールセンター

通話料無料

お客さまからのお問い合わせ・ご相談にオペレーターが対応いたします。ご加入の保障内容やお手続きなどについてご不明な点がございましたらコールセンターまでご連絡ください。

一般のお客さま

ミナジブロック

0120-37-2269

教職員のお客さま

ミナキョウイク

0120-37-9419

ご高齢のお客さま

0120-16-7895

ご高齢のお客さま専用のフリーダイヤルです。
オペレーターに直接つながり、ご照会に対して
ゆっくりと丁寧に対応します。

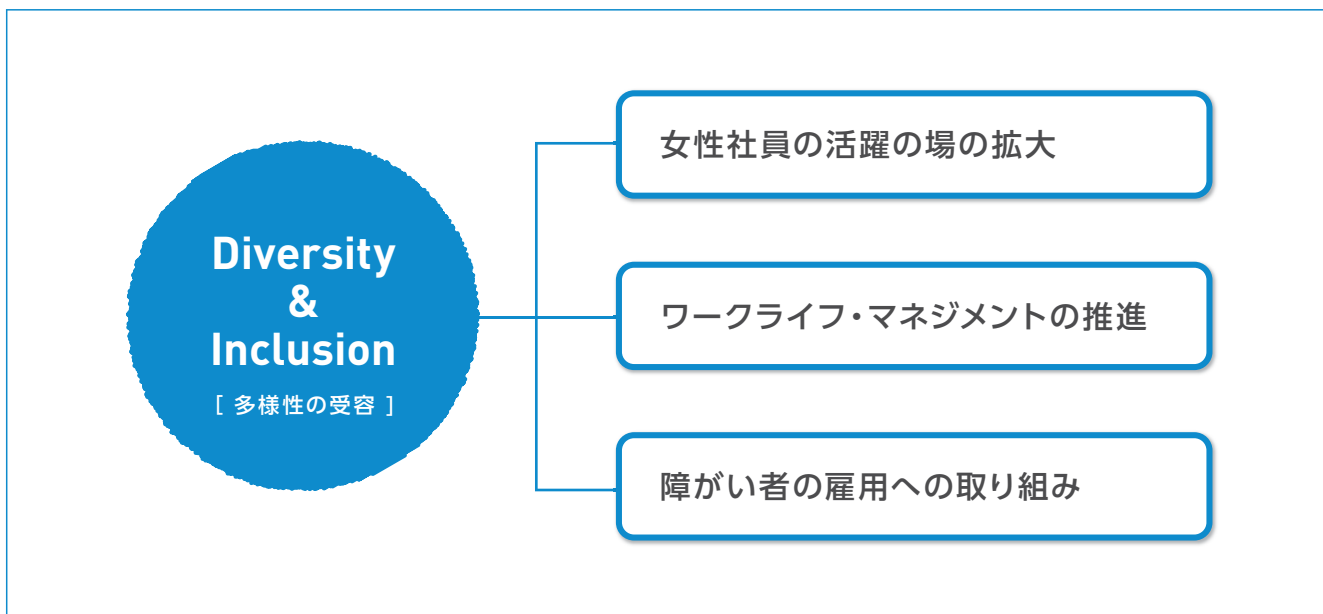


多様化推進への取り組み (ダイバーシティ&インクルージョン)

ジブラルタ生命の多様化推進 (Diversity & Inclusion)

ダイバーシティ&インクルージョンとは、社員一人ひとりのさまざまな違い(性別、年齢、人種、国籍、障がい、宗教、言語、スキル、経験、ライフスタイル、性的指向/性自認、家族状況など)を受け入れ、それぞれを価値として活かすことで企業の競争力を高めることです。

ジブラルタ生命は、お客さまに真に役立つ生命保険をお届けする会社であり続けるための重要な取り組みの一つとして、ダイバーシティ&インクルージョンの推進を掲げ、社員一人ひとりが自らの能力を最大限に発揮し成長できる環境をつくることを目的に、以下3点をダイバーシティ&インクルージョンの大きな柱として取り組んでいます。



女性社員の活躍の場の拡大



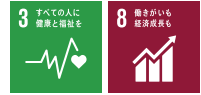
女性社員の更なる能力発揮とキャリア形成を支援し、より上位の立場で組織をリードできる人材育成を目的として、各分野で活躍する社員向けに、様々なキャリア形成支援プログラムや集合研修を実施しています。

営業社員・営業管理職	女性LC*キャリアコンファレンス、女性所長・チーフトレーナー向けキャリア支援セミナー
MR*	D&Iセッション
営業拠点スタッフ	管理職インターンシップ、管理職種説明会
本社社員	女性社員向けキャリア支援研修

*LC: ライフプラン・コンサルタント(営業社員)

*MR: 代理店担当社員

ワークライフ・マネジメントの推進



社員一人ひとりが自身のワークとライフにメリハリをつけ、その両方を自律的にマネージできる職場環境づくりのために、計画的な有給休暇の取得促進、柔軟な働き方の実現、育児・介護・がんなどの病気との両立支援制度などの環境整備に取り組んでいます。昨今は性別による役割分担意識の解消や長時間労働の抑制などの働き方の見直しの重要

性が広く認識され、女性だけでなく男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりの必要性は高まっています。当社は、管理職向けのワークライフ・マネジメントセミナーを開催するなど、多様な社員のワークとライフの充実を支援する組織マネジメントを推進しています。

当社の取組に対する外部評価

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度(くるみん)の取得

育児をしていない社員も含めた活動が包括的に評価され、次世代育成に向けた諸支援策に取り組んでいる「子育てサポート企業」として厚生労働省東京労働局より3度目の認定(基準適合一般事業主認定2017年2月21日付)を受けました。

② 次世代育成支援対策推進法(次世代法)とは

次世代育成支援対策推進法は、企業・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための取り組みを求める法律。

企業は行動計画策定指針に照らし、適切な行動計画を策定し、当該計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たす場合には都道府県労働局長の認定を受けることができる。認定を受けた企業は、その旨を示す表示(次世代認定マーク:くるみんマーク)を広告、商品、求人広告等に使用することができ、子育て支援企業であることを対外的に示すことができる。



次世代認定マーク
[愛称:くるみん]

東京都 2017年度 がん患者の治療と仕事の両立への優良な取組を行う企業表彰

社員ががんに罹患しても治療を行いながら仕事との両立ができるよう環境整備を行ってきたことが評価され、東京都の2017年度表彰において「奨励賞」を受賞いたしました。今後がん患者を含めた多様な社員がお互いに尊重し協働する職場環境を目指し、取り組んでまいります。



障がい者の雇用への取り組み



ジブラルタ生命では障がい者雇用に積極的に取り組んでいます。障がいを『ひとつの個性』としてとらえ、精神、知的、身体に障がいを持った多数の方*が制約のある中でも一人ひとりの適性や能力を活かした業務を行い、貴重な戦力として会社へ貢献しています。

「障がい者にもっとも選ばれる会社」の実現に向け、2013年8月に東京、2016年1月には長崎に、多くの障がい者が働ける環境をジェネラル・サービスチームに整備し、ジョブコーチの認定を受けたスタッフが社員をサポートしています。

社内各チームがこれまで外部へ委託あるいは既存の社員が残業などで対応していた業務をジェネラル・サービスチームで引き受けることによって、経費削減およびコア業務への集中、ワークライフ・マネジメントの実現にも大きく貢献しています。

また、12月の障害者週間には、社内でも「障害者週間フォーラム」を開催し、障がいに対する理解を深め、さらに働きやすい環境の実現に向けた試みも行っています。

*2019年3月末258名



「第3回障害者週間フォーラム」にて熱心に耳を傾ける参加者(2018年12月開催)

環境への取り組み

当社では「省エネルギー・省資源・リサイクル」に取り組み、そして、「社員一人ひとりの意識と行動を変える」ことに主眼を置き、様々な環境対策に取り組んでいます。

本業を通じて

省エネルギー・省資源・リサイクルに取り組みます。

■ 省エネルギー・省資源・リサイクル活動

身近なところで「省エネルギー」「省資源」に取り組み、「電子帳票化によるペーパーレスの推進」「カラーコピーの利用制限」「溶解による廃棄紙のリサイクル」などを行っています。

■ オフィスでの環境配慮

環境負荷の少ない事務用品（環境対応商品）を使用するよう心がけています。また本社では電子帳票化による画面上での業務を促進し、紙の削減に努めています。

社員一人ひとりのこころがけを通じて

社員全員がコミュニケーションに努め、環境に対する理念を共有します。

■ 一人ひとりが環境に配慮した行動

全社員に呼びかけ、一人ひとりが「パソコン電源OFFの徹底」、「消灯の徹底」等、日頃より職場での省エネルギーに努めています。

■ クールビズの実施

環境問題に配慮し、省エネ・省資源運動への取り組みの一環として、営業活動における夏季期間の“クールビズ”を実施しています。

■ 「インターナショナル・ボランティア・デー」における環境保全活動

毎年10月の第一土曜日を「インターナショナル・ボランティア・デー」と定め、社員とその家族で一斉にボランティア活動を行っています。

そのうち環境保全活動としては、全国各地で「河川・海岸のゴミ拾い」や「公園・地域周辺の清掃活動」などを行い、社員と家族の環境問題に対する意識を深めています。



環境方針

ジブラルタ生命の環境に対する理念

お客さまが安心してすこやかに暮らせる環境があつてこそ、お客さまに真の経済的な保障と心の平和をお届けすることができると考えます。

今も未来もお客さまの大切な方への思いを確実にお届けするために、わたしたちは地球環境保護に貢献します。

本業を通じて

- 環境保全に関する法規制を守ります。
- 省エネルギー・省資源・リサイクルに取り組み、さらに業務の効率化を行うことで無駄をなくします。
- 地球環境に配慮した、サービスのイノベーションを心がけます。

社員一人ひとりのこころがけを通じて

- 社員一人ひとりが、仕事や日々の暮らし、地域社会での行動を、環境に配慮したものへと変化させていきます。
- 社員全員がコミュニケーションに努め、環境に対する理念を共有します。
- ライフプラン・コンサルタントをはじめとする社員全員が、この想いをお客さまに伝えます。

当社では、生命保険業という本業部分では、省エネルギー、省資源、リサイクルや業務の効率化を推進し、貴重な資源を守り、CO₂削減に貢献してまいります。新たなサービスを開発する際は、環境に配慮したものにしよう努めてまいります。

また、企業としての努力だけではなく、社員一人ひとりが環境に関する認識と行動を向上させることにより、社会に貢献してまいります。



ブルデンシャル・ファイナンシャルでは、世界共通のシンボルを掲げ、環境保護に取り組んでいます。

健康経営の取り組み



社員の健康に対する理念

ジブラルタ生命は、お客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けすることをミッションとしておりますが、心の平和を真に願えば、お客さまに健康で充実した生活を送っていただくことが何よりも大切です。そして、このことは、ミッションを担う社員自身が健康でなければ伝わりません。

社員は大切な財産であり、社員の健康の維持・向上は重要な経営課題の一つです。「ジブラルタ生命 健康宣言」を制定し、社員の健康管理に取り組んでいます。



「健康経営優良法人～ホワイト500～」の認定取得

2019年2月、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人～ホワイト500～」に認定されました。（「健康経営優良法人～ホワイト500～」とは、健康保険組合などの保険者と連携して、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組み優良な健康経営を実践している法人を認定する制度です。）当社の主な評価ポイントは右記の通りです。

- 健康管理専門部署を設置し、健康施策への取り組みを推進
- メディカルルームを設置し、産業医や保健師に社員が相談できる体制の整備
- がんをはじめとする病気の治療と仕事の両立に対する取り組み
- 健康保険組合と協働で、健康保持・増進を目的とした機会の提供



社員の健康を推進するための体制整備

人事部門内に、全社の健康施策を担当する健康管理専門部署を設置し、施策の検討、実施を行っています。メディカルルームを設置し、常時、産業医や保健師が社員からの相談に回答できる体制を整えています。

また、健康状況分析の結果については年に一度執行役員会へ報告し、施策に対する成果や変化を共有するほか、超過

労働、メンタルヘルス及び長期連続休暇取得の状況、並びに、その評価結果を四半期ごとにオペレーショナルリスク管理専門部会へ報告しています。労働組合とも、毎月の労使協議会とは別に四半期ごとに労働時間専門委員会を開催し、休暇取得や労働時間縮減に向けた協議を行っています。

健康増進の取り組み

生活習慣病対策として、特定健診の受診促進を通年で行うとともに、健康保険組合と共同で、夏と秋にダイエットや生活習慣改善を促すキャンペーンを実施中です。特定健診受診率やキャンペーン参加者数などを毎年度検証し、結果を踏まえた改善等を行ないながら、取り組んでいます。

また禁煙推進にも取り組んでいます。国立がん研究センター

の監修による積極的禁煙支援「チムニープログラム」は、研修を受けた専門スタッフがアウトバウンドで禁煙を勧奨し、ステージ別のフォローを2ヶ月間行います。2年間で合計1,408人に実施し、うち76人(5.4%)が禁煙に成功したか禁煙を開始しました。

【参考】特定健診受診率

	2015	2016	2017
男性	92.3%	93.0%	93.7%
女性	93.8%	94.2%	94.3%

【参考】喫煙習慣がある社員割合

	2015	2016	2017
男性	38.3%	37.4%	36.8%
女性	19.1%	18.6%	17.9%

今後に向けて

健康保険組合による2014年の医療費分析によれば、がんなどの新生物の医療費が高いことが分かっています。治療と両立しながら働き続ける社員も少なくなく、環境整備や社内に向けた情報発信を行ってきた結果、東京都の2017年度

「がん患者の治療と仕事の両立への優良な取組を行う企業表彰」の「奨励賞」を受賞いたしました。（P.29参照）

今後は、早期発見による早期治療を目的としたがん検診の推奨を目指します。

ジブラルタ生命の社会貢献活動への“想い”

当社は、「Magic of the Dream」という名称のもと、未来を担う子どもたちの夢や希望を応援する活動に積極的に取り組んでいます。その根底には、子どもたちの『夢を叶える力』を育む、感動や驚きの体験をプレゼントし、『希望にあふれる未来』への架け橋になりたい、との想いが込められています。各活動には、全国各地の社員がボランティアスタッフとして積極的に関わりながら、子どもたちにエールをおくっています。



子どもたちを応援するプログラム

■ ドリーム・スクール・キャラバン

全国の小学生を対象に、47都道府県をキャラバンしていくプログラムです。スポーツや文化活動など、さまざまな教室を実施し、たくさん子どもたちに“ドキドキ”“ワクワク”する夢のような時間をプレゼントします。2018年度は「走力up! 教室」「バスケットボール教室」「サッカー教室」の3種目を24道府県で実施し、現役プロ選手、元日本代表選手、アスリートやコーチなど、その道のプロたちが講師を務め、素晴らしい技術の披露や、実践的な指導を通じて、“未来を担う子どもたち”を応援しました。



■ ドリームナイト・アット・ザ・ズー

障がいのある子どもたちとご家族を動物園や水族館に招待し、気兼ねなく楽しいひとときを過ごしてもらおう国際的なイベント、ドリームナイト・アット・ザ・ズー。当社は、このイベントを実施している動物園・水族館を2012年からサポートしています。イベント開催日には、社員ボランティアが着ぐるみパフォーマンスや園内の案内・誘導等でイベント運営を手伝うほか、フェイスシールサービス、スタンプラリーなどのオリジナル企画を準備して来園者をお迎えします。

2018年度は、全国12カ所(北海道、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県)の動物園・水族館の取り組みに協賛しました。



■ ヤングアメリカンズ 東北支援プロジェクトサポート

ヤングアメリカンズ(通称:YA)は2011年9月から毎年、東日本大震災被災地の学校を訪問し、歌とダンスのワークショップによる被災地の子どもたちの支援を続けています。

当社は被災地に夢と希望と笑顔を届けるYAの活動に賛同し、2014年からこの活動をサポートしています。



■ PRUDENTIAL SPIRIT OF COMMUNITY ボランティア・スピリット・アワード

PRUDENTIAL SPIRIT OF COMMUNITY ボランティア・スピリット・アワード(通称:SOC)は、ボランティアに取り組む中学生・高校生を応援するプログラムで、1995年にアメリカでスタートしました。日本では1997年から開催され、今では、世界各国で開催される国際的なプログラムとなっています。毎年、受賞者の中から2名を「米国ボランティア親善大使」として、ワシントンD.C.で行われる全米表彰式に派遣しています。

SOCでは、青少年たちのボランティアへの取り組みを称え、「ありがとう」という言葉とともに感謝の気持ちをおくります。また、参加者同士が出会い、お互いの活動を知り、交流を深めるためのさまざまなプログラムを用意しています。



■ おこづかい教育出前教室

「おこづかい教育出前教室」は、無駄を避け、計画的な貯蓄を行い、目標実現する「お金の使い方」を身につけるための“秘訣”を保護者向けに教える無料セミナーです。

「おこづかい」を通じて、「お金の力・便利さ」を学び、「お金のもつ怖さ」もしっかり理解します。このプログラムを通じて、子どもたちの“生きる力”を育むサポートをします。



■ メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン

3歳から18歳未満の難病と闘う子どもたちの夢をかなえ、生きる力や病気と闘う勇気をもってもらいたいと願って設立された公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンに当社はイベントの協賛や社員のボランティア参加などのサポートをしています。



■ ジュニア・アチーブメント日本

経済教育を通じて子どもたちの社会的自立力を育む活動を行っている公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本。当社は会員企業として、実際の街並みを再現して作られた「スチューデント・シティ(品川)」（小学生対象）、「ファイナンスパーク(仙台・いわき・京都)」（中学生対象）に模擬店舗ブースを設営。子どもたちの社会的自立を育む、社会と自分との関わり、お金の役割、家計の管理などを理解・認識する体験を提供し、子どもたちの“生きる力”を育むサポートをしています。

■ ベルマーク運動に参画

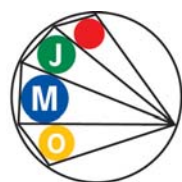
学校教育にかかわる設備、教材の整備・拡充を目的とする、公益財団法人ベルマーク教育助成財団の「ベルマーク運動」に、生命保険業界第1号の協賛企業として参画しています。

個人のお客さま向け生命保険全商品の新規ご加入1契約について、一律100点のベルマークポイントを付加しています。



■ 数学オリンピック

公益財団法人 数学オリンピック財団への協賛を通じて、数学的才能に恵まれた子どもたちをコンテストで励まし、才能を伸ばす手助けや交流の場の創出に協力しています。



数学オリンピック財団



国際数学オリンピック
試験会場風景



■ 地域に貢献するプログラム

全国各拠点の社員が主体となって社会や地域貢献につながる意義深いイベント、文化・芸術活動に協賛・支援し、その活動をサポートしています。

「お世話になっている地域に貢献する」という想いのもと、社員が地域の方々と一緒に汗を流し、社会・地域に貢献することの意義や素晴らしさを体感することを推進しています。2018年は27支社が地域のイベント等をサポートし、社員と家族が参加しました。



旭川ハーフマラソンの
給水所のサポート(旭川支社)



小・中学生向けの
AED講習を実施(福山支社)

■ 社員のボランティア活動を推進するプログラム

■ インターナショナル・ボランティア・デー

親会社プルデンシャル・ファイナンシャルは、「日頃お世話になっている地域コミュニティに感謝し、貢献するためにボランティアに参加しよう」という主旨で1995年にボランティア・デーをスタートしました。ジブラルタ生命では、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として営業を開始した2001年から、インターナショナル・ボランティア・デーに取り組んでおり、2018年には、北海道から沖縄まで日本全国47都道府県の社員とご家族、約12,000名が、多様なボランティアに取り組みました。



養護老人ホーム施設の清掃ボランティア
(金沢支社)

ライフプラン・コンサルタントについて

ライフプラン・コンサルタントは、お客さまに最高の満足を提供します。

生命保険を掛け橋としたお客さまとのお付き合いの中で、ジブラルタ生命が大切に考えているもの、それは「安心」と「信頼」です。そして、お客さまに安心をお届けし、信頼される会社となるための身近なパートナー、それが「ライフプラン・コンサルタント」です。

ライフプラン・コンサルタントは、生命保険のプロフェッショナルとしてお客さまに最適なプランをご提案するだけでなく、お客さまのライフステージに合わせた適切なアドバイスや、サポートにより、常にお客さまの心強い味方であり続けます。

MDRTについて

最高峰のセールスパーソンが集う国際的組織MDRT。ジブラルタ生命では、705名*がMDRT会員として認定されています。

信頼と安心の証、MDRT

1927年に発足したMillion Dollar Round Table (MDRT)は、卓越した生命保険・金融プロフェッショナルの組織です。世界中の生命保険と金融サービス専門家66,000名以上が所属する独立したグローバルな組織として、500社、72カ国で会員が活躍しています。会員は専門家として豊富な知識を有し、厳しい倫理規定を遵守し、卓越した顧客サービスを提供しています。MDRT会員は国際的に生命保険と金融サービス事業の優績者であると評価されています。
(2018年8月現在)



お客さまの「ご家族への想い」を生涯にわたりサポートする。 これがライフプラン・コンサルタントの使命です

生命保険は一生涯にわたる重大な選択のひとつです。

ジブラルタ生命のライフプラン・コンサルタントは、その豊富な知識で最良の選択をアドバイスできる生命保険のプロフェッショナル。お客さまの立場に立って、人生のいくつもの節目でご相談にお応えします。その使命は、一人でも多くのお客さまに本当の安心を手にしていただくこと。そして、生命保険に託された想いを確実にご家族へ伝えることです。

今回、国際的に権威ある専門家組織MDRTの会員として705名*が認定されました。私たちはこれからもより良いサービスを提供するために全力を尽くすことをお約束いたします。

*2019年4月1日現在

ライフプラン・コンサルタントの教育、研修の概略

ジブラルタ生命のライフプラン・コンサルタントの仕事は、単に保険という商品を販売することではなく、お客さまの生涯にとって最適なプランをともに考え、経済的なリスクを解消し「安心」をお届けすることです。

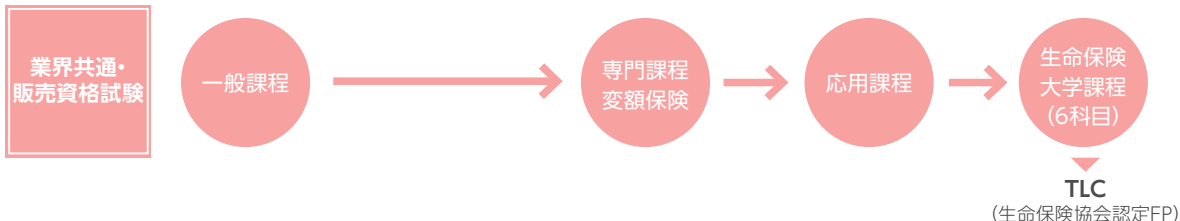
お客さまの人生に寄り添い、プロフェッショナルとしての確かなアドバイスをし、経済的な保障と心の平和を得るお手伝いをする。これは決して易しい仕事ではありません。

このように、生命保険の専門家としての知識を活かして、万一の場合の保障や必要資金づくりのアドバイスをする「生命保険のスペシャリスト」「お客さまを一生涯フォローするスペシャリスト」であるライフプラン・コンサルタントを、前職や営業経験に関係なく、きめ細かく、プロフェッショナルとして育成するのが、ジブラルタ生命のトレーニングプログラムです。

ライフプラン・コンサルタントのトレーニングプログラム



※上記の他に、本社や営業本部等で各種研修を実施しています。



代理店チャンネルについて

代理店プロデューサー(募集人)を通じてお客さま本位の生命保険をお届けします

一般代理店について

保険専業代理店、会計事務所代理店、企業代理店などの専門家により、お客さまの様々なニーズにお応えするコンサルティング型の保険販売を行っております。

代理店プロデューサーは、当社を含めた複数の保険会社の商品に精通しており、お客さまのご意向を把握したうえで、様々なニーズに合致した保険商品のご提案と、ご加入の判断に必要な情報などを提供しております。

MR・SRについて

当社代理店チャンネルでは、実際にお客さまと対面して保険を販売する代理店プロデューサーを商品・金融周辺知識、コンプライアンスなど様々な側面からサポートする代理店担当社員を「MR」「SR」と呼称しております。外貨や介護保険制度などの周辺知識にも精通した全国のMR・SRが、ビジネスパートナーである代理店の発展と、その先のお客さまへ「真に役立つ生命保険」をお届けできるよう、日々努力と研鑽を重ねております。



コンサルティング



保険販売



MR (Market Representative)
SR (Sales Representative)

代理店プロデューサー
(募集人)

お客さま

MR・SRが代理店プロデューサーと全国の各地域ごとにパートナーシップを築きます

お客さま満足度の高いプロフェッショナルな集団を目指して

商品や事務手続きに関する確かな知識習得、他の代理店の取り組みの共有、体験型・参加型の研修など、様々な学びの場を代理店プロデューサーに提供しております。

当社と代理店プロデューサーとの強固なパートナーシップを背景に、お客さま満足度の高いプロフェッショナルな集団を共に目指しております。



<磐石Academy>

お客さまのニーズを的確に把握し、最良の提案に繋げるための、体験型研修を実施しています。



<事業保障カンファレンス>

事業保障の考え方や最新の業界動向、他の代理店の取組みなどが学べる交流の場を、定期的で開催しております。



<営業部拠点研修>

当社オフィスやWEB会議などを活用し、商品や事務手続きなどの基本的な研修を日常的に開催しております。

プルデンシャル・ファイナンシャルについて

プルデンシャル・ファイナンシャルの概要

プルデンシャル・ファイナンシャル・インク (Prudential Financial, Inc.) は、世界最大級の金融サービス機関です。140年以上の歴史を誇り、主要事業の「米国内個人ソリューション事業部」、「米国内企業ソリューション事業部」、「PGIM事業部 (旧資産運用事業部)」、「国際保険事業部」等を通じて、米国、アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカを拠点とし、世界40カ国以上の法人および個人のお客さまにサービスを提供しています。



プルデンシャル・ファイナンシャルの名称および特徴的なロゴの「ロック」は、米国で最も親しまれている企業名とロゴマークのひとつです。



プルデンシャル・ファイナンシャル
会長兼最高経営責任者
チャールズ F. ラウリー



プルデンシャル・ファイナンシャル本社ビル
(アメリカ合衆国ニュージャージー州
ニューアーク市)

- 設立：1875年10月13日
- 本社所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク市
- 会長兼最高経営責任者：チャールズ F. ラウリー
- 事業内容：生命保険、年金、退職関連業務、投資信託、資産運用
- 総預かり運用資産：1兆4,560億USドル (2019年3月31日時点)
- 株式公開：ニューヨーク証券取引所上場 (略称：PRU)
- 従業員数：50,492名 (2018年12月31日時点)
- 生命保険の保有契約高：約4兆USドル (2018年12月31日時点)

プルデンシャル・ファイナンシャルは、米国『FORTUNE』誌の「2019年世界で最も称賛される企業®」ランキングの生命・医療保険部門で(4年連続)第1位に選ばれました。

このランキングは革新性、人材管理、企業資産の活用、社会的責任、経営の質、財務の健全性、長期的な投資価値、製品/サービスの品質、国際競争力の9つの基準により評価されます。出典：『FORTUNE誌 (2019年2月)』©2019 Fortune Media IP Limited。「FORTUNE」および「世界で最も称賛される企業」はタイム社の登録商標でありライセンス契約に基づいて使用されています。FORTUNEとタイム社はプルデンシャル・ファイナンシャルと資本関係にはなく、また、同社の製品やサービスを推奨するものでもありません。

日本で生命保険業を展開する **プルデンシャル・グループ**

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン
(保険持株会社)

プルデンシャル生命

ジブラルタ生命

PGF生命
(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命)

— 業績・データ編 —

I	会社の概況及び組織	38
II	保険会社の主要な業務の内容	45
III	直近事業年度における事業の概況	47
IV	直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	54
V	財産の状況	55
VI	業務の状況を示す指標等	72
VII	特別勘定に関する指標等	96
VIII	保険会社及びその子会社等の状況	98

I 会社の概況及び組織

1 沿革

当社は1947年に設立された協栄生命保険株式会社を前身とし、同社の会社更生手続きを経て、米国プルデンシャル社（現プルデンシャル・ファイナンシャル）の支援のもと、2001年4月にジブラルタ生命保険株式会社としてスタートいたしました。

世界最大級の金融サービス機関であるプルデンシャル・ファイナンシャルは、1875年の創業以来、保険、投資分野で140年以上の経験を

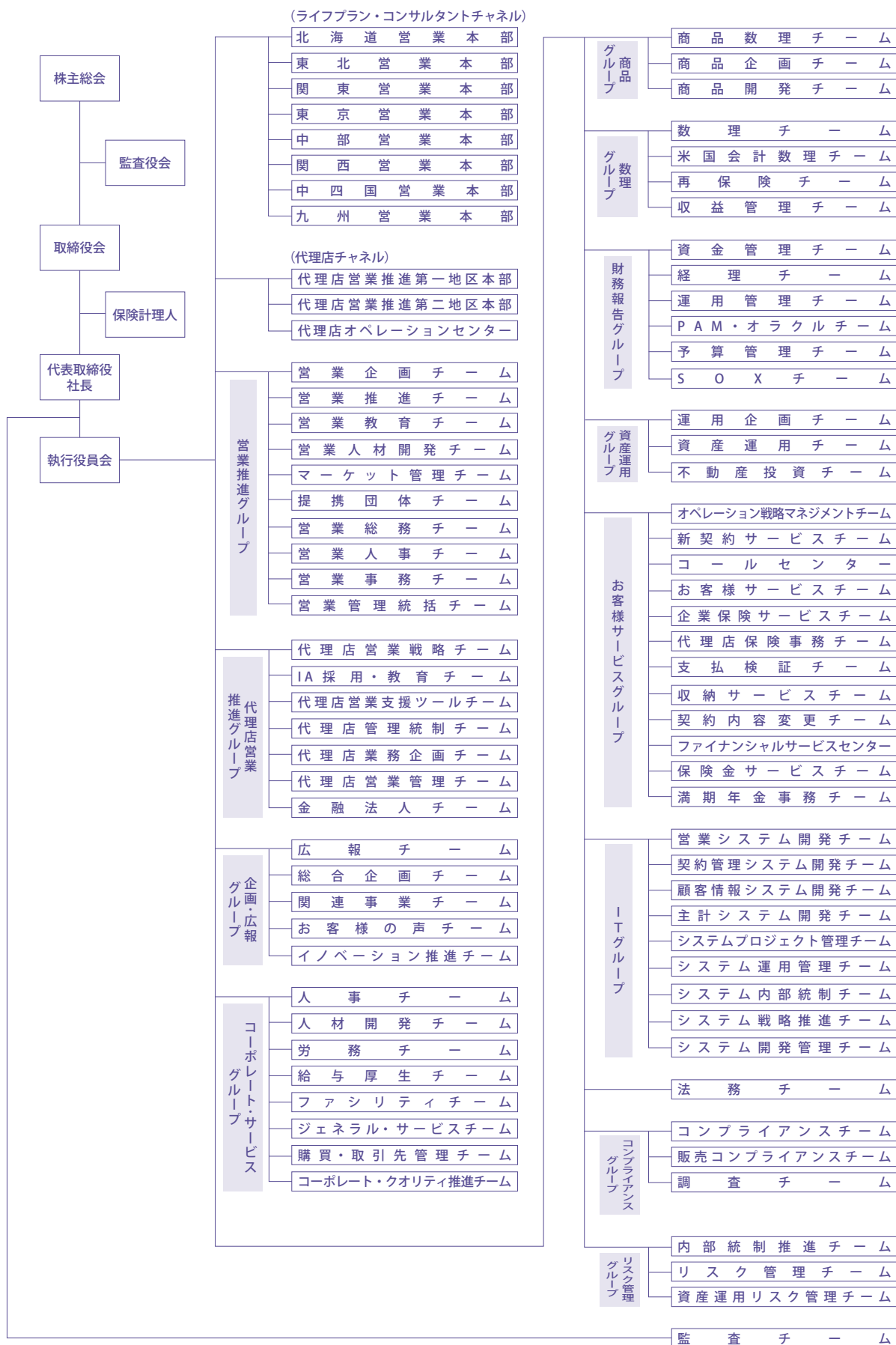
活かし、世界40カ国以上の個人及び法人のお客さまにサービスを提供しています。当社はそのグループ会社共通のシンボルマーク「ジブラルタ・ロック」に由来して「ジブラルタ生命」と命名されました。

プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として、グループに属していることのメリットを最大限に活かした経営基盤の強化と経営の効率化を推進し、お客さまに経済的な保障と心の平和をご提供してまいります。

2001年	4月	ジブラルタ生命保険株式会社として営業開始(3日)
	8月	死亡保険金即日支払サービス開始 *葬儀などの急な費用に対応するため、簡易な手続きで最高300万円まで最短で当日にお支払いするサービス
	12月	親会社 プルデンシャル・ファイナンシャルがニューヨーク証券取引所に上場
2004年	9月	業界初、ベルマーク付き生命保険商品の販売開始
2005年	4月	インターネット・サービスの開始 *ご契約内容照会や各種手続きが24時間受付可能に
	7月	旧協栄生命の更生計画に基づき762億円の第1回特別配当を実施
	8月	骨髄ドナー給付(ドナー・ニーズ・ベネフィット)サービスを導入
2007年	9月	提携金融機関にて「米国ドル建個人年金保険」の窓口販売開始
	1月	支払審査会を設置 *弁護士や医師など社外の専門家や有識者で構成された、保険金等の支払査定に関する中立かつ公平な諮問機関
2009年	12月	提携金融機関にて死亡保障商品の窓口販売開始
	5月	更生会社大和生命(現社名 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社)を完全子会社化
2010年	7月	旧協栄生命の更生計画に基づき436億円の第2回特別配当を実施
	8月	子会社であるプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社が、提携金融機関を通じた新契約の販売を開始 *当社の金融機関代理店による新契約販売業務(銀行窓販)を同社に順次移管
2011年	2月	AIGエジソン生命保険株式会社およびエイアイジー・スター生命保険株式会社の株式を取得して子会社化
2012年	1月	AIGエジソン生命保険株式会社およびエイアイジー・スター生命保険株式会社と合併
	1月	先進医療給付金ダイレクト支払サービス開始 *先進医療給付金(100万円以上の場合)を当社から病院に直接お支払いするサービス
2014年	10月	死亡保険金即日支払サービスの拡充 *最短で当日に支払可能となる申込受付時間を延長するとともに、当日お支払いする上限額を300万円から500万円へ引き上げ
	12月	ご契約者向けインターネット・サービスのスマートフォン対応開始
2015年	4月	完全キャッシュレス化の実現 *新契約時において現金による初回保険料の授受を廃止し、完全キャッシュレスに移行
2016年	12月	ご家族登録制度の取扱い開始 *あらかじめご家族を登録することで、ご家族がご契約者に代わって契約内容照会等を行えるサービス
2017年	6月	「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定、公表
2018年	5月	先進医療給付金ダイレクト支払サービスをリニューアル *特定医療機関における重粒子線・陽子線治療実施前の先進医療給付金請求が可能に。また、従来の同サービスで定めていた金額制限(100万円未満取扱い不可)を撤廃。
	8月	耳や言葉の不自由なお客さま向けの遠隔手話通訳サービスをコールセンターに導入 *お客さまがスマートフォン等のテレビ電話を利用して外部委託先の手話通訳者と手話や筆談で会話し、同時に手話通訳者が当社のコールセンターのオペレーターに電話でお客様の用件を通訳するサービス

2 経営の組織

組織図 (2019年7月1日付)



3 店舗網一覧 (2019年7月1日現在)

本 社

〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー 03-5501-6001(大代表)

営業本部

営業本部名	郵便番号	店舗所在地		電話番号
北海道営業本部	060-0061	北海道札幌市中央区南一条西8-1-1	クリスタルタワー9F	011-251-2522
東北営業本部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3	仙台MTビル12F	022-742-3621
関東営業本部	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16	シーノ大宮ノースウィング12F	048-658-1275
東京営業本部	163-1314	東京都新宿区西新宿6-5-1	新宿アイランドタワー14F	03-5326-2711
中部営業本部	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15	ORE錦二丁目ビル13F	052-218-6912
関西営業本部	530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1	梅田阪急ビルオフィスタワー22F	06-4709-5026
中四国営業本部	732-0053	広島県広島市東区若草町12-1	アクティブインターシティ広島11F	082-568-6271
九州営業本部	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜1-1-35	新KBCビル10F	092-717-8019

支社

支社名	郵便番号	店舗所在地		電話番号
札幌西支社	060-0061	北海道札幌市中央区南一条西8-1-1	クリスタルタワー10F	011-271-3257
札幌東支社	060-0001	北海道札幌市中央区北一条西4-2-2	札幌ノースプラザ10F	011-231-1232
札幌北支社	060-0807	北海道札幌市北区北七条西4-3-1	新北海道ビルディング6F	011-738-3870
旭川支社	070-0034	北海道旭川市四条通8-1703-12	日本生命旭川四条通ビル7F	0166-24-2672
道東支社	085-0015	北海道釧路市北大通6-2	北洋日生ビル7F	0154-21-6291
函館支社	040-0011	北海道函館市本町6-10	五稜郭ビル5F	0138-51-3331
青森支社	030-0802	青森県青森市本町1-3-9	ニッセイ青森本町ビル9F	017-721-1810
盛岡支社	020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1	マリオス16F	019-622-7021
仙台西支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3	仙台MTビル11F	022-742-2150
仙台東支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3	仙台MTビル12F	022-742-3620
秋田支社	010-0951	秋田県秋田市山王6-10-9	猿田興業ビル7F	018-883-1811
山形支社	990-0031	山形県山形市十日町1-3-29	山形十日町ビル7F	023-627-6311
福島支社	963-8001	福島県郡山市大町1-14-1	ジブラルタ生命郡山ビル2F	024-991-6341
つくば支社	300-0847	茨城県土浦市卸町1-1-1	関鉄つくばビル3F	029-834-3161
水戸支社	310-0803	茨城県水戸市城南1-7-5	第6プリンスビル2F	029-302-3621
宇都宮支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り2-3-1	井門宇都宮ビル6F	028-614-3601
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町2-13-11	前橋センタービル12F	027-260-1230
さいたま支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16	シーノ大宮ノースウィング12F	048-658-1273
川越支社	350-1123	埼玉県川越市脇田本町11-13	渡辺オフィスビル4F	049-291-5116
熊谷支社	360-0037	埼玉県熊谷市筑波2-102-1	SJビルディング6F	048-501-0560
船橋支社	273-0012	千葉県船橋市浜町2-1-1	ららぽーと三井ビルディング4F	047-495-8260
千葉支社	260-0025	千葉県千葉市中央区問屋町1-3-5	千葉ポートサイドタワー16F	043-302-2131
新潟支社	950-0078	新潟県新潟市中央区万代島5-1	万代島ビル20F	025-255-6011
甲府支社	400-0031	山梨県甲府市丸の内3-20-3	ジブラルタ生命甲府ビル3F	055-222-4837
長野支社	380-0824	長野県長野市南石堂町1277-2	長栄第2ビル4F	026-269-6572
松本支社	390-0815	長野県松本市深志2-5-2	県信松本深志ビル7F	0263-38-0034
東京第1支社	170-0013	東京都豊島区東池袋4-24-3	ジブラルタ生命池袋ビル5F	03-3980-5375
東京第2支社	130-0022	東京都墨田区江東橋2-19-7	富士ソフトビル7F	03-5669-2191
東京第3支社	190-0014	東京都立川市緑町7-1	アーバス立川高松駅前ビル7F	042-524-2047
東京第4支社	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-4-3	光文恒産ビル6F	03-3512-6651
東京第5支社	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5-12	NMF駿河台ビル3F	03-5280-7080
首都圏第1支社	170-0013	東京都豊島区東池袋3-4-3	NBF池袋イースト11F	03-5949-1851
東京東支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル6F	03-5282-8170
東京西支社	194-0021	東京都町田市市中町1-2-4	日新町田ビル7F	042-726-3574

支社名	郵便番号	店舗所在地		電話番号
東京南支社	141-0032	東京都品川区大崎 1-1 1-1	ゲートシティ大崎ウエストタワー2 1F	03-5436-6501
新宿支社	163-1314	東京都新宿区西新宿 6-5-1	新宿アイランドタワー14F	03-5326-2420
品川支社	141-0032	東京都品川区大崎 1-1 1-1	ゲートシティ大崎ウエストタワー2 1F	03-5436-7581
横浜支社	220-8141	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1	横浜ランドマークタワー41F	045-277-0191
横浜南支社	220-0012	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-5	クイーンズタワーC棟20F	045-222-3851
厚木支社	243-0003	神奈川県厚木市寿町 3-1-1	ルリエ本厚木ビル2F	046-294-0356
湘南支社	254-0034	神奈川県平塚市宝町 3-1	平塚MNビル8F	0463-21-0691
富山支社	930-0083	富山県富山市総曲輪 1-7-1 5	日本生命富山総曲輪ビル5F	076-433-5170
金沢支社	920-8203	石川県金沢市鞍月 5-1 8 1	AUBEビル7F	076-238-7122
福井支社	910-0005	福井県福井市大手 3-1 4-9	商工中金・E. S福井ビル3F	0776-24-2510
岐阜支社	500-8844	岐阜県岐阜市吉野町 6-3 1	岐阜スカイウイング37東棟4F	058-267-6006
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町 1-1-2	静岡呉服町スクエア6F	054-205-3911
浜松支社	430-7712	静岡県浜松市中区板屋町 1 1 1-2	浜松アクタワー12F	053-459-2311
名古屋支社	460-0003	愛知県名古屋市中区錦 2-4-1 5	ORE錦二丁目ビル13F	052-218-6926
名古屋中央支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 1-1 2-1 7	富士フィルム名古屋ビル14F	052-218-6301
岡崎支社	444-0037	愛知県岡崎市祐金町 1 2 5	ジブラルタ生命岡崎ビル7F	0564-21-4878
三重支社	514-0009	三重県津市羽所町 3 8 8	津三交ビルディング5F	059-213-1700
滋賀支社	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-2 2	大津商中日生ビル7F	077-510-5031
京都支社	604-8153	京都府京都市中京区笋町 6 8 9	京都御幸ビル5F	075-254-8705
大阪支社	530-0017	大阪府大阪市北区角田町 8-1	梅田阪急ビルオフィスタワー2 2F	06-4709-5040
北大阪支社	560-0083	大阪府豊中市新千里西町 1-2-2	住友商事千里ビル南館2F	06-6832-9054
堺支社	590-0985	大阪府堺市堺区戎島町 4丁 4 5-1	ポルトラスセンタービル9F	072-222-6563
なんば支社	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中 2-1 0-7 0	パークスタワー30F	06-6636-8390
中之島支社	530-0005	大阪府大阪市北区中之島 3-3-3	中之島三井ビルディング10F	06-6479-0320
神戸支社	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 4-1-2 2	アーバンエース三宮ビル8F	078-291-5091
姫路支社	670-0913	兵庫県姫路市西駅前町 7 3	姫路ターミナルスクエア9F	079-287-0704
奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町 4-2 8 1-1	新大宮センタービル6F	0742-32-1161
和歌山支社	640-8154	和歌山県和歌山市六番丁 2 4	ニッセイ和歌山ビル2F	073-421-8250
鳥取支社	680-0846	鳥取県鳥取市扇町 9-2	とりぎんプラザビル5F	0857-36-7020
松江支社	690-0007	島根県松江市御手船場町宇伊勢宮 5 5 3-6	松江駅前エストビル7F	0852-59-5571
岡山支社	700-0907	岡山県岡山市北区下石井 2-2-5	ニッセイ岡山スクエア4F	086-234-7501
広島支社	732-0053	広島県広島市東区若草町 1 2-1	アクティブインターシティ広島13F	082-568-6270
福山支社	720-0811	広島県福山市紅葉町 1-1 9	福山東京海上日動ビルディング2F	084-973-8760
山口支社	754-0021	山口県山口市小郡黄金町 2-2 1	スクエア新山口1F	083-972-0293
徳島支社	770-0831	徳島県徳島市寺島本町西 1-7-1	徳島駅前171ビル8F	088-611-2031
高松支社	760-0025	香川県高松市古新町 8-1	高松スクエアビル4F	087-811-7411
松山支社	790-0003	愛媛県松山市三番町 7-1-2 1	ジブラルタ生命松山ビル11F	089-913-8780
高知支社	780-0053	高知県高知市駅前町 3-2 0	ジブラルタ生命高知ビル2F	088-820-7761
福岡西支社	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜 1-1-3 5	新KBCビル6F	092-717-8018
福岡東支社	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜 1-1-3 5	新KBCビル7F	092-720-2021
久留米支社	830-0042	福岡県久留米市荘町 9-2	ジブラルタ生命久留米ビル5F	0942-38-5682
北九州支社	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町 1-6-1 5	日専連ビル5F	093-512-7500
佐賀支社	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-1 0-3 7	佐賀駅前センタービル4F	0952-26-5410
長崎支社	850-0057	長崎県長崎市大黒町 9-2 2	大久保大黒町ビル2F	095-826-5203
熊本支社	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 7-1 6	富士水道町ビル5F	096-312-7011
大分支社	870-0047	大分県大分市中島西 1-5-2	ジブラルタ生命大分ビル4F	097-534-9457
宮崎支社	880-0812	宮崎県宮崎市高千穂通 1-6-3 8	ニッセイ宮崎ビル5F	0985-61-1516
鹿児島支社	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎 2-4-3 5	KSC鴨池ビル6F	099-812-6920
沖縄支社	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち 1-1-2	那覇新都心センタービル5F	098-860-1271

4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
2001年4月20日	—	50,000百万円	2001年4月2日に東京地方裁判所より認可決定された更生計画に基づき、同月20日付で、発行済株式全てを無償で消却する方法により資本金を全額減少するとともに、新株発行により第三者割当増資を行いました。
2009年3月3日	4,500百万円	54,500百万円	増資
2011年2月1日	21,000百万円	75,500百万円	増資

5 株式の総数

発行する株式の総数	3,200,000株
発行済株式の総数	2,101,024株
当期末株主数	2名

6 株式の状況

1. 発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	2,100,977株	—
優先株式	47株	—	

2. 大株主

(上段 普通株式、下段 優先株式)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	2,100,977株	99.998%	—	—
プルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッド	—	—	—	—
	47株	0.002%	—	—

(注) 当期末株主数は2名です。

7 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	東京都千代田区	115,185百万円 ^{*1}	保険持株会社(生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理及びその業務に附帯する業務)	2001年3月23日	99.998%
プルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッド	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	575,223百万円 ^{*2}	持株会社(生命保険子会社等の株式の保有)	1998年12月21日	0.002%
プルデンシャル・ファイナンシャル・インク	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ニューアーク市	2,756,574百万円 ^{*2}	持株会社(生命保険、年金、退職関連業務、投資信託、資産運用等の商品・サービスを提供する子会社等の株式の保有)	1875年10月13日	100% (間接保有)

*1 2019年3月末現在(含む、資本準備金)。

*2 2018年12月末現在(含む、資本準備金)。換算レート:1ドル=111.00円。

(注) 直接保有の株主および最終的な株主となる主要株主を記載しています。

8 取締役及び監査役、執行役員

取締役及び監査役

男性12名 女性2名(取締役及び監査役のうち女性の比率14%)

(2019年7月1日現在)

役名	氏名	担当又は主な職業
取締役会長	倉重 光雄	ブルデンシャル・ファイナンシャル・インク インターナショナル・インシュアランス シニア・バイス・プレジデント兼ジャパン・インシュアランス・オペレーションズ CEO ブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) ブルデンシャル生命保険株式会社 取締役会長 (非常勤)
代表取締役社長	添田 毅司	最高経営責任者 (CEO) ブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 取締役
取締役	吉田 悟	執行役員常務 チーフ・インベストメント・オフィサー
取締役	蕪木 広義	執行役員 チーフ・アクチュアリー
取締役(非常勤)	秋山 泰宏	
取締役(非常勤)	ブルーノ・ケルン	ブルデンシャル生命保険株式会社 取締役(非常勤) ブルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社 取締役(非常勤)
取締役(非常勤)	ローラ・エフ・ヒーガー	ブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 取締役(非常勤)
取締役(非常勤)	アラン・エム・フィンケルシュタイン	ブルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社 取締役(非常勤)
取締役(非常勤)	小林 信明	
常勤監査役*	熊野 充	
常勤監査役	河角 泰彦	株式会社PGI 監査役
常勤監査役*	鷲頭 尚子	
監査役	垣塚 淳	
監査役*	進藤 功	

*は、社外監査役

執行役員の分担

(2019年7月1日現在)

役名	氏名	担当又は主な職業
執行役員社長	添田 毅司	最高経営責任者 (CEO)
執行役員常務	阿部 孝一	営業社員(ライフプラン・コンサルタント)チャンネル担当 営業最高責任者(CMO) 営業社員(ライフプラン・コンサルタント)チャンネル営業組織の統括 営業企画チーム、営業推進チーム、営業教育チーム、営業人材開発チーム、 マーケット管理チーム、提携団体チーム 管掌
執行役員常務	福嶋 正	代理店チャンネル担当 代理店チャンネル営業組織の統括 代理店営業戦略チーム 担当 代理店営業推進グループ管掌
執行役員常務	大西 高広	チーフ・コンプライアンス・オフィサー コンプライアンスチーム、販売コンプライアンスチーム、調査チーム 担当
執行役員常務	大塚 弘和	営業総務チーム、営業人事チーム、営業事務チーム、営業管理統括チーム、総合企画チーム 管掌
執行役員常務	富澤 良光	チーフ・カスタマー・サービス・オフィサー (CCSO) オペレーション戦略マネジメントチーム、コールセンター、支払検証チーム 担当 お客様サービスグループ管掌
執行役員常務	吉田 悟	チーフ・インベストメント・オフィサー 米ドル・ディヴィジョン・インベストメント・オフィサー 豪ドル・ディヴィジョン・インベストメント・オフィサー 運用企画チーム、資産運用チーム、不動産投資チーム 担当
執行役員	服部 寛	契約内容変更チーム、満期年金事務チーム、企業保険サービスチーム 担当
執行役員	石澤 拓也	代理店チャンネル担当 代理店営業推進地区本部、代理店オペレーションセンター 担当
執行役員	泉澤 裕子	新契約サービスチーム、お客様サービスチーム 担当
執行役員	蕪木 広義	チーフ・アクチュアリー 米ドル・ディヴィジョン・アクチュアリー 豪ドル・ディヴィジョン・アクチュアリー 数理チーム、米国会計数理チーム、収益管理チーム、商品数理チーム、 商品企画チーム、商品開発チーム 担当
執行役員	金子 昭太	広報チーム、総合企画チーム、関連事業チーム、お客様の声チーム、イノベーション推進チーム 担当

I 会社の概況及び組織

執行役員	加藤 慶	代理店営業支援ツールチーム、代理店業務企画チーム、代理店管理統制チーム、代理店営業管理チーム、IA採用・教育チーム、金融法人チーム 担当
執行役員	貴島 光	人事チーム、人材開発チーム、労務チーム、給与厚生チーム、ファシリティチーム、ジェネラル・サービスチーム 担当
執行役員	ジョナサン・エス・マラマド	法務チーム管掌
執行役員	松本 哲	提携団体チーム 担当
執行役員	松尾 理恵	営業総務チーム、営業人事チーム 担当
執行役員	長岡 謙作	提携団体チーム 担当
執行役員	中嶋 誠一	営業企画チーム、営業推進チーム、営業教育チーム、営業人材開発チーム、マーケット管理チーム 担当
執行役員	中野 正剛	チーフ・インフォメーション・オフィサー 営業システム開発チーム、契約管理システム開発チーム、顧客情報システム開発チーム、主計システム開発チーム、システムプロジェクト管理チーム、システム運用管理チーム、システム内部統制チーム、システム戦略推進チーム、システム開発管理チーム 担当
執行役員	西口 浩二	保険金サービスチーム、収納サービスチーム、ファイナンシャルサービスセンター、代理店保険事務チーム 担当
執行役員	野口 義人	中部営業本部長
執行役員	荻野 彩	監査チーム 担当
執行役員	尾上 志保	チーフ・ビジネス・エシックス・オフィサー 購買・取引先管理チーム、コーポレート・クオリティ推進チーム、プロジェクト 担当
執行役員	小澤 眞吾	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 米ドル・ディヴィジョン・ファイナンシャル・オフィサー 豪ドル・ディヴィジョン・ファイナンシャル・オフィサー SOXチーム、資金管理チーム、経理チーム、運用管理チーム、PAM・オラクルチーム、予算管理チーム 担当
執行役員	榎原 賢一	営業事務チーム、営業管理統括チーム 担当
執行役員	坂本 英之	チーフ・リーガル・オフィサー 法務チーム 担当
執行役員	上原 則幸	チーフ・リスク・オフィサー (CRO) 米ドル・ディヴィジョン・リスク管理オフィサー 豪ドル・ディヴィジョン・リスク管理オフィサー チーフ・プライバシー・オフィサー 内部統制推進チーム、リスク管理チーム、資産運用リスク管理チーム 担当

9 会計監査人の氏名または名称

PwCあらた有限責任監査法人

10 従業員の在籍・採用状況

区分	2017年度末 在籍数	2018年度末 在籍数	2017年度 採用数	2018年度 採用数	2018年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
営業社員	8,995	8,884	1,083	1,279	47	11
（男子）	3,660	3,411	246	335	43	9
（女子）	5,335	5,473	837	944	50	12
内勤社員	3,791	3,847	155	265	46	16
（男子）	1,843	1,821	99	101	46	18
（女子）	1,948	2,026	56	164	45	15

(注)従業員数にはジブラルタ生命からの出向者を含みます。また、ジブラルタ生命への出向者は含みません。

11 平均給与(内勤社員)

(単位:千円)

区分	2018年3月	2019年3月
内勤社員(含む契約社員)	400	401

(注)平均給与月額、当該年月の給与月額であり、賞与は含みません。

II 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容

当社は、下記の業務を行っております。

1 生命保険業

生命保険事業は、多数の保険契約者から保険料を収受し、被保険者の生死に関し一定の金額を支払うことを約束し、保険契約者の経済生活の安定を図るとともに、事業としては大数の法則に基づいて収支の均衡を得ることを目的とします。従って、この事業は多分に公共的な性格を有するため、保険業法は内閣総理大臣の免許を受けなければこれを営むことができない旨を定め、また、事業の方法等について監督規定を設けております。

◆生命保険の引受

当社は、生命保険業免許に基づき保険の引受を行っております。

◆保険料として収受した金銭その他の資産運用

2 生命保険に付随する業務及び法定他業

- ・他の保険会社（外国保険業者を含む）の保険業に係る業務の代理又は事務の代行等、生命保険業に付随する業務を行っています。
- ・国債等の窓口販売業務については、現在行っておりません。

2 経営方針

We are the GIBRALTAR.

ジブラルタ生命の社員は、生命保険の持つ社会的役割を信じ、ひとりでも多くのお客さまに真の生命保険をお届けします。

そして顧客のために努力を惜みず、常にベストのサービスを提供し続ける会社となります。

ジブラルタ生命の社員は、生命保険の正しい在り方を追求する信念、そして人間愛・家族愛の不朽の原理を伝える情熱があります。

我々は、コアバリュー、ビジョン、ミッションを指針に永遠に時代を創造し続けます。

Core Values (行動指針)

信頼に値すること (Worthy of Trust)
顧客に焦点をあわせること (Customer Focused)
お互いに尊敬しあうこと (Respect for Each Other)
勝つこと (Winning with Integrity)

Vision (将来像)

我々は、人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になります。

Mission (使命)

我々は、一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金を支払うまで誠実に生命保険サービスを続けることでお客さまとそのご家族に経済的な保障と心の平和をお届けします。

3 営業活動方針

営業活動方針 (Marketing Principles) は、「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に定める「金融商品の販売等に係る勧誘方針」を含むとともに、当社の営業活動に関する基本姿勢をお知らせするものです。

Marketing Principles (営業活動方針)

Our Mission (使命)

お客様の一人ひとりにふさわしい保障と安心をお届けできるよう最善の努力をいたします。

適合性の原則	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様の保険・金融商品に関する知識・経験、およびお客様の資産・収入・年齢・ご加入の目的等を踏まえ、十分なコンサルティングをいたします。また、当社取扱いの保険商品およびそれらに関連する事項について十分にご説明し、お客様に最適な保険商品をお勧めいたします。
適切な保険販売	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様のニーズやご意向を把握し、これに沿った最適な保険商品のご提案に努めるとともに、保険契約の締結に際しましては、お客様のご意向と保険契約の内容が合致していることを確認します。 ●保険販売に際しましては、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」およびその他当社所定の資料をお渡しし、その内容をご説明することにより、お客様にとって必要な情報の提供に努めます。なお、その際には、会社が承認した文書・資料のみを使用いたします。 ●お客様には事実を正しくお伝えし、お客様にとって不利益となる事項につきましても必ずご説明いたします。 ●将来の結果が不確実な事項については、断定的な判断の提供はいたしません。 ●保険料の割引、割戻しその他特別な利益の提供による不正な勧誘はいたしません。 ●当社保険商品のご説明をする際には、お客様に誤解を招かないようにいたします。
〈方法〉	
〈高齢者への保険販売〉	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者に対する保険販売については、特に十分にご説明を行いお客様のご理解を確認するなど適切な対応に努めます。
〈未成年者への保険販売〉	<ul style="list-style-type: none"> ●未成年者を被保険者とする生命保険契約については、ご契約者・親権者等にご加入の目的・保険金額等を慎重に確認するなど適切な保険販売に努めます。
〈リスクの説明〉	<ul style="list-style-type: none"> ●変額保険および外貨建保険の保険販売を行う際には、市場リスクの内容およびそれにともない生じるおそれのある結果について、十分にご理解いただけるようご説明いたします。
〈ご訪問の時間帯等〉	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様へのご訪問や電話等によるご連絡につきましては、お客様のご都合に十分配慮いたします。お客様のご承諾がない場合には、早朝や深夜に保険販売等の行為はいたしません。
適正な保険契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様のご加入に際しましては、保険契約者および被保険者の本人確認をさせていただきます。また、契約の締結の際には、被保険者ご本人によるご加入の同意をいただきます。 ●保険契約のお引受にあたりましては、お客様に告知義務があることを十分ご理解いただき、必ず当社所定の書面により正確な告知をいただきます。
保険契約の締結後および保険事故発生時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様のニーズの変化に応じた適切な保障とサービスを提供するために、適宜ご連絡をとらせていただき、お客様にご満足いただけるよう努めます。 ●お客様からのお申し出や、保険事故が発生した際には、的確かつ迅速に対応させていただきます。 ●保険金・給付金のお支払いの可否等につきましては、安易に断定的な判断の提供をいたしません。
お客様に関する情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様の個人情報に関しましては、適法かつ適正な方法により、生命保険会社の業務の遂行上必要な範囲内においてのみ収集いたします。また、業務上知り得たお客様の個人情報につきましては、安全管理のための必要な措置を講じ、法令にしたがって厳正に管理いたします。
社内体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●法令等の遵守(コンプライアンス)のための社内規則として、『コンプライアンス・マニュアル』およびその他の規則を定めて、十分な研修等を行い、全社員にコンプライアンスの実践を徹底いたします。 ●保険商品の内容、保険契約上のお手続き等につきまして、十分な知識の習得のために研修等を実施し、お客様への正確かつ的確なご案内に努めます。
ご相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●当社の営業活動に関するお客様のご意見・ご相談につきましては、以下の窓口にてうけたまわり、適切な対応をさせていただきます。

通話料
無料

一般のお客さま

0120-37-2269

教職員専用

0120-37-9419

ご高齢のお客さま

0120-16-7895

お客様サービスチーム

〒108-8228 東京都港区港南1丁目2番70 品川シーズンテラス9F
ジブラルタ生命保険株式会社

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

当期におけるわが国経済は、小幅な回復となりました。雇用環境の改善が個人消費を下支えし、好調な企業収益は足元やや弱含む場面も見られたものの設備投資は増加基調を維持し、内需の押し上げに寄与しました。一方で中国を中心としたアジア向けの輸出の伸び悩みが外需を押し下げました。外需の低迷や2019年10月に予定される消費税率引き上げなど先行きの不透明感が強まる中で、個人消費および設備投資の拡大傾向が持続し、内需が成長の牽引役となれるかが注視される状況にあります。

海外経済については、米国で景気のピークアウトが意識され始める中で、米連邦準備理事会は金融引き締めへの慎重姿勢を強めました。また、通商面における保護主義的な動きの影響が、中国を中心に実体経済において顕在化し始めました。そうした中、今後の米金融政策の動向や米中通商協議の行方の金融・資本市場および実体経済へ与える影響が注目される状況にあります。

こうした中、2019年1月に発売した「米国ドル建個人年金保険(19)」は、年金・保険金等を米国ドルで支払う仕組みの米国ドル建の年金保険です。毎月、一定額の円建保険料をお払込みいただき、その円建保険料を米国ドル建の保険料に換算したうえで、年金原資として年金開始まで積み立てていきます。これにより、外貨建商品を活用した老後の生活資金準備に興味があり、毎月一定額の円建保険料を着実に払い込むことで将来に備えたいというニーズにお応えすることが可能となり、多くのお客さまにご好評いただいております。

お客さまサービスの面では、より一層のお客さまの利便性向上およびお客さま本位を念頭に、サービスの拡充に取り組んでまいりました。

今期実施した主な内容は、以下の通りです。

●災害救助法適用地域における特別措置の実施

2018年7月豪雨、2018年9月北海道胆振東部地震により災害救助法が適用された地域の契約者に対し、次の特別措置を実施しました。

・契約者貸付利率の減免措置

契約者が新たに契約者貸付をご利用になる場合に、一定期間、貸付利率を免除する措置を実施しました。

2018年7月豪雨では、861件(1億7,246万円+88万米ドル)、2018年9月北海道胆振東部地震では、948件(3億7,242万円+58万米ドル)の契約者貸付の新規ご利用がありました。

・保険料払込猶予期間の延長措置

契約を失効させないように、契約者からの申出の有無に関わらず、保険料払込猶予期間を6か月延長する措置を実施しました。

2018年7月豪雨では、3,341件(申出あり109件、申出なし3,232件)、2018年9月北海道胆振東部地震では、2,456件(申出あり72件、申出なし2,384件)の延長を取扱いました。

●耳や言葉の不自由なお客さまへ配慮した取り組みの開始

2018年8月より、耳や言葉の不自由なお客さまがご自宅や外出先からスマートフォン等のテレビ通話を利用して外部委託先の手話通訳者と手話や筆談で会話し、同時に手話通訳者が当社のコールセンターのオペレーターに電話でお客さまの用件を通訳するサービスを開始いたしました。これにより、当社のコールセンターのオペレーターは、手話通訳者を通じてお客さまからのお問い合わせに回答する、お手続きの申出を承るなど、耳や言葉の不自由なお客さまへのサービス提供ができるようになりました。

●新契約申込手続きにおける電子化(ペーパーレス化)の導入

2018年7月より、販売代理店からご加入いただくお申込手続きにおいて、タブレット端末を使用したペーパーレス手続きのサービス

を開始しました。これにより、紙でのお申込時に発生していた記入不備がなくなり、また、書類の郵送時間を省略することで、お客さまの利便性の向上を実現しました。

今後はライフプラン・コンサルタントからご加入いただく手続きでもお申込手続きの電子化を図り、より一層のサービスの向上を目指します。

●先進医療給付金ダイレクト支払サービスのリニューアル

2018年5月より、「先進医療給付金ダイレクト支払サービス」について、従来までの金額制限(100万円未満取扱い不可)を撤廃するとともに、全国10箇所の医療機関と先進医療給付金の支払にかかる提携を実現し、より一層のお客さまの利便性およびサービスの向上を図りました。

●手術給付金請求における「自己申告による簡易取扱」制度の導入

2018年8月より、「手術給付金」請求において、入院・通院請求と同様に、「自己申告による簡易取扱」制度を導入しました。これにより、手術給付金請求においても一定の条件で病院発行の診断書の提出が不要となり、より一層のお客さまサービスの向上を図りました。

●「保証期間経過後の年金」請求における必要書類の緩和

2018年11月より、「保証期間経過後の年金」請求において、お客さまの生存を確認するために提出いただいている「住民票」を「健康保険証(写し)」にて代用できるよう必要書類を緩和しました。これにより、お客さまの住民票取得にかかる費用と負担を軽減し、サービスの向上を図りました。

●「無事故給付金」の自動送金を開始

2018年12月より、「無事故給付金」の請求案内において、一定の条件のもと、事前に送金日・送金口座をご案内することで、受取人名義の登録口座へ自動送金する取扱いを開始しました。これにより、お客さまの請求書記入や返送にかかる手続き負担を削減することができるようになり、お客さまの利便性の向上を図りました。

●「ご契約内容のお知らせ」の改訂

2018年10月より、毎年お客さまにお届けしている「ご契約内容のお知らせ」について、お客さまからお寄せいただいたご意見などを反映し、主に以下の点を改訂しました。

・文字の形がわかりやすく誤読しにくい「UDフォント」を使用し、文字のサイズは8ポイント以上とすることで読みやすさを向上

・「CUD」(カラーユニバーサルデザイン)に配慮し、記載内容の区別がつくような配色を使用することで見やすさを向上

・住所変更や保障内容の変更、貸付など、直近1年間のお手続きの履歴を一覧にして表示

●ご家族登録制度申込の推進

保険金を確実にお客さまにお届けすることを目的に、契約者のご家族に保険契約内容を把握いただき、また、ご家族の連絡先(第二連絡先)を確保することで、確実に当社がお客さまに連絡をとれるよう、ご家族登録制度を推進しました。

・2018年5月より、ホームページでの制度紹介を開始するとともに、コールセンターから郵送する名義変更請求書にご案内チラシを同封

・2018年9月より、お客さまに郵送する初回の年金案内にご案内チラシを同封

・2018年「ご契約内容のお知らせ」に制度のご案内を掲載し、申込書を同封

・2018年11月より、被保険者年齢が満90歳以上のお客さまへ訪問して説明

・2019年1月より、インターネット・サービスでの登録、更新、削除等の機能を追加

以上の推進策により、ご家族登録制度ご利用契約数は、2018年4月～2019年3月の間に約44万件増え、2019年3月末現在で81.4万件となりました。

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

資産運用の面では、安定した収益を確実に得ることを目指した運用に取り組み、お客さまに対する長期的な責任をゆるぎないものにするよう努めております。当期は、資産負債総合管理をより一層推進するため、国内外の公社債や為替リスクをヘッジした外貨建公社債等、信用度の高い債券を中心に運用を行いました。

当期末における保有契約高は、個人保険および個人年金保険が37兆1,015億円(前期末36兆836億円)となっており、前期末に比べ1兆178億円増加しました。主な内訳は、増加が新契約3兆8,646億円(前期3兆5,610億円)、更新1,559億円(前期1,494億円)、一方、減少が満期契約8,146億円(前期7,444億円)、解約・失効1兆8,240億円(前期1兆7,793億円)、減額4,888億円(前期4,692億円)であります。なお、団体保険の当期末保有契約高は2兆312億円(前期末2兆2,739億円)となっております。

収支面においては、保険料等収入1兆1,727億円、資産運用収益4,933億円に対して、主な費用は保険金等支払金9,610億円、責任準備金等繰入額1,522億円、資産運用費用1,025億円、事業費1,911億円でした。この結果、当期純利益は1,366億円となり、また、当期末総資産は11兆6,629億円となりました。

責任準備金については、当期末残高は10兆6,650億円(前期末10兆5,142億円)となりました。内訳は、個人保険および個人年金

保険が8兆2,488億円(前期末8兆706億円)、団体保険95億円(前期末94億円)、団体年金保険1,948億円(前期末2,026億円)、その他の保険と危険準備金で2兆2,117億円(前期末2兆2,315億円)となっております。その他の保険のうち、ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社からの再保険の責任準備金は2兆691億円、またブルデンシャル生命保険株式会社からの再保険の責任準備金は106億円となっております。

ソルベンシー・マージン比率は当期末852.6%(前期末889.1%)となっております。また、基礎利益は1,349億円と、前期の1,487億円より減少しました。

当社は、高品質なコンサルティングサービスを通じて真に役立つ保険商品をお届けし、誠実に生命保険サービスを提供し続けることで、「お客さまから最も信頼され、称賛される生命保険会社」を目指してまいります。

お客さまからの信頼をより確かなものとすべく、社員への倫理・コンプライアンス教育の徹底を行い、より適切な業務運営に向けて、コンプライアンス推進のためガバナンスを強化し、適切な営業活動を再徹底する取り組みを続けてまいります。

2 契約者懇談会開催の概況

当期の開催はありません。

3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例

〈お客さまからのご相談、お申し出への対応〉

コールセンターへのご相談、電話での貸付、その他各種お申し出につきまして、迅速かつ誠意を持って対応させて頂いております。また、コールセンターの他、全国の営業店舗(営業所・支社等)でもお客さまからのご相談、お申し出を承っております。

▶2018年度受付のご相談、お申し出件数 **1,052,001件** うち、コールセンターへのお申し出件数 643,010件
営業店舗・本社へのお申し出件数 408,991件

▶コールセンターへのご相談、お申し出内容と件数

項目	件数	占率
ご契約後のお手続き等に関して (解約、貸付、契約内容変更等)	308,872	48.0%
保険料のお払い込み等に関して (保険料収納、控除証明等)	119,213	18.5%
保険金・給付金のお手続き等に関して (入院・手術給付金手続、死亡給付金手続、満期年金請求手続等)	134,414	20.9%
保険契約へのご加入等に関して	16,949	2.6%
その他 (契約現状照会、店舗照会等)	63,562	10.0%
合計	643,010	100.0%

*「お客さまから寄せられたご不満の声」につきましては23ページを、「お客さまの声をふまえて、2018年度に改善を行った事例」につきましては24ページをご覧ください。

4 ご契約者に対する情報提供

1 企業・経営に関する情報提供

(2019年3月末現在)

名称	内容	発行
「ジブラルタ生命の現状」	保険業法第111条に基づくディスクロージャー資料です。いつでもお客さまが閲覧できるように本社及び全国の営業店舗に備えています。	年1回
ご契約者さま情報誌「Partner for Life」	決算のお知らせ、新サービス等の当社の最新情報や、お手上でお客さまからよくいただくご質問をQ&Aで掲載しています。	年1回
決算報告及び上半期報告ダイジェストチラシ	半期毎に主要な業績指標を掲載したチラシを作成し、当社の経営内容をお知らせしています。	半期に1回
会社案内「Gibraltar Corporate Profile」	企業理念、営業方針そしてお客さまサービスなど会社全般に関する情報を掲載しています。	随時
社会貢献活動パンフレット	「未来を担う子どもたちを応援する」をテーマに実施している当社の社会貢献活動を紹介しています。	年1回

2 ご契約に関する情報提供

ご契約に際して生命保険の設計に関する資料提供はもちろんのこと、お申し込みをいただくまでの間に「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「重要事項説明書」等の諸情報を手交・説明し、その上で「意向確認書」においてご意向に沿った保険へのお申し込みであるかの確認をさせていただいております。また、ご契約期間中においては、ご加入内容を記載した「ご契約内容のお知らせ※」を送付しております。

給付金、保険金のご請求時には「保険金・給付金のご請求等のご案内」をお渡ししております。冊子にはお手続きのご案内のほか、ご留意事項や「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体的な事例をわかりやすく解説しております。

ご契約後は、ご加入の契約内容（保障内容、配当金情報等）をご確認いただくために「ご契約内容のお知らせ※」を年に1回お届けしております。

※保険種類により、送付されない場合もあります。

3 お電話での情報・サービスの提供

コールセンターでは、ご契約内容のご照会をはじめ、各種手続きなどのご質問・ご依頼に対し、迅速にご対応させていただいております。また、お客さまとの通話内容・履歴をデータベース化しておりますので、どのオペレーターがお電話を受け、前回のお話の続きがスムーズにできます。

4 ホームページ(インターネット・サービス)での情報・サービスの提供

当社の最新情報をはじめ、新商品のご紹介、そして給付金・保険金のお手続きに関するご案内などを掲載しています。

ご契約者さまに、あらかじめインターネット・サービスにご登録いただくことで、ご契約内容の確認や各種手続きが簡単・便利に行うことができます。

5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

50～53ページをご覧ください。

6 営業社員、代理店の教育・研修の概略

34、35ページをご覧ください。

7 平均給与(営業社員)

(単位：千円)

区分	2017年度	2018年度
営業社員	481	489

(注) 平均給与は、ライフプラン・コンサルタントの年間支払額(業績継続ボーナス、月払継続手当を含む)の月平均です。

8 新規開発商品の状況

当社では、各チャネルビジネスの方向性やお客さまの特性に合わせ、死亡保障分野、資産形成分野、医療保障分野、年金保障(リタイアメント保障)分野、介護保障分野など、各分野の商品を市場に提供してまいりました。

2018年度においても、さまざまなマーケットや幅広い年齢層のニーズに合わせた商品を発売し、多くのお客さまから評価をいただいております。

商品等	販売開始時期	主な内容
米国ドル建個人年金保険(19)	2019年1月	年金・保険金等を米国ドルで支払う仕組みの米国ドル建の年金保険です。毎月、一定額の円建保険料をお支払いいただき、その円建保険料を米国ドル建の保険料に換算したうえで、年金原資として年金開始まで積み立てていきます。

9 主な保険商品一覧

▶ **主契約** 記載の保険商品はすべて無配当です。 (2019年6月末現在)

保険種類	ご契約の目的	販売名称
定期保険	必要な期間、万一の場合の保障を希望される方に。	平準定期保険
	毎月決まった年金でご家族の生活保障をお考えの方に。	高度障害療養加算型家族収入保険 (保険料払込中無解約返戻金型)
終身保険	一生涯の死亡保障を希望される方に。 一生涯にわたる死亡保障とキャッシュバリュー、パランスのとれた保険です。	終身保険
	一生涯にわたる死亡保障に加え、介護保障を希望される方に。	介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
	一生涯にわたる死亡保障とキャッシュバリューを「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建終身保険
	一生涯にわたる死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)
	「米国ドル」による一生涯の死亡保障や介護に対する保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
	一生涯にわたる死亡保障とキャッシュバリューを「米国ドル」で確保されたい方に。 「米国ドル建」の一時払終身保険です。	一時払米国ドル建終身保険 <米国ドル建終身保険>
	お子さまの教育資金準備のため、「米国ドル」による一生涯の死亡保障とキャッシュバリューの確保とともに、生存給付金のお受取りを希望される方に。	ドリーム・ゲート <生存給付金特則付米国ドル建終身保険>
	「米国ドル」による一生涯の死亡保障とキャッシュバリューの確保とともに、生存給付金のお受取りを希望される方に。	どるフィン <生存給付金特則付米国ドル建終身保険>
選択した「通貨」で運用、資産形成をしながら、一生涯の死亡保障を確保されたい方に。	積立利率更改型一時払終身保険	
養老保険	死亡保障と資金準備を希望される方に。 死亡保障と資金づくりを兼ね備えた保険です。(事業保険)	養老保険
	老後資金準備と一定期間の死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建リタイアメント・インカム <米国ドル建年金支払型特殊養老保険>
	将来のための資産形成と一定期間の死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建養老保険* *一般代理店でのみお取り扱いしております。(一部代理店を除く)
個人年金保険	将来に備えて、「通貨」の特徴を活かした資産形成を希望される方に。	通貨指定型個人年金保険
疾病・医療保険	医療全般の保障を希望される方に。	医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)
	がん・急性心筋梗塞・脳卒中に対する一生涯の保障を希望される方に。	低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険

※各保険種類の保障内容等の詳細につきましては、パンフレット、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※販売チャンネルによりお取り扱いしていない商品があります。

▶ 特約 記載の保険商品はすべて無配当です。

(2019年6月末現在)

特約名	ご契約の目的	保険金・給付金等の名称
平準定期保険特約	必要な期間、万一の場合の保障を希望される方に。	特約死亡保険金 特約高度障害保険金
無解約返戻金型 平準定期保険特約	解約返戻金をなくし保険料のご負担を軽減しました。必要な期間、万一の場合の保障を希望される方に。	
高度障害療養加算型家族収入特約 (保険料払込中無解約返戻金型)	毎月決まった年金でご家族の生活保障をお考えの方に。	特約家族年金 特約高度障害年金 特約高度障害療養加算年金
災害死亡給付特約	不慮の事故による死亡保障を希望される方に。	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
傷害特約	不慮の事故による死亡保障を充実させたい、不慮の事故により身体に障害を生じた場合に給付金のお受取りを希望される方に。	災害死亡保険金 障害給付金
5大生活習慣病特約(14)	5大生活習慣病(がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)で入院・手術・放射線治療を受けた場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	5大生活習慣病入院給付金 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金
女性疾病入院特約(14)	女性特有の疾病やがんで入院した場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	女性疾病入院給付金
がん診断一時金特約(14)	がんと診断確定されたときなどに、一時金のお受取りを希望される方に。	がん診断一時金 上皮内がん診断一時金
先進医療特約	不慮の事故または疾病により、先進医療による療養を受けた場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	先進医療給付金
特定損傷特約	不慮の事故による骨折・関節脱臼または腱の断裂で治療を受けた場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	特定損傷給付金
特定疾病保障定期保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、保険金のお受取りを希望される方に。(一定期間を保障)	特約特定疾病保険金 特約死亡保険金 特約高度障害保険金
低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、保険金のお受取りを希望される方に。(一生を保障)	
米国ドル建特定疾病保障 終身保険特約(低解約返戻金型)	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、保険金のお受取りを希望される方に。米国ドル建の特約です。(一生を保障)	
疾病障害による 保険料払込免除特約	疾病により身体に障害を生じた場合に、保険料の払込免除を希望される方に。	—
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断される場合、生きている間に保険金のお受取りを希望される方に。	特約保険金
介護前払特約	要介護状態になられた場合(公的介護保険制度の「要介護4」または「要介護5」と認定された場合)に、死亡保険金を介護年金として受取りたいという方に。	介護年金
介護前払特約 (介護保険金支払後給付型)	要介護状態になられた場合(主契約の介護保険金支払後かつ、公的介護保険制度の「要介護4」または「要介護5」と認定された場合)に、死亡保険金を介護年金として受取りたいという方に。	
特定疾病収入特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、一定期間年金のお受取りを希望される方に。	特約特定疾病年金
介護収入特約	所定の要介護状態になられた場合(公的介護保険制度の「要介護2」以上の状態に該当していると認定された場合等)に、一定期間年金のお受取りを希望される方に。	特約介護年金

※各特約の給付内容等の詳細につきましては、パンフレット、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
 ※販売チャネルによりお取扱いしていない商品があります。

ご契約に際してご留意いただきたいことから

保険約款の重要なことから一部をご説明しておりますので、ぜひご一読くださるようお願いいたします。
なお、詳しくは保険契約のお申込み前にお渡しする“ご契約のしおり・約款”をご覧ください。

お申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)について

- お申込者または保険契約者(以下、「お申込者等」といいます。)は、ご契約の「お申込日」または「クーリング・オフ制度に関する記載のある書面(注意喚起情報)を受取ったことを確認した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
- お申込みの撤回等の方法としては、書面を当社に直接ご持参いただくか、もしくは郵便(はがき・手紙)によりご送付ください(10日以内の消印まで有効)。この場合、書面には「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、下記事項をご記入ください。
 - ・ お申込者等の氏名(自署)
 - ・ 住所
 - ・ 電話番号
 - ・ 第1回保険料相当額
 ※お申込者等が法人の場合、申込書と同一印の押印も必要です。
- お申込みの撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすてにお払込みいただいた金額をお返しします。
- つぎの場合には、クーリング・オフのお取扱いをしません。
 - ① 当社の指定した医師の診査を受けられた場合
 - ② 債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ③ 既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合
 ※保険種類によって、お取扱いが異なる場合があります。

告知について

告知義務とは

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていたが義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

ご健康状態や職業については、ありのままお伝えください。

- 診査を行うご契約の場合(診査医扱)

当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)等についておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行わないご契約の場合(診査医扱以外)

告知書に保険契約者または被保険者自身のありのままをご記入ください。

※告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
 1. 無条件でご契約をお引受けさせていただく
 2. 特別な条件付(保険料の割増、保険金・給付金の削減、特定部位・特定疾病不担保、特定障害の不担保)のうえでご契約をお引受けさせていただく
 3. 今回のご契約はお断りさせていただく

告知義務違反について

- もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場

合には、ご契約または特約を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活日・復旧日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- 責任開始日(復活日・復旧日)から2年を経過していても、保険金や給付金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、
 - ・ 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。
 - ・ また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

免責について

免責事由に該当する場合には、支払事由に該当しても保険金等のお支払いはできません。

例えば、死亡保険金の免責事由について

つぎの場合には、死亡保険金のお支払いはできません。

- 責任開始日(最後の復活日・復旧日)から2年以内に被保険者が自殺したとき
- 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

解約について

生命保険では払込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられています。それらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、特にご契約後、しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金の支払いや、販売、診査、保険証券の作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。また、解約返戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数等によって異なります。

保険料のお払込みが困難になったとき

保険料のお払込みが困難になったときでも、ご契約を続ける方法があります。

■ 一時的に保険料の都合がつかないとき

→ 保険料の自動振替貸付

保険料のお払込みのないまま払込猶予期間が過ぎた場合、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは当社が自動的に保険料をお立替えます。

■ 途中から保険料を支払わずにご契約を有効に続けたいとき

→ 払済保険への変更

保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、原則、元のご契約と同じ保険期間の保険に変更します。払済後の保険金額は一般に小さくなります。また、付加されていた各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。

→ 延長定期保険への変更

保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、元のご契約と死亡保険金額が同額である定期保険に変更します。保険金額は変わりませんが、保険期間は短くなることがあります。また、付加されていた各種特約は所定の要件を満たしたものを除き消滅します。

■ 保険料の負担を軽くしたいとき

→ 保険金額等の減額

保険金額等を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。

※保険種類によっては上記のお取扱いができないことがありますのでご注意ください。

現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込みをされる場合について

- 現在ご契約の保険契約を解約または減額するときには、一般的に下記の点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - 解約または減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料(減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料)の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
 - ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。
- 新たな保険契約につきましては、下記のお取扱いとなる場合がありますのでご注意ください。
 - お申込みの際に、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。
 - 新たな保険契約の責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金・給付金等をお支払いしません。
 - 新たな保険契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、主契約または各特約に定める保険金または給付金等のお支払事由には該当しません(ただし、普通死亡保険金を除きます)。
 - 新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金等が支払われない場合があります。

● デメリット情報の提供

「告知義務違反」「免責」および「解約」等のいわゆる「デメリット情報」については、ライフプラン・コンサルタントが必ず説明を行います。また、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」にも明示しております。

10 情報システムに関する状況

情報システムの概況

お客さまのご契約を管理するシステムを中心に、ライフプラン・コンサルタントがお客さまに様々な提案を行うための支援や迅速に契約情報を検索するためのシステム、インターネット・サービス、コールセンター、経理・財務管理等、様々なシステムを開発・運用しております。当社の情報システムの主要な機器は、高度な安全性、セキュリティ機能を有するプルデンシャル・グループのデータセンターに設置され、万一の災害に備えたバックアップセンターも設置しております。

情報セキュリティにつきましては不正なアクセスの防止や個人情報情報漏洩防止のため、強固なファイアウォールの導入、IDやアクセス権限の統合管理、モニタリングの実施等、様々な施策をとっております。そして内外の監査を定期的に行うことにより、それらの設定や運用が適正に行われていることを常に確認できるように態勢を整えております。また、自習システム(eラーニング・システム)を導入し、情報セキュリティに関する社員の知識、意識向上のためのカリキュラムを組み、定期的な教育を実施しております。

2018年度の取り組み

■ システムの基盤整備について

お客さまのご契約情報を安全に管理していくため、保険契約管理システムの大型汎用機基盤の統合・近代化を段階的に進めております。2017年の第一段階の完了をへて、2018年は第二段階の対応に着手しました。

また、システム基盤の統合とあわせて一部システムの近代化にも着手しました。

今後も必要な整備を進め、お客さまサービスを支えるための高品質なシステムサービスを提供するシステム基盤及び態勢の拡充と、運用、情報資産の効率化に努めて参ります。

■ システムの改善について

ご契約にご加入いただく際のお客さまの利便性を高めるため、お客さま帳票の電子化を進め、2018年に一部の申込書手続きをペーパーレス化いたしました。引き続き次年度以降も対象範囲や機能の拡充を実施する予定です。

また、販売代理店向けのシステムの刷新を順次進めており、

お客さまへより最適な商品のご提案等ができるようシステムを活用したサービスの向上に努めております。

その他、デジタルトランスフォーメーション実現に向け最新技術検証、データ利活用の推進、デジタル人材の育成などを進めており、2018年よりRPA(Robotic Process Automation)を導入し、事務効率化の推進に取り組んでおります。

今後も引き続きお客さまへのサービス向上につながるシステム活用を行って参ります。

■ プルデンシャル・グループとしてのシステム運用体制

プルデンシャル・グループとして、情報システム資源の共有化を図り、システム運用強化・運用コストの削減、共通の技術基盤導入、及びセキュリティポリシーの適用などを目的としてプルデンシャル・グループの共同システム運用会社に対し、システム運用を委託しております。また、運用委託先のモニタリングを強化することで、システム運用のサービスレベルを向上させ、より質の高い、安定したサービスをお客さまに提供できるよう努めております。

11 公共福祉活動、厚生事業活動の概況

32,33ページをご覧ください。

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	2,233,482	1,653,919	1,493,134	1,556,923	1,672,592
経常利益	124,991	116,101	129,250	145,472	228,696
基礎利益	120,971	127,890	124,969	148,718	134,948
当期純利益	31,825	48,134	59,730	82,343	136,685
資本金の額及び発行済株式の総数	75,500 (2,277千株)	75,500 (2,151千株)	75,500 (2,101千株)	75,500 (2,101千株)	75,500 (2,101千株)
総資産	11,080,995	11,088,948	11,373,343	11,425,524	11,662,953
うち特別勘定資産	26,046	21,252	13,720	13,461	12,756
責任準備金残高	9,984,682	10,060,951	10,424,520	10,514,271	10,665,038
貸付金残高	826,781	867,459	993,843	1,120,934	1,315,143
有価証券残高	9,674,371	9,569,576	9,798,837	9,698,579	9,749,104
ソルベンシー・マージン比率	859.0%	890.0%	870.9%	889.1%	852.6%
従業員数	13,612	13,541	13,431	12,786	12,731
保有契約高	38,562,408	38,349,354	38,729,325	38,357,618	39,132,737
個人保険	32,411,068	32,455,142	33,598,492	33,985,905	35,178,137
個人年金保険	2,723,257	2,524,664	2,355,017	2,097,770	1,923,376
団体保険	3,428,082	3,369,547	2,775,815	2,273,941	2,031,222
団体年金保険保有契約高	236,753	219,609	209,534	202,639	194,897

(注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

V 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)				
現金及び預貯金	156,837	1.4	189,687	1.6
預貯金	156,837		189,687	
買入金銭債権	24,960	0.2	21,028	0.2
有価証券	9,698,579	84.9	9,749,104	83.6
国債	3,765,002		3,869,173	
地方債	81,152		74,162	
社債	844,651		760,668	
株式	125,523		117,165	
外国証券	4,816,121		4,858,853	
その他の証券	66,127		69,080	
貸付金	1,120,934	9.8	1,315,143	11.3
保険約款貸付	79,019		83,665	
一般貸付	1,041,914		1,231,477	
有形固定資産	53,560	0.5	52,925	0.5
土地	29,782		29,601	
建物	19,285		19,199	
リース資産	2,290		2,071	
建設仮勘定	—		43	
その他の有形固定資産	2,202		2,010	
無形固定資産	88,712	0.8	84,799	0.7
ソフトウェア	5,368		7,649	
のれん	80,443		74,255	
その他の無形固定資産	2,900		2,895	
再保険貸	8,947	0.1	15,018	0.1
その他資産	186,471	1.6	150,108	1.3
未収金	38,456		58,006	
前払費用	4,484		4,606	
未収収益	57,489		55,678	
預託金	3,706		3,878	
金融派生商品	74,513		14,561	
仮払金	7,762		13,316	
その他の資産	58		60	
前払年金費用	1,276	0.0	1,554	0.0
繰延税金資産	86,216	0.8	84,461	0.7
貸倒引当金	△971	△0.0	△879	△0.0
資産の部合計	11,425,524	100.0	11,662,953	100.0

科目	2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比
(負債の部)				
保険契約準備金	10,605,839	92.8	10,756,575	92.2
支払備金	56,365		57,809	
責任準備金	10,514,271		10,665,038	
契約者配当準備金	35,202		33,726	
再保険借	14,621	0.1	35,080	0.3
その他負債	198,881	1.7	185,760	1.6
借入金	45,557		6,355	
未払法人税等	22,219		37,729	
未払金	34,133		32,964	
未払費用	23,991		22,937	
前受収益	456		457	
預り金	13,686		5,150	
預り保証金	1,674		1,695	
金融派生商品	51,256		70,914	
金融商品等受入担保金	—		2,244	
リース債務	2,328		2,104	
資産除去債務	1,252		1,339	
仮受金	2,326		1,868	
退職給付引当金	61,459	0.5	61,824	0.5
役員退職慰労引当金	443	0.0	344	0.0
特別法上の準備金	177,026	1.5	193,614	1.7
価格変動準備金	177,026		193,614	
負債の部合計	11,058,272	96.8	11,233,200	96.3
(純資産の部)				
資本金	75,500	0.7	75,500	0.6
資本剰余金	35,429	0.3	35,429	0.3
資本準備金	35,429		35,429	
利益剰余金	157,707	1.4	212,392	1.8
利益準備金	27,015		40,070	
その他利益剰余金	130,692		172,321	
繰越利益剰余金	130,692		172,321	
株主資本合計	268,636	2.4	323,321	2.8
その他有価証券評価差額金	92,881	0.8	102,327	0.9
繰延ヘッジ損益	5,734	0.1	4,104	0.0
評価・換算差額等合計	98,615	0.9	106,431	0.9
純資産の部合計	367,252	3.2	429,753	3.7
負債及び純資産の部合計	11,425,524	100.0	11,662,953	100.0

2 損益計算書

(単位:百万円、%)

科目	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
経常収益	1,556,923	100.0	1,672,592	100.0
保険料等収入	1,117,904		1,172,739	
保険料	1,100,847		1,131,415	
再保険収入	17,057		41,323	
資産運用収益	432,871		493,334	
利息及び配当金等収入	317,034		320,532	
預貯金利息	297		645	
有価証券利息・配当金	273,767		269,440	
貸付金利息	37,245		44,632	
不動産賃貸料	5,137		5,203	
その他利息配当金	586		610	
売買目的有価証券運用益	40		2,105	
有価証券売却益	54,728		31,410	
有価証券償還益	3,969		1,163	
金融派生商品収益	52,886		—	
為替差益	—		136,225	
貸倒引当金戻入額	—		82	
その他運用収益	3,273		1,684	
特別勘定資産運用益	936		130	
その他経常収益	6,147		6,519	
年金特約取扱受入金	1,539		1,811	
保険金据置受入金	3,047		2,502	
退職給付引当金戻入額	1		—	
役員退職慰労引当金戻入額	83		98	
その他の経常収益	1,476		2,106	
経常費用	1,411,451	90.7	1,443,896	86.3
保険金等支払金	769,952		961,084	
保険金	154,714		179,623	
年金	80,733		78,515	
給付金	212,709		182,326	
解約返戻金	223,450		223,623	
再保険払戻金	88,840		85,293	
その他返戻金	4,053		5,000	
再保険料	5,450		206,703	
責任準備金等繰入額	93,686		152,213	
支払備金繰入額	3,933		1,443	
責任準備金繰入額	89,750		150,767	
契約者配当金積立利息繰入額	1		1	
資産運用費用	327,245		102,579	
支払利息	1,706		1,024	
有価証券売却損	39,930		19,406	
有価証券評価損	1,165		1,245	
有価証券償還損	471		610	
金融派生商品費用	—		77,661	
為替差損	281,404		—	
貸倒引当金繰入額	46		—	
貸付金償却	1		0	
賃貸用不動産等減価償却費	711		714	
その他運用費用	1,808		1,916	
事業費	188,022		191,160	
その他経常費用	32,543		36,858	
保険金据置支払金	4,389		3,963	
税金	11,678		12,200	
減価償却費	3,997		3,953	
退職給付引当金繰入額	—		86	
その他の経常費用	12,477		16,653	
経常利益	145,472	9.3	228,696	13.7

科目	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
特別利益	156	0.0	169	0.0
固定資産等処分益	156		169	
特別損失	6,557	0.4	16,763	1.0
固定資産等処分損	192		165	
価格変動準備金繰入額	6,365		16,588	
その他特別損失	—		10	
契約者配当準備金繰入額	21,105	1.4	20,134	1.2
税引前当期純利益	117,965	7.6	191,967	11.5
法人税及び住民税	37,234	2.4	56,695	3.4
法人税等調整額	△1,612	△0.1	△1,413	△0.1
法人税等合計	35,621	2.3	55,281	3.3
当期純利益	82,343	5.3	136,685	8.2

3 キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、単体ベースのキャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。
連結キャッシュ・フロー計算書は102ページをご覧ください。

4 株主資本等変動計算書

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	75,500	35,429	35,429	15,214	119,151	134,365	245,294	138,518	1,652	140,170	385,465
当期変動額											
剰余金の配当				11,800	△70,802	△59,001	△59,001				△59,001
当期純利益					82,343	82,343	82,343				82,343
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								△45,637	4,081	△41,555	△41,555
当期変動額合計	—	—	—	11,800	11,541	23,341	23,341	△45,637	4,081	△41,555	△18,213
当期末残高	75,500	35,429	35,429	27,015	130,692	157,707	268,636	92,881	5,734	98,615	367,252

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	75,500	35,429	35,429	27,015	130,692	157,707	268,636	92,881	5,734	98,615	367,252
当期変動額											
剰余金の配当				13,055	△95,057	△82,001	△82,001				△82,001
当期純利益					136,685	136,685	136,685				136,685
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								9,446	△1,630	7,816	7,816
当期変動額合計	—	—	—	13,055	41,628	54,684	54,684	9,446	△1,630	7,816	62,500
当期末残高	75,500	35,429	35,429	40,070	172,321	212,392	323,321	102,327	4,104	106,431	429,753

重要な会計方針

2017年度

1. 有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式をいう)については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

- ・有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。
- ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は0百万円であります。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、前払年金費用を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から5年
過去勤務費用の処理年数	5年

2018年度

1. 有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式をいう)については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

- ・有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。
- ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は0百万円であります。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、前払年金費用を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から5年
過去勤務費用の処理年数	5年

2017年度

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券等の一部について、キャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジ及び為替の振当処理、また、為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの総額又は時価変動を比較する比率分析によっております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
 - ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 - ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
 なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を41,109百万円積み立てております。
12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
13. のれんは、20年以内での均等償却を行っております。

2018年度

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、およびキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。
ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
 - ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 - ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
 なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を30,318百万円積み立てております。
12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
13. のれんは、20年以内での均等償却を行っております。

注記事項 貸借対照表関係

2017年度
(2018年3月31日現在)

- 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は1,663百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
貸付金のうち、破綻先債権額は7百万円、延滞債権額は1,656百万円であります。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額0百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸付金の元本の期末残高の総額は15,023百万円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額は22,861百万円であります。
- 特別勘定の資産の額は13,461百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
- 関係会社に対する金銭債権の総額は39,921百万円、金銭債務の総額は55,990百万円であります。
- 繰延税金資産の総額は136,345百万円、繰延税金負債の総額は48,264百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,865百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金50,311百万円、価格変動準備金49,479百万円、退職給付引当金17,301百万円、貸倒引当金271百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額37,831百万円、有価証券の評価の差異3,347百万円であります。
- 当年度における法定実効税率は28.19%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異1.71%であります。
- 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	35,427 百万円
当期契約者配当金支払額	21,332 百万円
利息による増加等	1 百万円
契約者配当準備金繰入額	21,105 百万円
当期末現在高	35,202 百万円
- 関係会社の株式は16,909百万円、出資金は26,491百万円であります。
- 担保に供されている資産の額は、有価証券31,829百万円であります。
また、担保付き債務の額は15,023百万円であり、その全額が、

2018年度
(2019年3月31日現在)

- 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、211,761百万円であります。
- 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は1,977百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
貸付金のうち、破綻先債権額は6百万円、延滞債権額は1,970百万円であります。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額0百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸付金の元本の期末残高の総額は11,720百万円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額は24,468百万円であります。
- 特別勘定の資産の額は12,756百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
- 関係会社に対する金銭債権の総額は37,694百万円、金銭債務の総額は15,005百万円であります。
- 繰延税金資産の総額は133,491百万円、繰延税金負債の総額は47,760百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,269百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金54,115百万円、保険契約準備金47,761百万円、退職給付引当金17,376百万円、貸倒引当金245百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額38,602百万円であります。
- 当年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異1.10%であります。
- 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	35,202 百万円
当期契約者配当金支払額	21,611 百万円
利息による増加等	1 百万円
契約者配当準備金繰入額	20,134 百万円
当期末現在高	33,726 百万円
- 関係会社の株式は16,909百万円、出資金は26,457百万円であります。
- 担保に供されている資産の額は、有価証券28,215百万円であります。
また、担保付き債務の額は11,720百万円であり、その全額が、

2017年度
(2018年3月31日現在)

参加者に売却したものとして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。

11. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は530百万円であります。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は50,391百万円であります。これらの金額はそれぞれ支払備金及び責任準備金には積み立てておりません。
12. 1株当たりの純資産額は174,797円81銭であります。
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約借入金45,557百万円を計上しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は17,191百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は7,048,697百万円、時価は7,895,385百万円であります。

責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド(これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)②円建年金ファンド(これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)③米ドル建保険ファンド(同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)④米ドル建年金ファンド(同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)⑤豪ドル建年金ファンド(同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)をそれぞれ小区分としております。

各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。なお、ブルデンシャル・グループではALM(資産負債総合管理)運用の高度化の一環として、投資可能期間により重点をおいた金利リスク管理を行うこととしました。小区分の特定について、当該管理との整合性を保つため、当年度において次のファンドに対応する保険キャッシュ・フローの計測期間を投資可能期間に合わせて変更しております。

円建年金ファンド(これらと同じ負債特性をもつ再保険契約を含む)は従来保険期間満了までを対象としておりましたが、一般ファンド(これらと同じ負債特性をもつ再保険契約を含む)と同様に40年以内に変更しております。また、米ドル建保険ファンド(同じ負債特性をもつ再保険契約を含む)、米ドル建年金ファンド(同じ負債特性をもつ再保険契約を含む)及び豪ドル建年金ファンド(同じ負債特性をもつ再保険契約を含む)についても、従来保険期間満了までを対象としておりましたが、30年以内に変更しております。この変更による計算書類への影響はありません。

発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。この結果、従来と比べて有価証券が51百万円、その他有価証券評価差額金が37百万円減少し、繰延税金資産が14百万円増加しております。

16. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券24,960百万円であります。
17. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2018年度
(2019年3月31日現在)

参加者に売却したものとして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。

12. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は1,185百万円であります。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は309,895百万円であります。これらの金額はそれぞれ支払備金及び責任準備金には積み立てておりません。
13. 1株当たりの純資産額は204,546円17銭であります。
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約借入金6,355百万円を計上しております。
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は18,721百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
16. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は7,281,281百万円、時価は8,285,149百万円であります。

責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド(これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)②円建年金ファンド(これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)③米ドル建保険ファンド(同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)④米ドル建年金ファンド(同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)⑤豪ドル建年金ファンド(同じ負債特性を持つ再保険契約を含む)をそれぞれ小区分としております。

各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。

発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。振替による計算書類への影響は軽微であります。

17. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券21,028百万円であります。
18. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

注記事項 損益計算書関係

2017年度
(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1. 関係会社との取引による収益の総額は80,030百万円、費用の総額は151,636百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券9,703百万円、株式等33,943百万円、外国証券2,816百万円、その他8,265百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券20,126百万円、株式等21百万円、外国証券19,693百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、株式等146百万円、外国証券671百万円、その他347百万円であります。
5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は20百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は11,839百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入2,353百万円、評価損2,312百万円であります。
7. 金融派生商品収益には、評価益39,924百万円及び実現益11,958百万円が含まれております。
8. 1株当たりの当期純利益は39,193円04銭であります。
9. 保険料には、修正共同保険式再保険に関して出再会社から収入した保険料1,882百万円から修正共同保険準備金調整額1,482百万円を差し引いた399百万円が含まれております。
10. その他の経常費用の主なものは、支払再保険手数料11,961百万円あります。
11. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容及び取引金額(百万円)	科目及び期末残高(百万円)
親会社	ブルデンシャル・ファイナンシャル・リンク	被所有間接100%	資産運用取引	有価証券利息・配当金 4,763 社債の購入 64,926	有価証券 344,954 未収収益 969
親会社	ブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	被所有直接99.998%	資金調達先	借入利息支払 1,510 経営管理料 1,632	借入金 39,201 未払費用 678
親会社の子会社	ブルデンシャル・グローバル・ファンディング・エルエルシー	—	デリバティブ取引(スワップ取引等)	有価証券利息支払 7,908 金融派生商品収益 56,812	金融派生商品資産 74,513 金融派生商品負債 51,256 繰延ヘッジ利益 7,958
親会社の子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	—	資産の担保提供	—	担保に供した有価証券 15,916

2018年度
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 関係会社との取引による収益の総額は54,067百万円、費用の総額は148,320百万円あります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券16,295百万円、株式等8,370百万円、外国証券6,744百万円あります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券612百万円、株式等215百万円、外国証券18,577百万円あります。
4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券1,245百万円あります。
5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は654百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は259,503百万円あります。
6. 売買目的有価証券運用益の内訳は、評価益2,105百万円あります。
7. 金融派生商品費用には、評価損71,346百万円及び実現損7,126百万円が含まれております。
8. 1株当たりの当期純利益は65,057円97銭あります。
9. 保険料には、修正共同保険式再保険に関して出再会社から収入した保険料366百万円に修正共同保険準備金調整額20百万円を加えた387百万円が含まれております。
10. その他の経常費用の主なものは、支払再保険手数料16,237百万円あります。
11. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容及び取引金額(百万円)	科目及び期末残高(百万円)
親会社	ブルデンシャル・ファイナンシャル・リンク	被所有間接100%	資産運用取引	有価証券利息・配当金 4,427 社債の購入 11,000	有価証券 344,954 未収収益 938
親会社	ブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	被所有直接99.998%	資金調達先	借入金返済返済金額 39,201 借入利息支払 831 経営管理料 1,915	借入金 39,201
親会社の子会社	ブルデンシャル・グローバル・ファンディング・エルエルシー	—	デリバティブ取引(スワップ取引等)	有価証券利息支払 7,234 金融派生商品収益 80,998	金融派生商品資産 14,561 金融派生商品負債 70,914 繰延ヘッジ利益 5,696
親会社の子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	—	資産の担保提供	—	担保に供した有価証券 11,917
親会社の子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	—	再保険取引	保険料等収入 43,360 再保険手数料支払 6,585 再保険戻戻金支払 22	再保険貸 4,203 再保険借 2,004

2017年度

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容及び取引金額(百万円)	科目及び期末残高(百万円)
親会社の子会社					再保険貸 4,639 再保険借 17,406
親会社の子会社	ジブラルタ・リインシュアランス・カンパニー・エルティエディー	—	再保険取引		再保険収入 4,639 再保険料 176,140 有価証券の売却 売却代金 146,980 売却損益 11,815
子会社	ブルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社	所有 直接 100%	再保険取引	保険料収入 73,181 年金特約 契約者配当 取扱受入金 278 再保険手数料 支払 11,898 保険金等支払 38,190 再保険返戻金 支払 88,794 契約者配当 準備金繰入 9,367	再保険貸 5,880 契約者配当 準備金 2,705 再保険借 13,100

(注)親会社とは、会社法第2条第1項第4号に定める会社をいいます。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (1) 上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。
- (2) ブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社からの借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約付借入金であります。

12. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2018年度

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容及び取引金額(百万円)	科目及び期末残高(百万円)
親会社の子会社					再保険貸 4,639 再保険借 17,406
親会社の子会社	ジブラルタ・リインシュアランス・カンパニー・エルティエディー	—	再保険取引		再保険収入 4,639 再保険料 176,140 有価証券の売却 売却代金 146,980 売却損益 11,815
子会社	ブルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社	所有 直接 100%	再保険取引	保険料収入 47,504 年金特約 契約者配当 取扱受入金 284 再保険手数料 支払 9,585 保険金等支払 41,589 再保険返戻金 支払 85,219 契約者配当 準備金繰入 8,943	再保険貸 3,878 契約者配当 準備金 2,867 再保険借 11,868

(注)親会社とは、会社法第2条第1項第4号に定める会社をいいます。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

12. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	437	421
危険債権	1,226	1,555
要管理債権	0	—
小計	1,663	1,977
(対合計比)	(0.15%)	(0.15%)
正常債権	1,123,652	1,318,234
合計	1,125,315	1,320,211

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	7	6
延滞債権額	1,656	1,970
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計	1,663	1,977
(貸付残高に対する比率)	(0.15%)	(0.15%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、帳簿価額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として帳簿価額から直接減額表示しています。その金額は、2017年度末が延滞債権額0百万円、2018年度末が延滞債権額0百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

2017年度末及び2018年度末とも残高はありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目		2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	1,056,388	1,044,508
資本金等		186,635	186,637
価格変動準備金		177,026	193,614
危険準備金		117,803	120,930
一般貸倒引当金		386	249
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)		121,610	129,383
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)		20,182	22,905
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		405,276	402,570
負債性資本調達手段等		45,557	6,355
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
持込資本金等		—	—
控除項目		△32,969	△32,969
その他		14,879	14,830
リスクの合計額	$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4}$ (B)	237,612	245,000
保険リスク相当額	R ₁	20,265	19,617
第三分野保険の保険リスク相当額	R ₈	9,718	8,798
予定利率リスク相当額	R ₂	42,365	42,375
最低保証リスク相当額	R ₇	345	306
資産運用リスク相当額	R ₃	187,750	195,301
経営管理リスク相当額	R ₄	5,208	5,327
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	889.1%	852.6%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いております。

9 有価証券等の時価情報(会社計)

1 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	43,714	△2,000	46,019	1,802

(注) 2017年度末、2018年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

2. 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]
満期保有目的の債券	71,068	75,748	4,680	4,682	△2	66,669	71,252	4,583	4,591	△8
責任準備金対応債券	7,048,697	7,895,385	846,687	866,800	△20,112	7,281,281	8,285,149	1,003,868	1,011,764	△7,896
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	2,387,338	2,514,099	126,761	145,673	△18,912	2,191,140	2,331,431	140,291	147,205	△6,913
公社債	613,278	668,380	55,101	55,370	△268	602,960	659,256	56,296	56,316	△19
株式	54,698	107,171	52,472	52,472	—	58,108	98,878	40,770	41,460	△690
外国証券	1,690,429	1,697,907	7,478	26,093	△18,615	1,502,302	1,529,994	27,691	33,894	△6,203
公社債	1,580,103	1,586,712	6,608	25,125	△18,516	1,376,074	1,404,195	28,120	33,595	△5,474
株式等	110,325	111,195	869	968	△98	126,228	125,799	△429	299	△728
その他の証券	20,186	31,228	11,042	11,070	△28	20,167	35,052	14,885	14,885	—
買入金銭債権	8,745	9,411	666	666	△0	7,601	8,248	647	647	△0
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,507,104	10,485,233	978,129	1,017,156	△39,027	9,539,091	10,687,833	1,148,742	1,163,561	△14,818
公社債	4,633,083	5,376,791	743,707	744,121	△413	4,645,191	5,480,348	835,157	835,206	△48
株式	54,698	107,171	52,472	52,472	—	58,108	98,878	40,770	41,460	△690
外国証券	4,774,842	4,943,770	168,927	207,513	△38,585	4,795,243	5,051,371	256,128	270,207	△14,079
公社債	4,664,516	4,832,574	168,058	206,544	△38,486	4,669,015	4,925,572	256,557	269,907	△13,350
株式等	110,325	111,195	869	968	△98	126,228	125,799	△429	299	△728
その他の証券	20,186	31,228	11,042	11,070	△28	20,167	35,052	14,885	14,885	—
買入金銭債権	24,293	26,272	1,978	1,978	△0	20,380	22,182	1,801	1,801	△0
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	69,669	74,351	4,682	65,270	69,862	4,591
公社債	12,694	13,246	551	11,861	12,427	566
外国証券	41,426	44,245	2,818	40,629	43,501	2,871
買入金銭債権	15,548	16,860	1,312	12,779	13,933	1,154
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,399	1,396	△2	1,399	1,390	△8
公社債	1,399	1,396	△2	1,399	1,390	△8
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—

●責任準備金対応債券

(単位:百万円)

区分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	6,331,986	7,198,786	866,800	6,902,254	7,914,019	1,011,764
公社債	4,002,713	4,690,913	688,199	4,027,770	4,806,093	778,323
外国証券	2,329,272	2,507,873	178,600	2,874,484	3,107,925	233,441
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	716,711	696,598	△20,112	379,026	371,129	△7,896
公社債	2,997	2,854	△143	1,200	1,179	△20
外国証券	713,713	693,744	△19,969	377,826	369,949	△7,876
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—

●その他有価証券

(単位:百万円)

区分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	1,473,664	1,619,337	145,673	1,667,199	1,814,404	147,205
公社債	589,803	645,173	55,370	597,648	653,965	56,316
株式	54,698	107,171	52,472	50,540	92,001	41,460
外国証券	801,176	827,270	26,093	991,289	1,025,184	33,894
その他の証券	19,311	30,382	11,070	20,167	35,052	14,885
買入金銭債権	8,674	9,340	666	7,553	8,200	647
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	913,674	894,761	△18,912	523,940	517,026	△6,913
公社債	23,475	23,207	△268	5,311	5,291	△19
株式	—	—	—	7,568	6,877	△690
外国証券	889,252	870,637	△18,615	511,012	504,809	△6,203
その他の証券	874	846	△28	—	—	—
買入金銭債権	71	71	△0	48	48	△0
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	43,400	43,366
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	16,909	16,909
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
その他	26,491	26,457
その他有価証券	2,156	1,243
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	289	216
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	0	0
非上場外国債券	—	—
その他	1,866	1,027
合計	45,557	44,610

2 金銭の信託の時価情報

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

3 デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

1. 定性的情報

①取引の内容

2018年度において当社が利用したデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引及び金利スワップション取引です。

②取組方針

安定的かつ効率的な資産運用を図る観点から、原則として運用資産のリスクをコントロールする目的でデリバティブ取引を活用し、投機的な取引は行わないこととしております。

③利用目的

当社は、(1)運用資産に係る市場リスクのヘッジ、(2)ALMの観点から行う金利リスクのヘッジ、(3)現物資産の運用の補完、を目的にデリバティブ取引を行っています。

また、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引を利用してヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の方法は、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、およびキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用して

おります。

ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

④リスクの内容

デリバティブ取引は、為替、金利、株価等の変動により発生する市場リスク、及び取引相手の倒産等により発生する信用リスクを有しています。

市場リスクについては、現物資産の運用を補完する目的としてデリバティブ取引を行っているため、リスクは限定的であると認識しています。また、信用リスクについては、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

⑤リスク管理体制

当社におけるデリバティブ取引は、取引限度額等を定めた社内規定に基づき、運用方針に沿って行っています。また、現物資産とともにポジション管理を行い、リスクを一元的に管理しています。さらに、当社の運用部門全体の会議においてリスク状況の把握・分析を行っています。また、リスク状況については、リスク管理チームに報告する体制となっています。

⑥定量的情報に関する補足説明

デリバティブ取引における「契約額」等はあくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がそのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

2. 定量的情報

① 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位: 百万円)

		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
2017年度末	ヘッジ会計適用分	—	△6,160	—	—	—	△6,160
	ヘッジ会計非適用分	△2,002	33,029	—	—	—	31,026
	合計	△2,002	26,868	—	—	—	24,866
2018年度末	ヘッジ会計適用分	2,347	△24,663	—	—	—	△22,315
	ヘッジ会計非適用分	△180	△32,295	—	—	—	△32,476
	合計	2,167	△56,959	—	—	—	△54,791

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2017年度末 通貨関連2,540百万円、2018年度末 通貨関連△5,027百万円)及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②ヘッジ会計が適用されていないもの

a.金利関連

(単位: 百万円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	6,341	—	28	28	—	—	—	—
	変動金利受取/固定金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	180,000	5,000	△2,031	△2,031	5,000	—	△180	△180
合計									△180

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位: 百万円、%)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2017年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	6,341	—	—	—	—	—	6,341
	平均受取固定金利	4.56	—	—	—	—	—	4.56
	平均支払変動金利	1.85	—	—	—	—	—	1.85
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—
2018年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

b. 通貨関連

(単位: 百万円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	1,349,083	454,414	49,094	49,094	815,022	350,788	△31,832	△31,832
	(米ドル)	1,335,881	454,414	49,613	49,613	803,603	350,788	△32,246	△32,246
	(ユーロ)	8,865	—	△259	△259	7,693	—	367	367
	(英ポンド)	4,336	—	△259	△259	3,725	—	47	47
	買建	366,876	111,687	△13,610	△13,610	186,647	4,321	2,535	2,535
	(米ドル)	365,252	111,687	△13,617	△13,617	181,387	4,321	2,639	2,639
	(ユーロ)	752	—	△1	△1	3,467	—	△99	△99
	(英ポンド)	871	—	8	8	1,792	—	△4	△4
	通貨オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	買建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	2,706	102	0	△294	102	—	0	△21
		(294)	(21)			(21)	(—)		
(米ドル)	2,706	102	0	△294	102	—	0	△21	
	(294)	(21)			(21)	(—)			
通貨スワップ									
受取円貨支払外貨	6,110	6,110	△589	△589	6,110	6,110	△960	△960	
(米ドル)	6,110	6,110	△589	△589	6,110	6,110	△960	△960	
受取外貨支払円貨	27,681	27,681	△1,570	△1,570	27,681	27,681	△2,017	△2,017	
(米ドル)	5,281	5,281	△356	△356	5,281	5,281	△99	△99	
(豪ドル)	22,400	22,400	△1,214	△1,214	22,400	22,400	△1,918	△1,918	
合計				33,029				△32,295	

(注) 1. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

3. 為替予約の時価は差損益を記載しています。

c. 株式関連

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

d. 債券関連

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

e. その他

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

V 財産の状況

③ ヘッジ会計が適用されているもの

a. 金利関連

(単位：百万円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末				2018年度末									
				契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益						
店頭	繰延ヘッジ	金利スワップ															
		固定金利受取/変動金利支払	保険負債	—	—	—	—	20,000	20,000	2,347	2,347						
		変動金利受取/固定金利支払		—	—	—	—	—	—	—	—						
合計											—						2,347

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位：百万円、%)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2017年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—
2018年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	20,000	20,000
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	0.94	0.94
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	0.01	0.01
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

b. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末			2018年度末			
				契約額等	[うち1年超]	時価	契約額等	[うち1年超]	時価	
店頭	時価ヘッジ	為替予約								
		売建		82,279	—	2,564	107,975	—	△5,066	
		(米ドル)	外貨建外国証券	82,279	—	2,564	107,975	—	△5,066	
		買建		653	—	△24	3,145	—	38	
	(米ドル)		653	—	△24	3,145	—	38		
	繰延ヘッジ	通貨スワップ								
	受取円貨支払外貨	外貨建債券	231,030	221,000	△8,701	218,831	202,982	△19,635		
	(米ドル)		231,030	221,000	△8,701	218,831	202,982	△19,635		
	受取外貨支払円貨		—	—	—	—	—	—		
合計									△6,160	△24,663

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

2. 為替予約の時価は差損益を記載しています。

c. 株式関連

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

d. 債券関連

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

e. その他

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

		2017年度	2018年度
基礎利益	A	148,718	134,948
キャピタル収益		322,711	172,384
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		△2,312	2,105
有価証券売却益		54,728	31,410
金融派生商品収益		52,886	—
為替差益		—	136,225
その他キャピタル収益		217,409	2,643
キャピタル費用		323,000	184,152
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		39,930	19,406
有価証券評価損		1,165	1,245
金融派生商品費用		—	77,661
為替差損		281,404	—
その他キャピタル費用		499	85,838
キャピタル損益	B	△289	△11,767
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	148,429	123,180
臨時収益		4,948	297,345
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		4,948	297,345
臨時費用		7,905	191,829
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		4,212	3,127
個別貸倒引当金繰入額		49	53
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		1	0
その他臨時費用		3,643	188,648
臨時損益	C	△2,956	105,516
経常利益	A+B+C	145,472	228,696

(注記) その他基礎収益等の内訳

その他基礎収益	2,353	273,875
売買目的有価証券運用益のうち利息及び配当金等収入	2,353	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	85,226
初期支払再保険料	—	188,648
その他基礎費用	—	287,646
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	1,480
出再開始時責任準備金控除額	—	286,166
その他キャピタル収益	217,409	2,643
有価証券償還益のうちキャピタル収益	3,969	1,163
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	213,439	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	1,480
その他キャピタル費用	499	85,838
その他運用費用のうちキャピタル費用	28	1
有価証券償還損のうちキャピタル費用	471	610
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	85,226
その他臨時収益	4,948	297,345
個人年金保険等の解約による責任準備金削減額	419	388
追加責任準備金の戻入額	—	10,791
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	4,528	—
出再開始時責任準備金控除額	—	286,166
その他臨時費用	3,643	188,648
追加責任準備金の繰入額	3,643	—
初期支払再保険料	—	188,648

11 会計監査人の監査

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)及び2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等は、会社法に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

※当資料では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、計算書類等の記載内容を一部変更しています。

12 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

1 決算業績の概況

P.4-P.8「2018年度決算ハイライト」、および、P.47-P.53「直近事業年度における事業の概況」をご覧ください。

2 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位:千件、百万円、%)

	2017年度末				2018年度末			
	件数	(前年度末比)	金額	(前年度末比)	件数	(前年度末比)	金額	(前年度末比)
個人保険	5,827	(100.7)	33,985,905	(101.2)	5,863	(100.6)	35,178,137	(103.5)
個人年金保険	722	(92.2)	2,097,770	(89.1)	670	(92.8)	1,923,376	(91.7)
団体保険	—	(—)	2,273,941	(81.9)	—	(—)	2,031,222	(89.3)
団体年金保険	—	(—)	202,639	(96.7)	—	(—)	194,897	(96.2)
受再保険	—	(—)	3,092,211	(96.8)	—	(—)	3,748,525	(121.2)

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高

(単位:千件、百万円、%)

	2017年度					2018年度					
	件数	(前年度比)	金額	(前年度比)	(新契約)	件数	(前年度比)	金額	(前年度比)	(新契約)	(転換による純増加)
個人保険	425	(94.6)	3,530,107	(90.1)	3,530,107	420	(98.7)	3,837,036	(108.7)	3,837,036	—
個人年金保険	12	(72.6)	30,924	(57.2)	30,924	11	(95.5)	27,647	(89.4)	27,647	—
団体保険	—	(—)	1,212	(46.2)	1,212	—	(—)	2,340	(193.0)	2,340	—
団体年金保険	—	(—)	—	(—)	—	—	(—)	—	(—)	—	—
受再保険	—	(—)	112,484	(61.8)	112,484	—	(—)	613,774	(545.7)	613,774	—

(注) 1. 当社は転換制度を導入していません。件数には、転換後契約の数値は含まれておりません。
2. 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

3 年換算保険料

保有契約

(単位:百万円、%)

	2017年度末		2018年度末	
	金額	(前年度末比)	金額	(前年度末比)
個人保険	723,388	(101.8)	750,227	(103.7)
個人年金保険	204,219	(90.0)	188,947	(92.5)
合計	927,608	(98.9)	939,174	(101.2)
うち医療保障・生前給付保障等	223,633	(102.5)	224,970	(100.6)

新契約

(単位:百万円、%)

	2017年度		2018年度	
	金額	(前年度比)	金額	(前年度比)
個人保険	68,416	(85.9)	68,524	(100.2)
個人年金保険	3,241	(58.1)	3,251	(100.3)
合計	71,658	(84.1)	71,775	(100.2)
うち医療保障・生前給付保障等	20,243	(92.0)	17,164	(84.8)

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

4 保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分			保有金額	
			2017年度末	2018年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	33,980,446	35,174,705
		個人年金保険	—	—
		団体保険	2,273,852	2,031,146
		団体年金保険	—	—
		その他共計	39,297,017	40,907,792
	災害死亡	個人保険	(4,995,173)	(4,786,893)
		個人年金保険	(100,107)	(93,391)
		団体保険	(347,861)	(338,454)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(5,700,242)	(5,445,897)
	その他の条件付死亡	個人保険	(3,779,430)	(4,119,613)
		個人年金保険	(7)	(7)
		団体保険	(129,588)	(120,864)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(4,155,742)	(4,446,947)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	5,459	3,431
		個人年金保険	1,612,336	1,452,732
		団体保険	2	1
		団体年金保険	—	—
		その他共計	1,664,057	1,498,644
	年金	個人保険	(189,033)	(208,780)
		個人年金保険	(118,095)	(111,393)
		団体保険	(14)	(12)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(308,809)	(321,925)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	485,434	470,643
		団体保険	86	74
		団体年金保険	202,639	194,897
		その他共計	702,930	680,359
入院保障	災害入院	個人保険	(10,571)	(10,233)
		個人年金保険	(6)	(5)
		団体保険	(383)	(371)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(11,349)	(11,080)
	疾病入院	個人保険	(10,203)	(9,897)
		個人年金保険	(11)	(9)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(10,663)	(10,459)
	その他の条件付入院	個人保険	(25,152)	(23,662)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(155)	(138)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(26,707)	(25,196)

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。
 5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

VI 業務の状況を示す指標等

(単位:件)

区分		保有件数	
		2017年度末	2018年度末
障害保障	個人保険	(814,207)	(774,703)
	個人年金保険	(1,177)	(1,051)
	団体保険	(1,463,051)	(1,438,300)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(2,278,435)	(2,214,054)
手術保障	個人保険	(2,896,417)	(2,869,673)
	個人年金保険	(1,437)	(1,299)
	団体保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(2,897,854)	(2,870,972)

5 個人保険及び個人年金保険契約種別別保有契約高

(単位:百万円)

区分		保有金額	
		2017年度末	2018年度末
死亡保険	定期保険	18,006,465	18,294,592
	終身保険	10,718,397	11,838,960
	定期付終身保険	1,962,709	1,720,921
	その他共計	31,670,029	32,746,877
生死混合保険	養老保険	2,125,273	2,275,618
	定期付養老保険	67,530	54,652
	終身年金付家族収入保険	80,284	68,057
	その他共計	2,310,878	2,428,434
生存保険		4,996	2,825
年金保険	個人年金保険	2,097,770	1,923,376
災害・疾病関係特約	災害割増特約	3,161,507	3,008,337
	傷害特約	1,676,909	1,561,323
	災害入院特約	1,143	1,025
	疾病入院特約	773	686
	成人病特約	2,712	2,252
	その他の条件付入院特約	6,240	6,026

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

6 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位:百万円)

区分		保有契約年換算保険料	
		2017年度	2018年度
死亡保険	定期保険	109,832	103,381
	終身保険	217,331	248,884
	定期付終身保険	39,796	36,178
	その他共計	572,270	589,806
生死混合保険	養老保険	142,394	153,419
	定期付養老保険	4,524	3,684
	終身年金付家族収入保険	2,041	1,768
	その他共計	150,535	160,086
生存保険		582	334
年金保険	個人年金保険	204,219	188,947

7 契約者配当の状況

1. 2018年度契約者配当の状況

A. ジブラルタ生命のご契約(下記B.およびC.に掲げると契約を除きます)

① 個人保険、個人年金保険

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- 災害保険金額または入院給付金日額に被保険者の年齢の区別に応じた特約配当率を乗じた金額

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。また、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約者配当は行っていません。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〔例〕個人保険(毎年配当タイプ): 定期保険(勤労保険)

- ・42歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
- ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1994年度	25年	10,104円	2,251円	2,326円
1995年度	24年	10,044円	2,380円	2,251円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

② 財形保険、財形年金保険および団体年金

契約者配当は行っていません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

③ 団体保険

団体ごとの収支にもとづいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

B. 旧エジソン生命のご契約

① 個人保険(旧東邦生命のご契約、旧セゾン生命のご契約を除きます。)

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- 責任準備金に利差配当率を乗じた金額

利差配当率は「配当基準利回りー予定利率」とし、配当基準利回りは1.50%とします。ただし、予定利率が1.50%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〔例〕個人保険(毎年配当タイプ): 定期保険特約付新養老保険

- ・45歳加入、保険期間25年、女性、保険料集団月払
- ・主契約 100万円
- ・定期保険特約 400万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1999年度	20年	64,428円	500円	700円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

② 個人保険(旧東邦生命のご契約)

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
 - 責任準備金に利差配当率を乗じた金額
- 利差配当率は「配当基準利回りー予定利率」とし、配当基準利回りは1.50%とします。ただし、予定利率が1.50%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約(毎年配当タイプ)に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〔例〕個人保険(毎年配当タイプ): 終身保険

- ・26歳加入、保険料払込期間29年、女性、保険料個別月払
- ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1991年度	28年	25,764円	70円	70円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

〔例〕個人保険(毎年配当タイプ): 終身保険

- ・20歳加入、保険料払込期間35年、男性、保険料職団月払
- ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1987年度	32年	21,660円	50円	50円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

③ 個人保険(旧セゾン生命のご契約)

(1) 毎年配当タイプ

契約者配当は行っていません。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

④ 個人年金保険、財形保険、財形年金保険および団体年金

契約者配当は行っていません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

⑤ 団体保険

団体ごとの収支にもとづいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

C. 旧スター生命のご契約

① 個人保険、個人年金保険

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、会社が定める年換算保険料に配当率を乗じた額とします。なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約(毎年配当タイプ)に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〔例〕個人保険(毎年配当タイプ): 特定疾病保障定期保険

- ・41歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
- ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1995年度	24年	20,780円	976円	976円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

② 財形保険、財形年金保険および団体年金

契約者配当は行っていません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

③ 団体保険

団体ごとの収支にもとづいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

2. 2017年度契約者配当の状況

A. ジブラルタ生命のご契約(下記B.およびC.に掲げると契約を除きます)

① 個人保険、個人年金保険

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- b. 災害保険金額または入院給付金日額に被保険者の年齢の区別に応じた特約配当率を乗じた金額

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。また、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約者配当は行っておりません。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

[例]個人保険(毎年配当タイプ): 定期保険(勤労保険)

- ・ 42歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
- ・ 主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1994年度	24年	10,104円	2,381円	2,251円
1995年度	23年	10,044円	2,331円	2,380円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

② 財形保険、財形年金保険および団体年金

契約者配当は行っておりません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

③ 団体保険

団体ごとの収支にもとづいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

B. 旧エジソン生命のご契約

① 個人保険(旧東邦生命のご契約、旧セゾン生命のご契約を除きます。)

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- b. 責任準備金に利差配当率を乗じた金額
利差配当率は「配当基準利回りー予定利率」とし、配当基準利回りは1.50%とします。
ただし、予定利率が1.50%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。
なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

[例]個人保険(毎年配当タイプ): 定期保険特約付新養老保険

- ・ 50歳加入、保険期間20年、男性、保険料口座月払
- ・ 主契約 100万円
- ・ 定期保険特約 400万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
2000年度	18年	104,808円	5,400円	5,400円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

② 個人保険(旧東邦生命のご契約)

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- b. 責任準備金に利差配当率を乗じた金額
利差配当率は「配当基準利回りー予定利率」とし、配当基準利回りは1.50%とします。
ただし、予定利率が1.50%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約(毎年配当タイプ)に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

[例]個人保険(毎年配当タイプ): 終身保険

- ・ 33歳加入、保険料払込期間32年、男性、保険料口座月払
- ・ 主契約 300万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1992年度	26年	82,620円	1,410円	1,680円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

[例]個人保険(毎年配当タイプ): 終身保険

- ・ 43歳加入、保険料終身払込、女性、保険料口座月払
- ・ 主契約 300万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1994年度	24年	70,164円	2,370円	2,580円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

③ 個人保険(旧セゾン生命のご契約)

(1) 毎年配当タイプ

契約者配当は行っておりません。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

④ 個人年金保険、財形保険、財形年金保険および団体年金

契約者配当は行っておりません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

⑤ 団体保険

団体ごとの収支にもとづいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

C. 旧スター生命のご契約

① 個人保険、個人年金保険

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、会社が定める年換算保険料に配当率を乗じた額とします。なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約(毎年配当タイプ)に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

[例]個人保険(毎年配当タイプ): 特定疾病保障定期保険

- ・ 41歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
- ・ 主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1995年度	23年	20,780円	976円	976円

(注)「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

② 財形保険、財形年金保険および団体年金

契約者配当は行っておりません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

③ 団体保険

団体ごとの収支にもとづいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

2 保険契約に関する指標等

1 保有契約増加率

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	1.2	3.5
個人年金保険	△10.9	△8.3
団体保険	△18.1	△10.7
団体年金保険	△3.3	△3.8

2 新契約平均保険金及び 保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区分	2017年度	2018年度
新契約平均保険金	8,289	9,128
保有契約平均保険金	5,832	5,999

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

3 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	10.5	11.3
個人年金保険	1.3	1.3
団体保険	0.0	0.1

(注) 転換契約は含んでいません。

4 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	6.1	6.3
個人年金保険	2.9	2.7
団体保険	2.1	1.4

(注) 1. 解約・失効の他、復活ならびに保険金額の増加・減少を反映させています。

2. 個人年金保険は、年金開始前契約における解約失効率です。

5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位：円)

2017年度	2018年度
10,237	10,334

(注) 転換契約は含んでいません。

6 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件数率		金額率	
2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
3.52	3.61	2.38	2.42

7 特約発生率(個人保険)

(単位：%)

区分		2017年度	2018年度
災害死亡保障契約	件数	0.126	0.122
	金額	0.126	0.111
障害保障契約	件数	0.242	0.274
	金額	0.074	0.079
災害入院保障契約	件数	3.227	3.075
	金額	92	90
疾病入院保障契約	件数	64,999	66,115
	金額	1,168	1,186
成人病入院保障契約	件数	24,058	24,836
	金額	518	535
疾病・傷害手術保障契約	件数	41,038	41,239
成人病手術保障契約	件数	29,804	31,727

8 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

2017年度	2018年度
17.1	16.9

9 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2017年度	2018年度
8社	9社

(うち第三分野)

2017年度	2018年度
—	2社

(注) 支払再保険料ベースで10百万円以上の出再実績のある保険会社を対象としています。

10 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた保険会社等のうち、 支払再保険料の額が大きい上位5社に対する 支払再保険料の割合

(単位：%)

2017年度	2018年度
96.8	99.6

(うち第三分野)

(単位：%)

2017年度	2018年度
—	83.5

11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の格付機関による 格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2017年度	2018年度
A-以上	100.0	100.0

(うち第三分野)

(単位：%)

格付区分	2017年度	2018年度
A-以上	—	100.0

(注) 1. 格付はスタンダード・アンド・プアーズ社によるものに基づいております。なお、スタンダード・アンド・プアーズ社で格付を取得していない場合は、A.M.Best社もしくはFitch社の格付に基づいております。

2. 支払再保険料ベースで10百万円以上の出再実績のある保険会社を対象としています。

12 未だ収受していない再保険金の額 (単位:百万円)

2017年度	2018年度
1,184	5,153

(うち第三分野) (単位:百万円)

2017年度	2018年度
—	2,655

13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 (単位:%)

	2017年度	2018年度
第三分野発生率	20.1	19.8
医療(疾病)	32.2	32.6
がん	7.5	8.6
介護	2.9	2.3
その他	20.7	20.4

- (注) 1. 第三分野発生率は、分子を発生保険金額(保険金・給付金等の支払額、対応する支払備金繰入額(保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く)及び保険金・給付金等の支払いに係る事業費等の合計額)、分母を経過保険料として算出した率です。
2. 経過保険料は、(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料)÷2を使用しています。

3 経理に関する指標等

1 支払備金明細表 (単位:百万円)

区分	2017年度末	2018年度末	
保険金	死亡保険金	17,650	19,290
	災害保険金	322	302
	高度障害保険金	3,340	2,904
	満期保険金	2,359	2,034
	その他	936	833
	小計	24,608	25,365
年金	3,909	4,073	
給付金	9,514	8,612	
解約返戻金	17,873	19,363	
保険金据置支払金	263	230	
その他共計	56,365	57,809	

2 責任準備金明細表 (単位:百万円)

区分	2017年度末	2018年度末	
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	6,025,933	6,406,946
	(一般勘定)	6,019,360	6,400,772
	(特別勘定)	6,572	6,173
	個人年金保険	2,044,682	1,841,911
	(一般勘定)	2,043,653	1,840,946
	(特別勘定)	1,029	965
	団体保険	9,490	9,529
	(一般勘定)	9,490	9,529
	(特別勘定)	—	—
	団体年金保険	202,639	194,897
	(一般勘定)	200,584	193,043
	(特別勘定)	2,055	1,853
	その他	2,113,722	2,090,823
	(一般勘定)	2,113,722	2,090,823
(特別勘定)	—	—	
小計	10,396,467	10,544,108	
(一般勘定)	10,386,810	10,535,116	
(特別勘定)	9,657	8,992	
危険準備金	117,803	120,930	
合計	10,514,271	10,665,038	
(一般勘定)	10,504,613	10,656,046	
(特別勘定)	9,657	8,992	

3 責任準備金残高の内訳 (単位:百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2017年度末	10,078,429	318,038	—	117,803	10,514,271
2018年度末	10,248,048	296,059	—	120,930	10,665,038

4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

1. 責任準備金の積立方式、積立率

		2017年度末		2018年度末	
積立方式	標準責任準備金対象契約	個人保険	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
		個人年金保険			
	標準責任準備金対象外契約	個人保険	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
		個人年金保険			
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は上記には含んでいません。
 2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

2. 責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円、%)

(単位:百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	58,331	1.50～5.75
1981年度～1985年度	154,340	1.50～5.75
1986年度～1990年度	540,009	1.50～6.00
1991年度～1995年度	626,994	1.50～6.25
1996年度～2000年度	745,589	1.00～4.50
2001年度～2005年度	730,748	0.10～4.80
2006年度～2010年度	1,763,203	0.05～5.81
2011年度	522,849	0.05～5.05

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2012年度	407,125	0.05～3.52
2013年度	436,641	0.05～3.55
2014年度	467,943	0.05～3.29
2015年度	464,732	0.05～3.20
2016年度	472,026	0.05～3.20
2017年度	431,859	0.25～3.20
2018年度	419,321	0.25～3.20

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。
 2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

5 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

1. 責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

	2017年度末	2018年度末
責任準備金残高(一般勘定)	0	0

(注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
 2. 責任準備金残高(一般勘定)は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

2. 算出方法、その計算の基礎となる係数

算出方法については、標準的方式により算出しています。
 計算の基礎となる係数については、平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号ニに規定する率と同じ率を使用しています。

6 契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計	
2017年度	当期首現在高	25,739	426	6,045	557	17	2,640	35,427
	利息による増加	1	0	0	0	0	—	1
	配当金支払による減少	7,066	124	4,893	37	3	9,207	21,332
	その他の増加	—	—	—	—	—	—	—
	当期繰入額	7,213	31	4,128	13	△0	9,718	21,105
	当期末現在高	25,888 (18,357)	333 (319)	5,280 (40)	533 (520)	14 (14)	3,152 (—)	35,202 (19,251)
2018年度	当期首現在高	25,888	333	5,280	533	14	3,152	35,202
	利息による増加	1	0	0	0	0	—	1
	配当金支払による減少	8,019	112	4,357	31	2	9,088	21,611
	その他の増加	0	—	—	—	—	—	0
	当期繰入額	7,377	33	3,424	11	0	9,286	20,134
	当期末現在高	25,249 (17,558)	254 (241)	4,347 (34)	513 (500)	12 (11)	3,350 (—)	33,726 (18,346)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

7 引当金明細表

〈2017年度〉

(単位:百万円)

区分		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	389	386	△3	重要な会計方針に記載したとおりであります。
	個別貸倒引当金	550	585	34	
退職給付引当金		60,980	61,459	478	
役員退職慰労引当金		526	443	△83	
価格変動準備金		170,661	177,026	6,365	

〈2018年度〉

(単位:百万円)

区分		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	386	249	△136	重要な会計方針に記載したとおりであります。
	個別貸倒引当金	585	629	44	
退職給付引当金		61,459	61,824	365	
役員退職慰労引当金		443	344	△98	
価格変動準備金		177,026	193,614	16,588	

8 特定海外債権引当勘定の状況

2017年度末及び2018年度末とも残高はありません。

9 資本金等明細表

〈2017年度〉

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	75,500	—	—	75,500	
うち既発行株式					
普通株式	(2,100,977 株)	(— 株)	(— 株)	(2,100,977 株)	
	75,500	—	—	75,500	
優先株式	(47 株)	(— 株)	(— 株)	(47 株)	
計	75,500	—	—	75,500	
資本剰余金					
資本準備金	35,429	—	—	35,429	
その他資本剰余金	—	—	—	—	
計	35,429	—	—	35,429	

〈2018年度〉

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	75,500	—	—	75,500	
うち既発行株式					
普通株式	(2,100,977 株)	(— 株)	(— 株)	(2,100,977 株)	
	75,500	—	—	75,500	
優先株式	(47 株)	(— 株)	(— 株)	(47 株)	
計	75,500	—	—	75,500	
資本剰余金					
資本準備金	35,429	—	—	35,429	
その他資本剰余金	—	—	—	—	
計	35,429	—	—	35,429	

10 保険料明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	954,452	1,005,946
(うち一時払)	269,299	318,612
(うち年払)	265,170	265,723
(うち半年払)	16,513	17,751
(うち月払)	403,468	403,859
個人年金保険	46,920	42,002
(うち一時払)	31,191	27,774
(うち年払)	2,582	2,299
(うち半年払)	500	437
(うち月払)	12,646	11,491
団体保険	11,502	9,779
団体年金保険	11,540	10,983
その他共計	1,100,847	1,131,415

11 保険金明細表

(単位:百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度 合計	2017年度 合計
死亡保険金	72,256	5,508	3,406	—	—	34,007	115,178	105,008
災害保険金	529	27	30	—	—	160	747	983
高度障害保険金	4,130	—	236	—	—	25	4,392	5,226
満期保険金	54,558	—	—	—	58	—	54,617	39,197
その他	4,524	1	48	—	—	113	4,687	4,299
合計	135,999	5,536	3,722	—	58	34,307	179,623	154,714

12 年金明細表

(単位:百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度 合計	2017年度 合計
11,127	60,179	18	5,402	825	961	78,515	80,733

13 給付金明細表

(単位:百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度 合計	2017年度 合計
死亡給付金	469	1,950	789	218	25	912	4,366	9,195
入院給付金	16,416	61	49	—	—	75	16,603	16,961
手術給付金	11,643	28	—	—	—	8	11,681	11,759
障害給付金	134	—	24	—	—	—	158	152
生存給付金	5,277	—	—	—	57	5,420	10,756	10,243
その他	8,236	115,219	2	13,403	—	1,897	138,760	164,396
合計	42,178	117,260	865	13,621	83	8,316	182,326	212,709

14 解約返戻金明細表

(単位:百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度 合計	2017年度 合計
179,834	42,630	—	279	877	—	223,623	223,450

15 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	23,801	1,846	13,632	10,168	57.3
建物	12,736	603	6,581	6,154	51.7
リース資産	3,273	218	1,201	2,071	36.7
その他の有形固定資産	7,791	1,024	5,849	1,942	75.1
無形固定資産	32,036	2,099	24,386	7,649	76.1
その他	64	7	44	20	68.8
合計	55,901	3,953	38,064	17,837	68.1

16 事業費明細表

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
営業活動費	64,310	63,813
営業管理費	25,990	26,020
一般管理費	97,721	101,326
合計	188,022	191,160

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2017年度が1,232百万円、2018年度が1,342百万円です。

17 税金明細表

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
国税	7,406	7,747
消費税	6,375	6,608
地方法人特別税	930	971
印紙税	150	152
登録免許税	0	0
その他の国税	△49	15
地方税	4,272	4,452
地方消費税	1,720	1,783
法人事業税	2,228	2,328
固定資産税	140	140
事業所税	103	119
その他の地方税	79	81
合計	11,678	12,200

18 リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

2017年度及び2018年度とも該当する取引はありません。

19 借入金残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
2017年度末	借入金	—	—	—	—	—	45,557	45,557
2018年度末	借入金	—	—	—	—	—	6,355	6,355

(注) 借入金残高は、他の債務より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

4 一般勘定資産の運用に関する指標等

1 2018年度の一般勘定資産の運用状況

1. 運用環境

当期におけるわが国経済は、小幅な回復となりました。雇用環境の改善が個人消費を下支えし、好調な企業収益は足元やや弱含む場面も見られたものの設備投資は増加基調を維持し、内需の押し上げに寄りました。一方で中国を中心としたアジア向けの輸出の伸び悩みが外需を押し下げました。外需の低迷や2019年10月に予定される消費税率引き上げなど先行きの不透明感が強まる中で、個人消費および設備投資の拡大傾向が持続し、内需が成長の牽引役となれるかが注視される状況にあります。

海外経済については、米国で景気のピークアウトが意識され始める中で、米連邦準備理事会は金融引き締めへの慎重姿勢を強めました。また、通商面における保護主義的な動きの影響が、中国を中心に実体経済において顕在化し始めました。そうした中、今後の米金融政策の動向や米中通商協議の行方の金融・資本市場および実体経済へ与える影響が注目される状況にあります。

国内債券市場（新発10年国債利回り）は、日銀の長短金利操作付き量的質的金融緩和策のもと、7月までは概ね0%から0.1%のレンジ内での動きとなりました。7月に日銀の金融政策の一部修正が行われると、日銀のオペ運営に対する不透明感の強まりや海外の利回り上昇の影響から、10月には一時0.16%近辺まで上昇しました。その後、米国における金融政策運営が引き締めにより慎重姿勢を強める中で米金利低下につられ低下基調となると、世界経済の減速懸念が強まる中で一段と低下し、年度末は-0.095%で取引を終えました。

国内株式市場（日経平均株価）は、21,000円近辺で取引が始まり、上半期は、貿易摩擦問題の影響から下落する局面もあったものの、堅調な米国経済を反映した米株式市場の上昇や米金利上昇に伴う円安が株式相場を支え、概ね22,200円台で推移しました。10月には貿易摩擦懸念の後退を契機にバブル崩壊後最高値となる24,400円台をつけましたが、米国金利上昇を嫌気した米国株式の下落につられ、同月中に22,000円を割り込む水準まで下落しました。12月には世界経済の先行き不透明感の強まりから19,000円を割り込む場面も見られましたが、年明け以降は、世界経済の減速懸念が重荷となったものの、米中通商協議の進展や米連邦準備理事会の緩和的な姿勢を好感して徐々に上昇し、期末は21,205円で取引を終えました。

為替市場（米ドル/円）は、106円近辺で取引が始まり、上半期は、米中貿易摩擦や地政学リスクの影響から上下しつつも、堅調な米経済指標を背景とした米利上げ観測の強まりによる日米金利差拡大が意識されて円安

ドル高が進展し、10月には114円台半ばまで上昇しました。しかし、その後は米国の金融政策の方向転換を受けて米金利が低下したことで円高ドル安基調となり、年末に掛けて景気減速懸念が強まったことで、年初には一時106円台まで下落しました。その後、米中通商協議の進展により再度円安ドル高基調となったものの、米国が引き続き金融政策について緩和的な姿勢を示したことにより上値が抑えられ、期末は110円台後半で取引を終えました。

2. 当社の運用方針

当社の資産運用は、ALM（資産負債総合管理）の観点から、原則的に保険負債の特性に合致する運用資産への投資を行っています。具体的には、安定したキャッシュフローが得られる国債や信用度の高い発行体による確定利付資産を運用の中心に置いています。また、信用度の若干劣る確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除き、外貨建公社債等につきましては、原則として為替ヘッジを行っています。

3. 運用実績の概況

2018年度末の一般勘定資産残高は11兆6,503億円となりました。資産運用については、引き続き安定的な収益を確保できる国内外公社債を運用の中核に据えました。なお、主な資産の運用状況は以下のとおりです。

国内公社債につきましては、負債特性を勘案し、国債ならびに高格付け社債への投資を行いました。外国証券については、外貨建保険対応として負債側の状況等を勘案しながら外貨建公社債へ投資を行いました。加えて、外貨建保険負債対応外で為替ヘッジを付した外貨建公社債等への投資も行いました。貸付金については、国内外の案件に投資を実施しました。

この結果、2018年度末の主な資産構成は、公社債40.4%、外国証券41.7%、貸付金11.3%となりました。

4. ポートフォリオの推移

a. 資産の構成

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	156,322	1.4	188,979	1.6
買入金銭債権	24,960	0.2	21,028	0.2
有価証券	9,685,837	84.9	9,737,224	83.6
公社債	4,688,185	41.1	4,701,488	40.4
株式	124,370	1.1	116,003	1.0
外国証券	4,815,372	42.2	4,858,113	41.7
公社債	4,671,125	40.9	4,697,135	40.3
株式等	144,246	1.3	160,977	1.4
その他の証券	57,909	0.5	61,619	0.5
貸付金	1,120,934	9.8	1,315,143	11.3
保険約款貸付	79,019	0.7	83,665	0.7
一般貸付	1,041,914	9.1	1,231,477	10.6
不動産	49,068	0.4	48,843	0.4
繰延税金資産	86,216	0.8	84,461	0.7
その他	289,856	2.5	255,546	2.2
貸倒引当金	△971	△0.0	△879	△0.0
合計	11,412,223	100.0	11,650,348	100.0
うち外貨建資産	5,385,974	47.2	5,638,214	48.4

b. 資産の増減

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	4,192	32,656
買入金銭債権	△7,552	△3,931
有価証券	△100,472	51,387
公社債	89,405	13,302
株式	△41,074	△8,366
外国証券	△118,650	42,741
公社債	△133,332	26,010
株式等	14,682	16,730
その他の証券	△30,153	3,710
貸付金	127,090	194,208
保険約款貸付	1,300	4,646
一般貸付	125,790	189,562
不動産	△750	△224
繰延税金資産	16,903	△1,754
その他	13,063	△34,310
貸倒引当金	△31	92
合計	52,442	238,124
うち外貨建資産	△29,589	252,239

2 運用利回り

(単位:%)

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	△1.85	△0.57
買入金銭債権	2.03	2.13
有価証券	0.79	3.80
うち公社債	1.45	1.96
うち株式	45.11	15.57
うち外国証券	△0.79	5.41
貸付金	△0.88	6.70
うち一般貸付	△1.15	6.90
不動産	5.49	5.51
一般勘定計	0.93	3.38

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
 2. 資産運用利回り計算の分子の資産運用収益のなかには外貨建保険に係る為替差損益等が含まれていますが、この差損益等は損益上、同保険商品の責任準備金の繰入額で実質相殺され経常利益には影響を与えておりません。この影響を除いた一般勘定の運用利回りは次の通りです。

区分	2017年度	2018年度
一般勘定計	2.81	2.65

VI 業務の状況を示す指標等

3 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	129,129	146,449
買入金銭債権	27,543	22,224
有価証券	9,709,010	9,742,529
うち公社債	4,573,354	4,774,910
うち株式	82,887	74,216
うち外国証券	4,998,838	4,846,685
貸付金	1,062,072	1,236,375
うち一般貸付	984,273	1,155,366
不動産	49,422	48,810
一般勘定計	11,301,989	11,566,445
うち海外投融资	5,908,039	5,929,774

4 資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	317,034	320,532
売買目的有価証券運用益	40	2,105
有価証券売却益	54,728	31,410
有価証券償還益	3,969	1,163
金融派生商品収益	52,886	—
為替差益	—	136,225
貸倒引当金戻入額	—	82
その他運用収益	3,273	1,684
合計	431,934	493,203

5 資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
支払利息	1,706	1,024
有価証券売却損	39,930	19,406
有価証券評価損	1,165	1,245
有価証券償還損	471	610
金融派生商品費用	—	77,661
為替差損	281,404	—
貸倒引当金繰入額	46	—
貸付金償却	1	0
賃貸用不動産等減価償却費	711	714
その他運用費用	1,808	1,916
合計	327,245	102,579

6 利息及び配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
預貯金利息	297	645
有価証券利息・配当金	273,767	269,440
公社債利息	76,845	78,003
株式配当金	3,623	3,438
外国証券利息配当金	188,822	185,309
貸付金利息	37,245	44,632
不動産賃貸料	5,137	5,203
その他共計	317,034	320,532

7 有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
国債等債券	9,703	16,295
株式等	33,943	8,370
外国証券	2,816	6,744
その他共計	54,728	31,410

8 有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
国債等債券	20,126	612
株式等	21	215
外国証券	19,693	18,577
その他共計	39,930	19,406

9 有価証券評価損明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
国債等債券	—	—
株式等	146	—
外国証券	671	1,245
その他共計	1,165	1,245

10 商品有価証券明細表

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

11 商品有価証券売買高

2017年度及び2018年度とも該当する取引はありません。

12 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	3,762,381	38.8	3,866,656	39.7
地方債	81,152	0.8	74,162	0.8
社債	844,651	8.7	760,668	7.8
うち公社・公団債	408,781	4.2	394,313	4.0
株式	124,370	1.3	116,003	1.2
外国証券	4,815,372	49.7	4,858,113	49.9
公社債	4,671,125	48.2	4,697,135	48.2
株式等	144,246	1.5	160,977	1.7
その他の証券	57,909	0.6	61,619	0.6
合計	9,685,837	100.0	9,737,224	100.0

13 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2017年度末	国債	14,561	175,801	153,194	399,544	304,643	2,714,635	3,762,381
	地方債	400	—	3,481	19,628	27,618	30,023	81,152
	社債	26,583	145,122	94,378	107,418	117,899	353,248	844,651
	株式						124,370	124,370
	外国証券	298,499	493,377	580,134	755,141	1,105,414	1,582,803	4,815,372
	公社債	296,851	493,006	580,074	755,141	1,105,414	1,440,636	4,671,125
	株式等	1,647	371	60	—	—	142,166	144,246
	その他の証券	189	—	—	—	—	57,720	57,909
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	24,960	24,960
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	
合計	340,233	814,302	831,189	1,281,733	1,555,576	4,887,762	9,710,797	
2018年度末	国債	13,015	176,046	197,669	341,099	321,411	2,817,414	3,866,656
	地方債	—	—	8,217	22,599	16,134	27,211	74,162
	社債	50,160	88,907	125,232	75,085	81,136	340,145	760,668
	株式						116,003	116,003
	外国証券	234,986	501,228	617,106	756,575	950,773	1,797,442	4,858,113
	公社債	234,177	500,998	617,106	756,575	950,773	1,637,503	4,697,135
	株式等	808	229	—	—	—	159,939	160,977
	その他の証券	109	—	—	—	—	61,510	61,619
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	21,028	21,028
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	
合計	298,271	766,182	948,226	1,195,359	1,369,455	5,180,757	9,758,253	

14 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
公社債	1.75	1.70
外国公社債	3.54	3.36

15 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	311	0.3	294	0.3	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	3,958	3.2	4,788	4.1	
製造業	食料品	1,866	1.5	1,671	1.4
	繊維製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	11,629	9.4	11,231	9.7
	医薬品	15,029	12.1	12,845	11.1
	石油・石炭製品	538	0.4	423	0.4
	ゴム製品	847	0.7	781	0.7
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	216	0.2	208	0.2
	機械	1,648	1.3	1,897	1.6
	電気機器	1,880	1.5	2,059	1.8
	輸送用機器	2,782	2.2	2,522	2.2
	精密機器	—	—	—	—
	その他製品	0	0.0	—	—
	電気・ガス業	1,033	0.8	1,075	0.9
運輸・情報通信業	陸運業	3,387	2.7	3,800	3.3
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情報・通信業	16,117	13.0	17,876	15.4
商業	卸売業	13,950	11.2	13,128	11.3
	小売業	6,131	4.9	1,686	1.5
金融・保険業	銀行業	12,114	9.7	10,713	9.2
	証券・商品先物取引業	—	—	—	—
	保険業	23,892	19.2	25,144	21.7
	その他金融業	5,314	4.3	2,274	2.0
不動産業	15	0.0	15	0.0	
サービス業	1,703	1.4	1,562	1.3	
合計	124,370	100.0	116,003	100.0	

16 貸付金明細表

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
保険約款貸付	79,019	83,665
契約者貸付	65,271	69,711
保険料振替貸付	13,747	13,953
一般貸付	1,041,914	1,231,477
(うち 非居住者貸付)	(906,115)	(1,090,187)
企業貸付	998,007	1,189,244
(うち 国内企業向け)	(106,892)	(114,056)
国・国際機関・政府関係機関貸付	10,071	10,056
公共団体・公企業貸付	28,425	28,072
住宅ローン	4,957	3,894
消費者ローン	452	209
その他	—	—
合計	1,120,934	1,315,143

17 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超(期間の定め のないものを含む)	合計
2017年度末	変動金利	2,373	8,249	3,184	476	1,176	426	15,887
	固定金利	14,516	84,941	133,562	151,054	359,039	282,912	1,026,027
	一般貸付計	16,890	93,191	136,747	151,531	360,216	283,338	1,041,914
2018年度末	変動金利	2,562	7,005	1,743	708	381	380	12,783
	固定金利	16,847	118,752	152,223	276,912	371,510	282,447	1,218,694
	一般貸付計	19,410	125,758	153,966	277,621	371,892	282,828	1,231,477

18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区分		2017年度末	占率	2018年度末	占率
大企業	貸付先数	8	27.6	8	26.7
	金額	28,688	26.8	28,579	25.1
中堅企業	貸付先数	3	10.3	3	10.0
	金額	15,000	14.0	15,000	13.2
中小企業	貸付先数	18	62.1	19	63.3
	金額	63,204	59.1	70,477	61.8
国内企業向け貸付計	貸付先数	29	100.0	30	100.0
	金額	106,892	100.0	114,056	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員 300名超かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超かつ	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

19 貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
製造業	3,000	0.3	3,000	0.2
食料	—	—	—	—
繊維	—	—	—	—
木材・木製品	—	—	—	—
パルプ・紙	—	—	—	—
印刷	—	—	—	—
化学	—	—	—	—
石油・石炭	—	—	—	—
窯業・土石	—	—	—	—
鉄鋼	—	—	—	—
非鉄金属	—	—	—	—
金属製品	—	—	—	—
はん用・生産用・業務用機械	—	—	—	—
電気機械	—	—	—	—
輸送用機械	3,000	0.3	3,000	0.2
その他の製造業	—	—	—	—
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
国内向け				
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	693	0.1	585	0.0
卸売業	—	—	—	—
小売業	—	—	—	—
金融業、保険業	39,414	3.8	39,398	3.2
不動産業	63,204	6.1	70,477	5.7
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—
その他のサービス	651	0.1	652	0.1
地方公共団体	23,425	2.2	23,072	1.9
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,410	0.5	4,104	0.3
合計	135,799	13.0	141,289	11.5
海外向け				
政府等	15,000	1.4	15,000	1.2
金融機関	—	—	—	—
商工業(等)	891,115	85.5	1,075,187	87.3
合計	906,115	87.0	1,090,187	88.5
一般貸付計	1,041,914	100.0	1,231,477	100.0

20 貸付金使途別内訳

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	62,860	93.1	71,714	96.0
運転資金	4,688	6.9	3,000	4.0

21 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	—	—	—	—
東北	4,317	3.3	4,319	3.1
関東	98,166	75.3	97,764	71.3
中部	16,109	12.4	15,946	11.6
近畿	5,143	3.9	12,695	9.3
中国	1,608	1.2	1,561	1.1
四国	2,200	1.7	2,086	1.5
九州	2,843	2.2	2,812	2.0
合計	130,389	100.0	137,185	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。
 2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

22 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	952,630	91.4	1,145,664	93.0
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	952,630	91.4	1,145,664	93.0
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	3,033	0.3	1,237	0.1
信用貸付	80,840	7.8	80,470	6.5
その他	5,410	0.5	4,104	0.3
一般貸付計	1,041,914	100.0	1,231,477	100.0
うち劣後特約貸付	19,341	1.9	19,341	1.6

23 有形固定資産明細表

1. 有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
2017年度	土地	30,005	—	222	—	29,782	—
	建物	19,813	910	114	1,324	19,285	15,855
	リース資産	2,508	—	—	218	2,290	983
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	2,190	1,447	139	1,296	2,202	6,023
	合計	54,518	2,358	476	2,840	53,560	22,861
	うち賃貸等不動産	40,301	571	305	699	39,868	9,853
2018年度	土地	29,782	—	181	—	29,601	—
	建物	19,285	1,331	123	1,294	19,199	17,061
	リース資産	2,290	—	—	218	2,071	1,201
	建設仮勘定	—	45	2	—	43	—
	その他の有形固定資産	2,202	927	70	1,048	2,010	6,205
	合計	53,560	2,304	378	2,561	52,925	24,468
	うち賃貸等不動産	39,868	429	246	690	39,360	10,479

(注) 賃貸等不動産の当期増加額、当期減少額には用途変更に伴う振替額を含んでいます。

2. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
不動産残高	49,068	48,843
営業用	9,199	9,483
賃貸用	39,868	39,360
賃貸用ビル保有数	83棟	82棟

24 固定資産等処分益明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
有形固定資産	156	169
土地	37	53
建物	117	84
リース資産	—	—
その他	1	30
無形固定資産	—	—
その他	0	—
合計	156	169
うち賃貸等不動産	156	138

25 固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
有形固定資産	186	151
土地	1	2
建物	79	78
リース資産	—	—
その他	106	70
無形固定資産	—	8
その他	6	5
合計	192	165
うち賃貸等不動産	15	11

26 賃貸用不動産等減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	23,948	714	10,835	13,113	45.2
建物	23,524	690	10,479	13,044	44.5
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	423	23	355	68	83.9
無形固定資産	13	—	13	—	100.0
その他	38	—	38	—	100.0
合計	24,000	714	10,887	13,113	45.4

27 海外投融資の状況

1. 資産別明細

a. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	4,252,348	72.7	4,274,112	70.0
株式	1,346	0.0	7,446	0.1
現預金・その他	1,132,279	19.4	1,356,656	22.2
小計	5,385,974	92.1	5,638,214	92.4

b. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	—	—
小計	—	—	—	—

c. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	15,000	0.3	15,000	0.2
公社債(円建外債)・その他	449,697	7.7	449,736	7.4
小計	464,697	7.9	464,736	7.6

d. 合計

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	5,850,672	100.0	6,102,950	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

2. 地域別構成

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末								2018年度末							
	外国証券		[うち公社債]		[うち株式等]		非居住者貸付		外国証券		[うち公社債]		[うち株式等]		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	3,239,935	67.3	3,238,588	69.3	1,346	0.9	852,694	94.1	3,353,330	69.0	3,353,111	71.4	218	0.1	1,032,840	94.7
ヨーロッパ	542,781	11.3	451,987	9.7	90,793	62.9	5,000	0.6	526,836	10.8	421,758	9.0	105,077	65.3	5,000	0.5
オセアニア	531,025	11.0	531,025	11.4	—	—	38,421	4.2	499,050	10.3	499,050	10.6	—	—	42,347	3.9
アジア	28,849	0.6	28,849	0.6	0	0.0	—	—	27,936	0.6	27,936	0.6	0	0.0	—	—
中南米	133,037	2.8	80,931	1.7	52,106	36.1	—	—	143,210	2.9	87,528	1.9	55,681	34.6	—	—
中東	1,223	0.0	1,223	0.0	—	—	—	—	1,086	0.0	1,086	0.0	—	—	—	—
アフリカ	1,774	0.0	1,774	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	336,743	7.0	336,743	7.2	—	—	10,000	1.1	306,662	6.3	306,662	6.5	—	—	10,000	0.9
合計	4,815,372	100.0	4,671,125	100.0	144,246	100.0	906,115	100.0	4,858,113	100.0	4,697,135	100.0	160,977	100.0	1,090,187	100.0

3. 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	4,191,953	77.8	4,522,486	80.2
ユーロ	16,580	0.3	10,725	0.2
豪ドル	1,173,282	21.8	1,102,915	19.6
その他	4,157	0.1	2,086	0.0
合計	5,385,974	100.0	5,638,214	100.0

28 海外投融資利回り

(単位：%)

2017年度	2018年度
△0.33	4.62

(注) 資産運用利回り計算の分子の資産運用収益のなかには外貨建保険に係る為替差損益等が含まれていますが、この差損益等は損益上、同保険商品の責任準備金の繰入額で実質相殺され経常利益には影響を与えておりません。
この影響を除いた一般勘定の運用利回りは次の通りです。

2017年度	2018年度
3.27	3.20

29 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
	金額	金額
公共債	国債	—
	地方債	—
	公社・公団債	82
	小計	82
貸付	政府関係機関	71
	公共団体・公企業	—
小計	71	
合計	153	119

30 各種ローン金利

貸出の種類	利率		
	2016年7月8日実施	2016年8月10日実施	2017年7月11日実施
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	年 0.90%	年 0.95%	年 1.00%

(注) 住宅ローン、消費者ローン(提携ローン)につきましては、新規の取扱いを行っておりません。

31 その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
繰延資産等	137	35	28	83	60	
合計	137	35	28	83	60	

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)
1 有価証券の時価情報
1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	30,971	△2,312	34,140	2,105

(注) 2017年度末、2018年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

2. 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]
満期保有目的の債券	71,068	75,748	4,680	4,682	△2	66,669	71,252	4,583	4,591	△8
責任準備金対応債券	7,048,697	7,895,385	846,687	866,800	△20,112	7,281,281	8,285,149	1,003,868	1,011,764	△7,896
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	2,387,338	2,514,099	126,761	145,673	△18,912	2,191,140	2,331,431	140,291	147,205	△6,913
公社債	613,278	668,380	55,101	55,370	△268	602,960	659,256	56,296	56,316	△19
株式	54,698	107,171	52,472	52,472	—	58,108	98,878	40,770	41,460	△690
外国証券	1,690,429	1,697,907	7,478	26,093	△18,615	1,502,302	1,529,994	27,691	33,894	△6,203
公社債	1,580,103	1,586,712	6,608	25,125	△18,516	1,376,074	1,404,195	28,120	33,595	△5,474
株式等	110,325	111,195	869	968	△98	126,228	125,799	△429	299	△728
その他の証券	20,186	31,228	11,042	11,070	△28	20,167	35,052	14,885	14,885	—
買入金銭債権	8,745	9,411	666	666	△0	7,601	8,248	647	647	△0
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,507,104	10,485,233	978,129	1,017,156	△39,027	9,539,091	10,687,833	1,148,742	1,163,561	△14,818
公社債	4,633,083	5,376,791	743,707	744,121	△413	4,645,191	5,480,348	835,157	835,206	△48
株式	54,698	107,171	52,472	52,472	—	58,108	98,878	40,770	41,460	△690
外国証券	4,774,842	4,943,770	168,927	207,513	△38,585	4,795,243	5,051,371	256,128	270,207	△14,079
公社債	4,664,516	4,832,574	168,058	206,544	△38,486	4,669,015	4,925,572	256,557	269,907	△13,350
株式等	110,325	111,195	869	968	△98	126,228	125,799	△429	299	△728
その他の証券	20,186	31,228	11,042	11,070	△28	20,167	35,052	14,885	14,885	—
買入金銭債権	24,293	26,272	1,978	1,978	△0	20,380	22,182	1,801	1,801	△0
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

VI 業務の状況を示す指標等

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	43,400	43,366
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	16,909	16,909
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
その他	26,491	26,457
その他有価証券	2,156	1,243
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	289	216
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	0	0
非上場外国債券	—	—
その他	1,866	1,027
合計	45,557	44,610

2 金銭の信託の時価情報

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

3 デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

		ヘッジ会計適用分					合計
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	
2017年度末	ヘッジ会計適用分	—	△6,160	—	—	—	△6,160
	ヘッジ会計非適用分	△2,002	33,029	—	—	—	31,026
	合計	△2,002	26,868	—	—	—	24,866
2018年度末	ヘッジ会計適用分	2,347	△24,663	—	—	—	△22,315
	ヘッジ会計非適用分	△180	△32,295	—	—	—	△32,476
	合計	2,167	△56,959	—	—	—	△54,791

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2017年度末 通貨関連2,540百万円、2018年度末 通貨関連△5,027百万円)及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

2. 金利関連

(単位：百万円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	6,341	—	28	28	20,000	20,000	2,347	2,347
	変動金利受取/固定金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	180,000	5,000	△2,031	△2,031	5,000	—	△180	△180
合計				△2,002				2,167	

(参考)金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位：百万円、%)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2017年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	6,341	—	—	—	—	—	6,341
	平均受取固定金利	4.56	—	—	—	—	—	4.56
	平均支払変動金利	1.85	—	—	—	—	—	1.85
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—
2018年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	20,000	20,000
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	0.94	0.94
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	0.01	0.01
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

3. 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	1,431,362	454,414	51,659	51,659	922,997	350,788	△36,898	△36,898
	(米ドル)	1,418,160	454,414	52,178	52,178	911,578	350,788	△37,312	△37,312
	(ユーロ)	8,865	—	△259	△259	7,693	—	367	367
	(英ポンド)	4,336	—	△259	△259	3,725	—	47	47
	買建	367,530	111,687	△13,634	△13,634	189,793	4,321	2,574	2,574
	(米ドル)	365,905	111,687	△13,642	△13,642	184,532	4,321	2,678	2,678
	(ユーロ)	752	—	△1	△1	3,467	—	△99	△99
	(英ポンド)	871	—	8	8	1,792	—	△4	△4
	通貨オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	買建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	2,706	102	0	△294	102	—	0	△21
		(294)	(21)			(21)	(—)		
	(米ドル)	2,706	102	0	△294	102	—	0	△21
	(294)	(21)			(21)	(—)			
通貨スワップ									
受取円貨支払外貨	237,141	227,111	△9,290	△9,290	224,942	209,093	△20,596	△20,596	
(米ドル)	237,141	227,111	△9,290	△9,290	224,942	209,093	△20,596	△20,596	
受取外貨支払円貨	27,681	27,681	△1,570	△1,570	27,681	27,681	△2,017	△2,017	
(米ドル)	5,281	5,281	△356	△356	5,281	5,281	△99	△99	
(豪ドル)	22,400	22,400	△1,214	△1,214	22,400	22,400	△1,918	△1,918	
合計				26,868				△56,959	

(注) 1. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 2. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
 3. 為替予約の時価は差損益を記載しています。

4. 株式関連

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

5. 債券関連

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

6. その他

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

VII 特別勘定に関する指標等

1 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額		金額	
個人変額保険	6,602		6,202	
個人変額年金保険	4,803		4,700	
団体年金保険	2,055		1,853	
特別勘定計	13,461		12,756	

2 個人変額保険(特別勘定)の状況

1 保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	24	56	20	24
変額保険(終身型)	4,052	14,756	3,861	13,985
合計	4,076	14,813	3,881	14,010

2 運用の経過

個人変額保険の運用にあたっては、期初にマクロ経済分析・投資環境見通しに基づき、国内外の株式・公社債などを運用対象にリスクと収益のバランスを図りつつ、安定的な総合収益が確保できるポートフォリオの構築に努めております。

2018年度の相場は、米中貿易交渉やBrexit等の政治リスクや、各国金融政策への思惑に振られました。

国内株式市場は、堅調な米国株式市場が相場の下支えとなる局面もありましたが、年末にかけてはグローバルにリスクオフムードが拡大する中で下落しました。年明け以降は、グローバルに中央銀行がハト派化したことを受けて反発上昇しました。国内債券は、年央に日銀金融政策決定会合で長期金利変動幅の拡大容認が決定されたことから一時的に利回りが上昇する局面がありましたが、2018年末に市場がリスクオフに傾いたことや、2018年度第4四半期においてグローバルに中央銀行がハト派化したことで利回りの低下が進みました。

米国株式市場は、2018年度前半は、相対的に堅調なマクロ経済環境から上昇基調をたどりました。ただし、2018年の年末に向けて、米中貿易交渉やBrexitに関する不透明感からリスクオフの展開となり大幅に下落しました。その後、2018年度第4四半期には、米連邦準備理事会がハト派化したこともあり、反発しました。米国債券は、年度前

半は堅調なマクロ経済環境から利回りが上昇しました。その後、2018年末に市場がリスクオフに傾いたことや、2018年度第4四半期に米連邦準備理事会がハト派化したことで利回りの低下が進みました。

当社は個人変額保険資産の運用にあたり、相対的に堅調なマクロ経済環境や企業業績等を背景に引き続き米国株式市場が選好されやすいと見込まれる外国株式と、グローバルな景気の改善傾向がプラス材料となるとともに日銀によるETF買入が株価の下支え効果として期待できる国内株式を強気として運用を開始しました。2018年度第3四半期でのリスクオフで株式市場が大きく下落する局面では、機動的に株式の配分比率を引き下げ、2018年度第4四半期では前四半期からの反発を見込み、株式への投資比率を引き上げる資産配分を実施しましたが、総じて投資計画に沿った資産構成で運用を行いました。

上記の運用の結果、2018年度末の資産構成は全体で国内債券20%、国内株式32%、外国債券12%、外国株式27%、短期資金・その他9%となりました。なお、資産の運用方法を個別銘柄に投資する自社運用からパッシブ運用型投資信託による運用へ完全移行したことから、短期資金・その他を除く個別資産は投資信託を保有しております。

3 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	335	5.1	431	7.0
有価証券	6,124	92.8	5,637	90.9
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	6,124	92.8	5,637	90.9
貸付金	—	—	—	—
その他	142	2.2	133	2.1
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	6,602	100.0	6,202	100.0

4 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	2017年度		2018年度	
	金額		金額	
利息配当金等収入	425		252	
有価証券売却益	—		—	
有価証券償還益	—		—	
有価証券評価益	1,182		976	
為替差益	—		—	
金融派生商品収益	—		—	
その他の収益	—		—	
有価証券売却損	—		—	
有価証券償還損	—		—	
有価証券評価損	1,095		1,129	
為替差損	—		—	
金融派生商品費用	—		—	
その他の費用	18		9	
収支差額	492		89	

5 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	6,124	86	5,637	△152

(注)2017年度末及び2018年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

2. 金銭の信託の時価情報

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

3. 個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

3 個人変額年金保険(特別勘定)の状況

1 保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	208	714	195	663

2 運用の経過

最低年金原資保証タイプの運用は、リスク低減に努めつつ、中長期的な運用成果の獲得を目指しております。投資対象は主に国内公社債・国内株式などの円建の有価証券としております。国内公社債の組み入れ比率は、期初の68%から低下し期末は66%となりました。国内株式の組み入れ比率は、期初の30%からわずかに上昇し期末は31%となりました。短期資金・その他の組み入れ比率は、期初の2%から上昇し期末は3%となりました。

特別勘定選択タイプの運用にあたっては、対象資産に投資する投資信託を通じて組み入れ比率を高水準に保つように運用を行っております。

変額個人年金保険I型および変額個人年金保険II型(年金受取総額および死亡保険金額保証特則付)につきましては、各特別勘定の主たる投資対象である投資信託の組み入れ比率を高水準に維持しました。

3 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	75	1.6	144	3.1
有価証券	4,667	97.2	4,522	96.2
公社債	2,621	54.6	2,516	53.5
株式	1,153	24.0	1,162	24.7
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	893	18.6	844	18.0
貸付金	—	—	—	—
その他	60	1.3	34	0.7
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	4,803	100.0	4,700	100.0

4 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
	金額	金額
利息配当金等収入	89	86
有価証券売却益	74	16
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	476	436
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	17	18
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	367	488
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	0	3
収支差額	254	29

5 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	4,667	108	4,522	△51

(注)2017年度末及び2018年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

2. 金銭の信託の時価情報

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

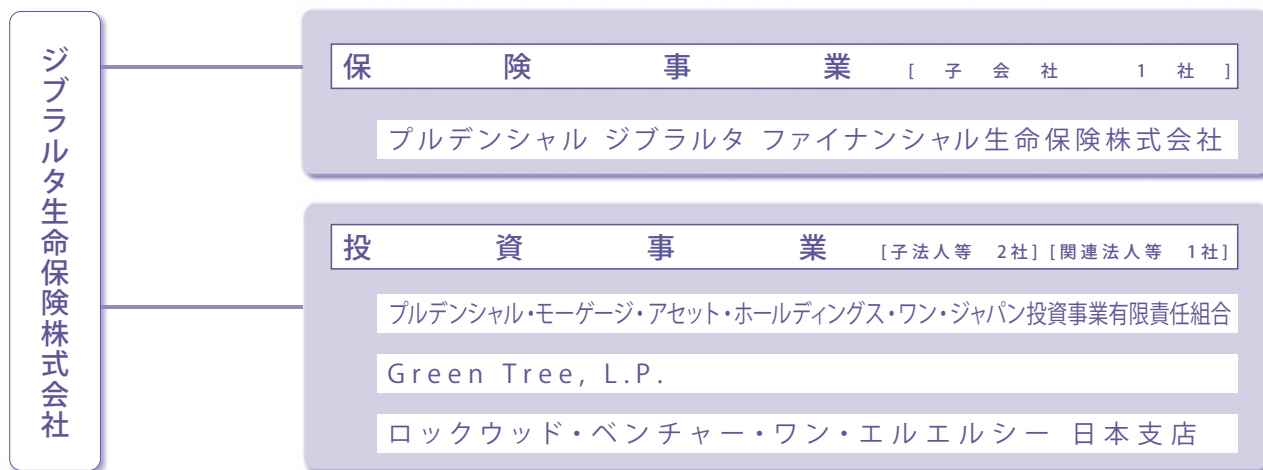
3. 個人変額年金保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

2017年度末及び2018年度末とも保有していません。

VIII 保険会社及びその子会社等の状況

1 保険会社及びその子会社等の概況

1 主要な事業の内容及び組織の構成



2 子会社等に関する事項

名称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	資本金又は 出資金の額	事業の内容	設立 年月日	総株主又は総 出資者の議決 権に占める当 社の保有議決 権の割合	総株主又は総出 資者の議決権に 占める当社子会 社等の保有議決 権の割合
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 生命保険株式会社	東京都 千代田区	11,545百万円	生命保険業	1955年 5月24日	100.0%	—
プルデンシャル・ モーゲージ・アセット・ ホールディングス・ワン・ ジャパン 投資事業有限責任組合	東京都 千代田区	71,004百万円	投資事業 (金銭の貸付ならびに 特定社債の取得)	2009年 5月19日	99.95%	—
Green Tree, L.P.	Grand Cayman, Cayman Islands	12,763百万円	投資事業	2018年 6月4日	99.99%	—
ロックウッド・ ベンチャー・ワン・ エルエルシー 日本支店	東京都 千代田区	9,500百万円	不動産(受益権) 投資運用	2001年 3月15日	50.0%	—

(注)1. プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合は投資事業有限責任組合に係わる出資金及び出資金割合を記載しています。

2. Green Tree, L.P.は、リミテッド・パートナーシップに係わる出資金及び出資金割合を記載しています。なお、出資金は2019年3月末現在数値で、換算レート：1ドル=110.99円です。

3. ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店は、匿名組合事業に係わる出資金及び出資金割合を記載しています。

2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

1 直近事業年度における事業の概況

子会社等の事業の状況は、以下のとおりであります。

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社の契約の状況は、個人保険および個人年金保険の合計で、新契約高（転換による純増加を含む）が前年同期より1,363億円減少し4,009億円となり、保有契約高は前期末より2,799億円増加し4兆9,527億円となりました。

収支の状況は、収入面では保険料等収入が3,911億円、資産運用収益が78億円となったのに対し、支出面では保険金等支払金が3,373億円、責任準備金等繰入額が104億円、事業費が354億円となった結果、経常利益は79億円となり、当期純利益は54億円となりました。

また、当期末の総資産は前期末より139億円増加し4,161億円となりました。

子法人等である「プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合」は不動産担保貸付ならびに特定社債の取得、保有及び処分を行っております。

同社の当期業績は受取利息収入が9億円（前期8億円）、オリジネーションフィー等の収入が0億円（前期8億円）となっております。また、当期末の同社の運用資産残高は722億円（前期末602億円）となりました。

子法人等である「Green Tree, L.P.」はヘッジファンドの取得、保有及び処分を行っております。

同社は当期に設立され、当期業績は利息及び配当金等収入が0億円となっております。また、当期末の同社の保有する有価証券残高は72億円となっております。

関連法人等である「ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー日本支店」は不動産の信託受益権を保有する特別目的会社であり同信託受益権の所有・管理を行っております。

同社の当期業績は、不動産賃貸料収入が42億円（前期41億円）、経常利益が21億円（前期19億円）と増収増益となっております。

2 主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	2,287,911	1,868,606	1,710,556	1,793,460	1,877,936
経常利益	117,434	107,843	127,990	147,044	227,665
親会社株主に帰属する当期純利益	35,203	49,803	64,648	89,725	142,115
包括利益	87,955	54,224	46,308	47,217	149,701

項目	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末
総資産	11,289,185	11,415,478	11,706,993	11,774,711	12,029,234
連結ソルベンシー・マージン比率	881.9%	927.7%	892.7%	919.4%	884.3%

（注）2015年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」として表示しています。

3 保険会社及びその子会社等の財産の状況

1 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2018年3月31日) 現在	2018年度 (2019年3月31日) 現在
		金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金		183,673	231,794
買入金銭債権		24,960	21,028
有価証券		10,025,895	10,075,563
貸付金		1,106,576	1,301,039
有形固定資産		54,335	53,746
土地		29,782	29,601
建物		19,443	19,343
リース資産		2,290	2,071
建設仮勘定		—	43
その他の有形固定資産		2,819	2,686
無形固定資産		91,346	87,259
ソフトウェア		8,002	10,109
のれん		80,443	74,255
その他の無形固定資産		2,900	2,895
再保険貸		6,236	14,903
その他資産		193,373	156,938
退職給付に係る資産		1,294	1,394
繰延税金資産		87,984	86,443
貸倒引当金		△966	△876
資産の部合計		11,774,711	12,029,234

科目	年度	2017年度 (2018年3月31日) 現在	2018年度 (2019年3月31日) 現在
		金額	金額
(負債の部)			
保険契約準備金		10,885,875	11,046,686
支払備金		57,780	59,017
責任準備金		10,795,458	10,956,689
契約者配当準備金		32,636	30,978
再保険借		9,820	34,385
その他負債		220,772	204,061
退職給付に係る負債		68,187	69,765
役員退職慰労引当金		443	344
特別法上の準備金		180,139	196,817
価格変動準備金		180,139	196,817
負債の部合計		11,365,237	11,552,061
(純資産の部)			
資本金		75,500	75,500
資本剰余金		35,429	35,429
利益剰余金		201,925	262,039
株主資本合計		312,854	372,968
その他有価証券評価差額金		93,102	103,075
繰延ヘッジ損益		5,734	4,104
退職給付に係る調整累計額		△2,217	△2,975
その他の包括利益累計額合計		96,618	104,205
純資産の部合計		409,473	477,173
負債及び純資産の部合計		11,774,711	12,029,234

2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		1,793,460	1,877,936
保険料等収入		1,349,515	1,371,003
資産運用収益		437,797	500,462
利息及び配当金等収入		320,678	324,495
売買目的有価証券運用益		40	2,105
有価証券売却益		54,794	31,418
有価証券償還益		3,970	1,164
金融派生商品収益		53,895	—
為替差益		—	137,786
貸倒引当金戻入額		—	80
その他運用収益		3,273	1,684
特別勘定資産運用益		1,144	1,728
その他経常収益		6,147	6,470
経常費用		1,646,415	1,650,270
保険金等支払金		960,832	1,123,731
保険金		164,224	190,595
年金		82,159	79,268
給付金		213,823	183,411
解約返戻金		317,717	318,129
再保険払戻金		45	73
その他返戻金		5,698	6,321
再保険料		177,162	345,931
責任準備金等繰入額		109,033	162,470
支払準備金繰入額		4,365	1,236
責任準備金繰入額		104,665	161,231
契約者配当金積立利息繰入額		1	1
資産運用費用		328,837	105,849
支払利息		2,004	1,320
有価証券売却損		40,023	20,170
有価証券評価損		1,166	1,248
有価証券償還損		471	610
金融派生商品費用		—	79,758
為替差損		282,501	—
貸倒引当金繰入額		47	—
貸付金償却		1	0
賃貸用不動産等減価償却費		711	714
その他運用費用		1,910	2,025
事業費		222,030	226,445
その他経常費用		25,682	31,774
経常利益		147,044	227,665

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
		金額	金額
特別利益		156	169
固定資産等処分益		156	169
特別損失		6,657	16,903
固定資産等処分損		194	214
価格変動準備金繰入額		6,463	16,678
その他特別損失		—	10
契約者配当準備金繰入額		11,758	11,200
税金等調整前当期純利益		128,785	199,730
法人税及び住民税等		40,545	59,162
法人税等調整額		△1,486	△1,547
法人税等合計		39,059	57,615
当期純利益		89,725	142,115
親会社株主に帰属する当期純利益		89,725	142,115

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
		金額	金額
当期純利益		89,725	142,115
その他の包括利益		△42,508	7,586
その他有価証券評価差額金		△46,141	9,973
繰延ヘッジ損益		4,081	△1,630
退職給付に係る調整額		△449	△757
包括利益		47,217	149,701
親会社株主に係る包括利益		47,217	149,701

3 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(△は損失)		128,785	199,730
賃貸用不動産等減価償却費		711	714
減価償却費		5,134	5,173
のれん償却額		6,187	6,187
支払備金の増減額(△は減少)		4,365	1,236
責任準備金の増減額(△は減少)		104,665	161,231
契約者配当準備金積立利息繰入額		1	1
契約者配当準備金繰入額		11,758	11,200
貸倒引当金の増減額(△は減少)		47	△80
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		764	399
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△83	△98
価格変動準備金の増減額(△は減少)		6,463	16,678
利息及び配当金等収入		△320,678	△324,495
有価証券関係損益(△は益)		△73,972	64,750
支払利息		2,004	1,320
為替差損益(△は益)		282,501	△137,786
有形固定資産関係損益(△は益)		32	12
再保険貸の増減額(△は増加)		△1,370	△8,666
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△11,818	△16,682
再保険借の増減額(△は減少)		△1,570	24,565
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		4,201	△10,040
非資金取引となる再保険料		—	168,042
その他		686	284
小計		148,818	163,681
利息及び配当金等の受取額		305,900	301,858
利息の支払額		△1,962	△1,999
契約者配当金の支払額		△12,461	△12,859
法人税等の支払額		△30,420	△44,571
営業活動によるキャッシュ・フロー		409,873	406,108
投資活動によるキャッシュ・フロー			
買入金銭債権の売却・償還による収入		7,370	3,883
有価証券の取得による支出		△7,106,744	△7,290,531
有価証券の売却・償還による収入		6,926,117	7,215,285
貸付けによる支出		△322,094	△239,104
貸付金の回収による収入		148,267	83,093
その他		14,007	△1,638
資産運用活動計		△333,075	△229,011
(営業活動及び資産運用活動計)		(76,797)	(177,096)
有形固定資産の取得による支出		△2,671	△2,587
有形固定資産の売却による収入		443	374
その他		△2,691	△5,145
投資活動によるキャッシュ・フロー		△337,995	△236,370
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入金の返済による支出		—	△39,201
配当金の支払額		△59,001	△82,001
その他		△223	△223
財務活動によるキャッシュ・フロー		△59,225	△121,426
現金及び現金同等物に係る換算差額		△5,137	△190
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		7,515	48,120
現金及び現金同等物期首残高		176,158	183,673
現金及び現金同等物期末残高		183,673	231,794

4 連結株主資本等変動計算書

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	75,500	35,429	171,201	282,130	139,244	1,652	△1,768	139,127	421,258
当期変動額									
剰余金の配当			△59,001	△59,001					△59,001
親会社株主に帰属 する当期純利益			89,725	89,725					89,725
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					△46,141	4,081	△449	△42,508	△42,508
当期変動額合計	—	—	30,724	30,724	△46,141	4,081	△449	△42,508	△11,784
当期末残高	75,500	35,429	201,925	312,854	93,102	5,734	△2,217	96,618	409,473

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	75,500	35,429	201,925	312,854	93,102	5,734	△2,217	96,618	409,473
当期変動額									
剰余金の配当			△82,001	△82,001					△82,001
親会社株主に帰属 する当期純利益			142,115	142,115					142,115
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					9,973	△1,630	△757	7,586	7,586
当期変動額合計	—	—	60,113	60,113	9,973	△1,630	△757	7,586	67,700
当期末残高	75,500	35,429	262,039	372,968	103,075	4,104	△2,975	104,205	477,173

連結財務諸表の作成方針

2017年度

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等数 2社

連結される子会社及び子法人等は、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社及びプルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等数 1社

ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店を営業者とする匿名組合

3. 連結される子会社及び子法人等の当連結会計年度の末日等に関する事項

連結子会社及び子法人等のうち、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であり、当連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。

2018年度

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等数 3社

連結される子会社及び子法人等は、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合及びGreen Tree, L.P.であります。Green Tree, L.P.は、出資持分を取得したことにより、当連結会計年度において新たに連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等数 1社

ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店を営業者とする匿名組合

3. 連結される子会社及び子法人等の当連結会計年度の末日等に関する事項

連結子会社及び子法人等のうち、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合及びGreen Tree, L.P.の決算日は12月31日であり、当連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。

重要な会計方針

2017年度

1. 有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

- ・有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。

- ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は0百万円であります。

2018年度

1. 有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

- ・有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。

- ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は0百万円であります。

2017年度

6. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、退職給付に係る資産を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度より5年～10年
過去勤務費用の処理年数	5年もしくは発生連結会計年度における一括費用処理

7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。

8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券等の一部について、キャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジ及び為替の振当処理、また、為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの総額又は時価変動を比較する比率分析によっております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

11. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を41,109百万円積み立てております。

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式及び全期チルメル式により計算しております。なお、上記の方法により計算された金額のほか、標準責任準備金積立に向け8,057百万円を積み立てております。これにより、標準責任準備金の対象契約については内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)により計算した金額と同額を積み立てております。なお、標準責任準備金の対象とならない契約については平準純

2018年度

6. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、退職給付に係る資産を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度より5年～10年
過去勤務費用の処理年数	5年もしくは発生連結会計年度における一括費用処理

7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。

8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、およびキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析により、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、当社では、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を30,318百万円積み立てております。

2017年度

保険料式により計算した金額と同額の積み立てとなっております。

12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

2018年度

12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

注記事項 連結貸借対照表関係

2017年度
(2018年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、ALM(資産負債総合管理)の観点から保険負債の特性にマッチする運用資産への投資を行っております。具体的には、安定したキャッシュ・フローが得られる国債や信用度の高い発行体に対する確定利付資産を運用の中心に置き、その他の確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除いて、外貨建公社債等については、原則として、為替ヘッジを行っております。

デリバティブ取引に関しては、(a)運用資産に係る市場リスク、(b)運用資産に係る信用リスク、(c)ALM上の金利リスクの各リスクのヘッジを目的として、先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ及び金利スワップションを行っております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、その他有価証券及び売買目的有価証券として保有する金融商品の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて計測しております。また、責任準備金対応債券及び満期保有目的の債券については、減損見込額を計測し市場リスク量に加算しております。

信用リスクの管理に関しては、集中リスクに留意した保有限度額の設定と遵守状況のモニタリング・報告、与信を伴う投融资の個別案件(投資一任契約に基づき行われる運用等は除く)ごとの審査・信用調査、VaRを用いた信用リスク量の計測等を行っております。

また、統合的リスク管理規程等において定められたリスク・リミットとVaRによるリスク量との比較等の規程の遵守状況を定期的に執行役員会等に報告しております。

デリバティブの内包するリスクは、市場リスクについては、現物資産と合わせて一元的に管理しております。信用リスクのうち、デリバティブ取引の決済の確実性に関わるカウンター・パーティー・リスクの管理については、信用度の高い取引先を選定することで行っております。

特別勘定の資産運用は、国内外の株式・公社債などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的な観点に立った収益の確保を目指しております。また、運用にあたっては、リスクと収益のバランスをはかりつつ、安定的な総合収益が確保できるポートフォリオの構築に努めております。

2018年度
(2019年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、ALM(資産負債総合管理)の観点から保険負債の特性にマッチする運用資産への投資を行っております。具体的には、安定したキャッシュ・フローが得られる国債や信用度の高い発行体に対する確定利付資産を運用の中心に置き、その他の確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除いて、外貨建公社債等については、原則として、為替ヘッジを行っております。

デリバティブ取引に関しては、(a)運用資産に係る市場リスク、(b)ALM上の金利リスクの各リスクのヘッジを目的として、先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ及び金利スワップションを行っております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、その他有価証券及び売買目的有価証券として保有する金融商品の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて計測しております。また、責任準備金対応債券及び満期保有目的の債券については、減損見込額を計測し市場リスク量に加算しております。

信用リスクの管理に関しては、集中リスクに留意した保有限度額の設定と遵守状況のモニタリング・報告、与信を伴う投融资の個別案件(投資一任契約に基づき行われる運用等は除く)ごとの審査・信用調査、VaRを用いた信用リスク量の計測等を行っております。

また、統合的リスク管理規程等において定められたリスク・リミットとVaRによるリスク量との比較等の規程の遵守状況を定期的に執行役員会等に報告しております。

デリバティブの内包するリスクは、市場リスクについては、現物資産と合わせて一元的に管理しております。信用リスクのうち、デリバティブ取引の決済の確実性に関わるカウンター・パーティー・リスクの管理については、信用度の高い取引先を選定することで行っております。

特別勘定の資産運用は、国内外の株式・公社債などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的な観点に立った収益の確保を目指しております。また、運用にあたっては、リスクと収益のバランスをはかりつつ、安定的な総合収益が確保できるポートフォリオの構築に努めております。

2017年度
(2018年3月31日現在)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	183,673	183,673	—
買入金銭債権			
満期保有目的の債券	15,548	16,860	1,312
その他有価証券	9,411	9,411	—
有価証券			
売買目的有価証券	58,045	58,045	—
満期保有目的の債券	62,569	66,266	3,696
責任準備金対応債券	7,274,248	8,153,505	879,257
その他有価証券	2,600,918	2,600,918	—
貸付金			
保険約款貸付	81,002	81,002	—
一般貸付	1,025,573	1,033,259	7,686
貸倒引当金	△381	—	—
	1,106,194	1,114,262	8,067
金融派生商品			
ヘッジ会計が適用 されていないもの	32,144	32,144	—
ヘッジ会計が適用 されているもの	(7,814)	(7,814)	—
(借入金)			
(劣後ローン)	(54,497)	(78,581)	△24,084

- ・貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- ・デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- ・負債に計上されているものについては、()で示しております。

①現金及び預貯金

満期のない預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券(買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)

- ・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
- ・市場価格のない有価証券

合理的に算定された価額による評価を行っております。なお、非上場株式、組合出資金等のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。

当該非上場株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は351百万円、組合出資金等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は29,761百万円であります。

③貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付のうち、法人向貸付については契約に基づくキャッシュ・フローを割引いて現在価値を計算して時価としております。また、外部ブローカー等より時価が取得できる契約については、その時価を使用しております。貸倒懸念債権については資産査定において、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて個別貸倒引当金の計算が行われており、債権額から個別貸倒引当金を差し引いた金額を時価としております。

個人向の住宅ローン等については保証会社別の区分に基づき繰上返済率を織り込んだ将来見積りキャッシュ・フローを割引いて、現在価値を計算して時価としております。

2018年度
(2019年3月31日現在)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	231,794	231,794	—
買入金銭債権			
満期保有目的の債券	12,779	13,933	1,154
その他有価証券	8,248	8,248	—
有価証券			
売買目的有価証券	60,022	60,022	—
満期保有目的の債券	60,112	63,873	3,760
責任準備金対応債券	7,503,405	8,548,363	1,044,957
その他有価証券	2,423,142	2,423,142	—
貸付金			
保険約款貸付	85,902	85,902	—
一般貸付	1,215,136	1,240,463	25,326
貸倒引当金	△248	—	—
	1,300,791	1,326,365	25,574
金融派生商品			
ヘッジ会計が適用 されていないもの	(32,883)	(32,883)	—
ヘッジ会計が適用 されているもの	(23,653)	(23,653)	—
(借入金)			
(劣後ローン)	(15,295)	(20,882)	△5,586

- ・貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- ・デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- ・負債に計上されているものについては、()で示しております。

①現金及び預貯金

満期のない預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券(買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)

- ・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
- ・市場価格のない有価証券

合理的に算定された価額による評価を行っております。なお、非上場株式、組合出資金等のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。

当該非上場株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は274百万円、組合出資金等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は28,606百万円であります。

③貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付のうち、法人向貸付については契約に基づくキャッシュ・フローを割引いて現在価値を計算して時価としております。また、外部ブローカー等より時価が取得できる契約については、その時価を使用しております。貸倒懸念債権については資産査定において、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて個別貸倒引当金の計算が行われており、債権額から個別貸倒引当金を差し引いた金額を時価としております。

個人向の住宅ローン等については保証会社別の区分に基づき繰上返済率を織り込んだ将来見積りキャッシュ・フローを割引いて、現在価値を計算して時価としております。

2017年度 (2018年3月31日現在)

割引率はスワップレートや国債利回り等、適切な指標に信用スプレッド等を上乗せして設定しております。

④金融派生商品

為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引及び金利スワップオプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

⑤借入金

借入金は契約に基づくキャッシュ・フローをスワップレートの利回りに信用スプレッド等を上乗せした割引率で割引いて現在価値を計算して時価としております。

2. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都その他の地域において賃貸等不動産を保有しております。当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は42,762百万円、時価は64,350百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士が算定した金額（自社で指標等を用いて調整を加えたものを含む）であります。その他の重要性が乏しい物件については、土地は相続税評価額、建物は適正な帳簿価額の合算額を時価としております。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は28百万円であります。

3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は1,679百万円です。なお、それぞれの内訳は以下のとおりです。

貸付金のうち、破綻先債権額は7百万円、延滞債権額は1,672百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額0百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

4. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の当連結会計年度末残高の総額は15,023百万円です。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は24,219百万円です。

2018年度 (2019年3月31日現在)

割引率はスワップレートや国債利回り等、適切な指標に信用スプレッド等を上乗せして設定しております。

④金融派生商品

為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引及び金利スワップオプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

⑤借入金

借入金は契約に基づくキャッシュ・フローをスワップレートの利回りに信用スプレッド等を上乗せした割引率で割引いて現在価値を計算して時価としております。

2. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都その他の地域において賃貸等不動産を保有しております。当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は42,254百万円、時価は66,811百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士が算定した金額（自社で指標等を用いて調整を加えたものを含む）であります。その他の重要性が乏しい物件については、土地は相続税評価額、建物は適正な帳簿価額の合算額を時価としております。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は25百万円です。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、211,761百万円です。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は1,998百万円です。なお、それぞれの内訳は以下のとおりです。

貸付金のうち、破綻先債権額は6百万円、延滞債権額は1,991百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額0百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

5. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の当連結会計年度末残高の総額は11,720百万円です。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は25,970百万円です。

2017年度
(2018年3月31日現在)

6. 特別勘定の資産の額は27,941百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
7. 繰延税金資産の総額は141,447百万円、繰延税金負債の総額は48,354百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は5,108百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金51,406百万円、価格変動準備金50,350百万円、退職給付に係る負債19,153百万円、貸倒引当金270百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額37,916百万円、有価証券の評価の差異3,347百万円であります。

8. 当連結会計年度における法定実効税率は28.19%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異1.62%であります。
9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	33,337百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	12,461百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	11,758百万円
当連結会計年度末現在高	32,636百万円

10. 関係会社（連結される子会社及び子法人等を除く）の出資金は27,492百万円であります。
11. 担保に供されている資産の額は、有価証券37,662百万円であります。
また、担保付き債務の額は15,023百万円であり、その全額が、参加者に売却したもとして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。
12. 1株当たりの純資産額は194,893円64銭であります。
13. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,940百万円及び永久劣後特約付借入金45,557百万円を計上しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は23,622百万円であります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
15. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は7,274,248百万円、時価は8,153,505百万円であります。

当社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。

各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。

当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。

なお、ブルデンシャル・グループではALM（資産負債総合管理）運用の高度化の一環として、投資可能期間により重点を

2018年度
(2019年3月31日現在)

7. 特別勘定の資産の額は26,910百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
8. 繰延税金資産の総額は139,191百万円、繰延税金負債の総額は48,006百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は4,741百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金55,012百万円、保険契約準備金48,856百万円、退職給付に係る負債19,597百万円、貸倒引当金245百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額38,893百万円であります。

9. 当連結会計年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異1.10%であります。
10. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	32,636百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	12,859百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	11,200百万円
当連結会計年度末現在高	30,978百万円

11. 関係会社（連結される子会社及び子法人等を除く）の出資金は27,458百万円であります。
12. 担保に供されている資産の額は、有価証券34,054百万円であります。
また、担保付き債務の額は11,720百万円であり、その全額が、参加者に売却したもとして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。
13. 1株当たりの純資産額は227,116円75銭であります。
14. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,940百万円及び永久劣後特約付借入金6,355百万円を計上しております。
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は24,285百万円であります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
16. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は7,503,405百万円、時価は8,548,363百万円であります。

当社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。

各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。

当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。

2017年度

(2018年3月31日現在)

おいた金利リスク管理を行うこととしました。小区分の特定について、当該管理との整合性を保つため、当連結会計年度において次のファンドに対応する保険キャッシュ・フローの計測期間を投資可能期間に合わせて変更しております。円建年金ファンド（これらと同じ負債特性をもつ再保険契約を含む）は従来保険期間満了までを対象としておりましたが、一般ファンド（これらと同じ負債特性をもつ再保険契約を含む）と同様に40年以内に変更しております。また、米ドル建保険ファンド（同じ負債特性をもつ再保険契約を含む）、米ドル建年金ファンド（同じ負債特性をもつ再保険契約を含む）及び豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性をもつ再保険契約を含む）についても、従来保険期間満了までを対象としておりましたが、30年以内に変更しております。この変更による連結計算書類への影響はありません。

発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当連結会計年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。この結果、従来と比べて有価証券が51百万円、その他有価証券評価差額金が37百万円減少し、繰延税金資産が14百万円増加しております。

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち円建保険契約群を小区分としております。

小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。

当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。

なお、プルデンシャル・グループではALM（資産負債総合管理）運用の高度化の一環として、投資可能期間により重点をおいた金利リスク管理を行うこととしました。当連結会計年度において、当該管理との整合性を保つため、従来の小区分の設定において保険期間満了までを対象としていた保険キャッシュ・フローの計測期間を、投資可能期間に合わせて40年以内に変更しております。この変更による連結計算書類への影響はありません。

16. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券24,960百万円であります。

17. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社及び連結される子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	99,405百万円
勤務費用	4,654百万円
利息費用	734百万円
数理計算上の差異の発生額	1,227百万円
退職給付の支払額	△7,317百万円
その他	54百万円
退職給付債務の期末残高	98,757百万円

2018年度

(2019年3月31日現在)

発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当連結会計年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。振替による連結計算書類への影響は軽微であります。

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち円建保険契約群を小区分としております。

小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。

当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。

17. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券21,028百万円であります。

18. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社及び連結される子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	98,757百万円
勤務費用	4,481百万円
利息費用	727百万円
数理計算上の差異の発生額	2,190百万円
退職給付の支払額	△7,923百万円
その他	83百万円
退職給付債務の期末残高	98,317百万円

2017年度
(2018年3月31日現在)

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	33,912百万円
期待運用収益	508百万円
数理計算上の差異の発生額	292百万円
退職給付の支払額	△2,849百万円
年金資産の期末残高	31,864百万円

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	32,330百万円
年金資産	△31,864百万円
	465百万円
非積立型制度の退職給付債務	66,427百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	66,892百万円
退職給付に係る負債	68,187百万円
退職給付に係る資産	△1,294百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	66,892百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	4,654百万円
利息費用	734百万円
期待運用収益	△508百万円
数理計算上の差異の費用処理額	297百万円
その他	25百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	5,203百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△636百万円
合計	△636百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△3,033百万円
合計	△3,033百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	64%
生命保険一般勘定	28%
株式	7%
現金及び預金	1%
合計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	0.74%～0.90%
長期期待運用収益率	1.50%

2018年度
(2019年3月31日現在)

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	31,864百万円
期待運用収益	477百万円
数理計算上の差異の発生額	349百万円
退職給付の支払額	△2,745百万円
年金資産の期末残高	29,947百万円

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	30,151百万円
年金資産	△29,947百万円
	204百万円
非積立型制度の退職給付債務	68,166百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,370百万円
退職給付に係る負債	69,765百万円
退職給付に係る資産	△1,394百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,370百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	4,481百万円
利息費用	727百万円
期待運用収益	△477百万円
数理計算上の差異の費用処理額	799百万円
その他	46百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	5,577百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△1,041百万円
合計	△1,041百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△4,074百万円
合計	△4,074百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	64%
生命保険一般勘定	28%
株式	7%
現金及び預金	1%
合計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	0.74%～0.90%
長期期待運用収益率	1.50%

VIII 保険会社及びその子会社等の状況

2017年度

(2018年3月31日現在)

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額
当社及び連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、480百万円であります。

18. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2018年度

(2019年3月31日現在)

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額
当社及び連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、502百万円であります。

19. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

注記事項 連結損益計算書関係

2017年度

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

- 1株当たりの当期純利益は42,706円68銭であります。
- 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2018年度

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

- 1株当たりの当期純利益は67,642円37銭であります。
- 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

注記事項 連結包括利益計算書関係

2017年度

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1. その他の包括利益の内訳	
その他有価証券評価差額金:	
当期発生額	△19,579百万円
組替調整額	△43,632百万円
税効果調整前	△63,212百万円
税効果額	17,071百万円
その他有価証券評価差額金	△46,141百万円
繰延ヘッジ損益:	
当期発生額	5,580百万円
組替調整額	85百万円
税効果調整前	5,665百万円
税効果額	△1,583百万円
繰延ヘッジ損益	4,081百万円
退職給付に係る調整額:	
当期発生額	△934百万円
組替調整額	297百万円
税効果調整前	△636百万円
税効果額	187百万円
退職給付に係る調整額	△449百万円
その他の包括利益合計	△42,508百万円

2018年度

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. その他の包括利益の内訳	
その他有価証券評価差額金:	
当期発生額	15,054百万円
組替調整額	△1,075百万円
税効果調整前	13,979百万円
税効果額	△4,005百万円
その他有価証券評価差額金	9,973百万円
繰延ヘッジ損益:	
当期発生額	△2,137百万円
組替調整額	△124百万円
税効果調整前	△2,262百万円
税効果額	632百万円
繰延ヘッジ損益	△1,630百万円
退職給付に係る調整額:	
当期発生額	△1,840百万円
組替調整額	799百万円
税効果調整前	△1,041百万円
税効果額	284百万円
退職給付に係る調整額	△757百万円
その他の包括利益合計	7,586百万円

注記事項 連結キャッシュ・フロー計算書関係

2017年度

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

- 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資であります。
- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

現金及び預貯金	183,673百万円
現金及び現金同等物	183,673百万円

2018年度

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

- 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資であります。
- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

現金及び預貯金	231,794百万円
現金及び現金同等物	231,794百万円
- 重要な非資金取引の内容
非資金取引となる再保険料168,042百万円は、再保険料のうち対価として有価証券を売却した取引に係るものであります。

注記事項 連結株主資本等変動計算書関係

2017年度

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首 株式数	当連結会計 年度 増加株式数	当連結会計 年度 減少株式数	当連結会 計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,100	—	—	2,100
優先株式	0	—	—	0
合計	2,101	—	—	2,101

- 配当金支払額

(1) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2017年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- 優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月27日
- 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	59,001百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	28,083円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月27日

(2) 当該事業年度終了後に行う剰余金の配当に関する事項
2018年6月21日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- 優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月21日
- 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	82,001百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	39,030円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月21日

2018年度

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首 株式数	当連結会計 年度 増加株式数	当連結会計 年度 減少株式数	当連結会 計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,100	—	—	2,100
優先株式	0	—	—	0
合計	2,101	—	—	2,101

- 配当金支払額

(1) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2018年6月21日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- 優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月21日
- 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	82,001百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	39,030円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月21日

(2) 当該事業年度終了後に行う剰余金の配当に関する事項
2019年6月20日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- 優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月20日
- 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	136,683百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	65,057円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月20日

5 リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	7	6
延滞債権額	1,672	1,991
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計 (貸付残高に対する比率)	1,679 (0.15%)	1,998 (0.15%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、帳簿価額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として帳簿価額から直接減額表示しています。その金額は、2017年度末が延滞債権額 0百万円、2018年度末が延滞債権額 0百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

6 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目		2017年度末	2018年度末	
ソルベンシー・マージン総額	(A)	1,098,055	1,096,615	
資本金等		150,409	162,029	
価格変動準備金		180,139	196,817	
危険準備金		121,582	124,684	
異常危険準備金		—	—	
一般貸倒引当金		379	246	
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)		121,887	130,319	
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)		20,182	22,905	
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額		△3,033	△4,074	
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		421,563	415,870	
負債性資本調達手段等		54,497	15,295	
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—	
控除項目		—	—	
その他		30,447	32,522	
リスクの合計額	$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2+R_8+R_9})^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$	(B)	238,857	248,002
保険リスク相当額	R ₁	20,492	19,813	
一般保険リスク相当額	R ₅	—	—	
巨大災害リスク相当額	R ₆	—	—	
第三分野保険の保険リスク相当額	R ₈	9,768	8,842	
少額短期保険業者の保険リスク相当額	R ₉	—	—	
予定利率リスク相当額	R ₂	42,381	42,396	
最低保証リスク相当額	R ₇	348	314	
資産運用リスク相当額	R ₃	188,921	198,201	
経営管理リスク相当額	R ₄	5,238	5,391	
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	919.4%	884.3%	

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いております。

7 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

(単位:百万円)

項目		2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	124,103	129,427
資本金等		60,083	65,544
価格変動準備金		3,112	3,202
危険準備金		3,779	3,754
一般貸倒引当金		—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)		273	934
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)		—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		16,286	13,299
負債性資本調達手段等		25,000	25,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
持込資本金等		—	—
控除項目		—	—
その他		15,568	17,692
リスクの合計額	$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	29,912	31,414
保険リスク相当額	R ₁	229	201
第三分野保険の保険リスク相当額	R ₈	50	43
予定利率リスク相当額	R ₂	15	21
最低保証リスク相当額	R ₇	2	8
資産運用リスク相当額	R ₃	29,300	30,762
経営管理リスク相当額	R ₄	591	620
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	829.7%	823.9%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いております。

8 セグメント情報

当社及び連結子会社等は、生命保険事業以外に投資事業を営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しております。

9 会計監査人の監査

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)及び2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、会社法に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

※当資料では、監査対象となった連結計算書類の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結計算書類の記載内容を一部変更しています。

10 連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認

当社の代表取締役社長は、当社の2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及び附属明細書、並びに連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結株主資本等変動計算書)に記載されたすべての重要な事項が適正であることを確認しております。

更に、財務諸表及び連結財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを確認しております。

11 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

Contents 生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」に基づいて作成しています。
その基準における各項目は以下のページに記載しております。

I. 会社の概況及び組織	38	11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	71
1. 沿革	38	※連結計算書類等については118ページに記載	
2. 経営の組織	39	12. 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
3. 店舗網一覧	40、41	13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	—
4. 資本金の推移	42	※連結財務諸表について118ページに記載	
5. 株式の総数	42	14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	71
6. 株式の状況	42		
7. 主要株主の状況	42		
8. 取締役及び監査役（役職名・氏名）	43		
9. 会計参与の氏名又は名称	該当ありません		
10. 会計監査人の氏名又は名称	44		
11. 従業員の在籍・採用状況	44		
12. 平均給与（内勤社員）	44		
13. 平均給与（営業社員）	49		
II. 保険会社の主要な業務の内容	45	VI. 業務の状況を示す指標等	72
1. 主要な業務の内容	45	1. 主要な業務の状況を示す指標等	72
2. 経営方針	45	1-1 決算業績の概況	72
III. 直近事業年度における事業の概況	47	1-2 保有契約高及び新契約高	72
1. 直近事業年度における事業の概況	47、48	1-3 年換算保険料	72
2. 契約者懇談会開催の概況	48	1-4 保障機能別保有契約高	73、74
3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	48	1-5 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	74
4. 契約者に対する情報提供の実態	49	1-6 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	75
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	49	1-7 契約者配当の状況	76、77
6. 営業社員・代理店教育・研修の概略	49	2. 保険契約に関する指標等	78
7. 新規開発商品の状況	49	2-1 保有契約増加率	78
8. 保険商品一覧	50、51	2-2 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	78
9. 情報システムに関する状況	53	2-3 新契約率（対年度始）	78
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	53	2-4 解約失効率（対年度始）	78
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	54	2-5 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	78
V. 財産の状況	55	2-6 死亡率（個人保険主契約）	78
1. 貸借対照表	55	2-7 特約発生率（個人保険）	78
2. 損益計算書	56	2-8 事業費率（対収入保険料）	78
3. キャッシュ・フロー計算書	57	2-9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	78
4. 株主資本等変動計算書	57	2-10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	78
5. 債務者区分による債権の状況	64	2-11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	78
6. リスク管理債権の状況	64	2-12 未だ収受していない再保険金の額	79
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	64	2-13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	79
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	65	3. 経理に関する指標等	79
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	66	3-1 支払備金明細表	79
9-1 有価証券の時価情報	66、67	3-2 責任準備金明細表	79
9-2 金銭の信託の時価情報	67	3-3 責任準備金残高の内訳	79
9-3 デリバティブ取引の時価情報	68～70	3-4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	80
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	71		

3-5 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	80
3-6 契約者配当準備金明細表	80
3-7 引当金明細表	81
3-8 特定海外債権引当勘定の状況	81
3-9 資本金等明細表	81
3-10 保険料明細表	82
3-11 保険金明細表	82
3-12 年金明細表	82
3-13 給付金明細表	82
3-14 解約返戻金明細表	82
3-15 減価償却費用明細表	83
3-16 事業費用明細表	83
3-17 税金明細表	83
3-18 リース取引	83
3-19 借入金残存期間別残高	83
4. 資産運用に関する指標等	84
4-1 資産運用の概況	84、85
4-2 運用利回り	85
4-3 主要資産の平均残高	86
4-4 資産運用収益明細表	86
4-5 資産運用費用明細表	86
4-6 利息及び配当金等収入明細表	86
4-7 有価証券売却益明細表	86
4-8 有価証券売却損明細表	86
4-9 有価証券評価損明細表	86
4-10 商品有価証券明細表	86
4-11 商品有価証券売買高	86
4-12 有価証券明細表	86
4-13 有価証券残存期間別残高	87
4-14 保有公社債の期末残高利回り	87
4-15 業種別株式保有明細表	88
4-16 貸付金明細表	88
4-17 貸付金残存期間別残高	89
4-18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	89
4-19 貸付金業種別内訳	90
4-20 貸付金用途別内訳	90
4-21 貸付金地域別内訳	91
4-22 貸付金担保別内訳	91
4-23 有形固定資産明細表	91
4-24 固定資産等処分益明細表	92
4-25 固定資産等処分損明細表	92
4-26 賃貸用不動産等減価償却費用明細表	92
4-27 海外投融資の状況	92
4-28 海外投融資利回り	93
4-29 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	93
4-30 各種ローン金利	93
4-31 その他の資産明細表	93
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	93
5-1 有価証券の時価情報	93、94
5-2 金銭の信託の時価情報	94
5-3 デリバティブ取引の時価情報	94、95

VII. 保険会社の運営 9

1. リスク管理の体制	10~13
2. 法令遵守の体制	14
3. 法第二百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	15
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	15
5. 個人データ保護について	16
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	17

VIII. 特別勘定に関する指標等 96

1. 特別勘定資産残高の状況	96
2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	96、97
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	96、97
3-1 保有契約高	96、97
3-2 年度末資産の内訳	96、97
3-3 運用収支状況	96、97
3-4 有価証券の時価情報	97

IX. 保険会社及びその子会社等の状況 98

1. 保険会社及びその子会社等の概況	98
1-1 主要な事業の内容及び組織の構成	98
1-2 子会社等に関する事項	98
2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務	99
2-1 直近事業年度における事業の概況	99
2-2 主要な業務の状況を示す指標	99
3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況	100
3-1 連結貸借対照表	100
3-2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	101
3-3 連結キャッシュ・フロー計算書	102
3-4 連結株主資本等変動計算書	103
3-5 リスク管理債権の状況	116
3-6 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)	116
3-7 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	117
3-8 セグメント情報	118
3-9 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 該当ありません	
3-10 代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	118
3-11 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該存在重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	118

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー

通話料無料

一般のお客さま

0120-37-2269

教職員のお客さま

0120-37-9419

ご高齢のお客さま

0120-16-7895

ジブラルタ生命のホームページ www.gib-life.co.jp/

ジブラルタ生命のフェイスブック公式ページ www.facebook.com/giblifeco.jp

「家族への想い」スペシャルウェブサイト www.gib-life.co.jp/st/kazoku/
